

法科大学院認証評価

自己評価書

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

平成26年6月

静岡大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	12
	第3章 教育方法	31
	第4章 成績評価及び修了認定	42
	第5章 教育内容等の改善措置	60
	第6章 入学者選抜等	67
	第7章 学生の支援体制	82
	第8章 教員組織	94
	第9章 管理運営等	107
	第10章 施設、設備及び図書館等	112
	第11章 自己点検及び評価等	121

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

静岡県静岡市駿河区大谷836

(3) 学生数及び教員数

学生数： 22人（平成26年5月1日現在）

教員数： 16人（うち実務家教員4人）

2 特徴

(1) 伝統と実績を受け継ぐ本法科大学院

本法科大学院は、平成17年4月、静岡大学人文学部法学科及び大学院人文社会科学研究科（修士課程）法律経済専攻を母体として発足した。法学科は、前身の文理学部・人文学部法経学科時代以来、80名を超える法曹実務家を送り出しており、他方、大学院人文社会科学研究科は、高度職業人の養成を目的とするものであった。

本法科大学院は、こうした伝統と実績を、新しい法曹養成制度を目的とする教育機関として受け継ぎ、発展させる中で、21世紀の新たな法曹実務家の養成を担うべく、地域からの要望をも担って設置された。

(2) 地域からの支援・協力、そして連携する本法科大学院

本法科大学院の設置後の運営・教育は、静岡県弁護士会をはじめ、地域の企業や自治体からの様々な支援、協力、連携のもとで行われてきている。

① 人材面での支援・協力・連携

静岡県弁護士会は、静岡大学法科大学院バックアップ委員会を数十名の会員により組織しており、活発な支援活動を展開している。とりわけ、本法科大学院における専任の実務家教員の選出をはじめ、実務家（弁護士）非常勤講師の派遣は、静岡県弁護士会の支援と協力により充実したものとなっている。さらに、バックアップ委員会の協力は、様々なチューター派遣等の学習支援活動に資するものとなっている。

また、エクスターンシップの受け入れ先は、法律事務所について静岡県弁護士会、企業法務について地元の大手民間企業、自治体法務について静岡県・静岡市など、地域社会の支援と協力のもとで実施されている。

② 財政面での支援・協力

本法科大学院は、地域の各界各層で組織された静岡大学法科大学院支援協会が窓口となり、発足以来、これまで5千万円余の寄付金を受け（平成26年5月27日迄）、これにより学生への奨学金の交付などが実現している。

(3) 地域に貢献することを目指す本法科大学院

このように地域社会からの支援・協力を受け、また相互に連携しながら、本法科大学院は、地域社会を担う法曹実務家を養成することで地域に対して以下のように貢献することを目指している。

① 法学系高等教育機関の充実

大都市圏に次ぐ経済力・人口規模を有する静岡県域における法学系高等教育機関の役割を充実させることで、地域に貢献する有為な法曹実務家を養成する。

また、静岡県弁護士会等との連携により、リーガルクリニックや法実務研究を行うことで、地域のリーガルセンター的な役割を担う。

② 養成を目指す法曹実務家像

本法科大学院における法曹実務家の養成にあつては、法曹実務家としての基本的能力のみならず、地域特性に基づく法的需要に対応し得る法曹実務家の養成を目指し、入学定員20名という少人数のもと、それを実現する教育を行う。

すなわち、本法科大学院が養成を目指す法曹実務家は、地域企業の法務、とりわけ国際化する地域企業の特性に対応した中国関連法務にも通じた法曹実務家と、地域住民の生活に関する法務はもとより、同じく国際化する地域社会の特性に対応した在住外国人の経済生活や家族関係などにも通じた法曹実務家である。

③ 地域に貢献する法曹実務家

以上のような本法科大学院の目的は、これまで本法科大学院を修了し法曹資格を得た者（24名）のうち、14名が静岡県弁護士会に登録し、法曹として様々な地域に貢献する活動を展開していることにより着実に達成されつつある。

Ⅱ 目的

1 地域社会の変容と法曹実務家に対する期待・要請

東京や大阪といった大規模都市圏に次いで、約 370 万人の県民を擁し、全国屈指の工業製品出荷高を誇る静岡経済圏にあつては、とりわけ浜松地域が典型であるが、地域企業が海外へ業務を展開し、これに伴ってヒト・モノ・情報が国境を越えて移動するなど、国際化がいつそう進展している。

また、静岡経済圏を代表する自動車産業では、日系人の雇用を特徴としており、とりわけ浜松地域に在住外国人が集住していることから、固有の法的問題を惹起している。

他方、市民生活においても、雇用形態の多様化、消費者取引の複雑化、さらに家族問題の複雑化など、それに係わる専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大している。また、地方分権の進展や静岡市や浜松市が政令指定都市となったことにも象徴されるように、地域行政においても権限が譲渡され、行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる、量的（平成 26 年 5 月 12 日現在、静岡県弁護士会所属の弁護士だけで 419 名）のみならず、質的にもより高度な能力を備えた法務の専門家（法曹実務家）が必要とされるようになってきている。

このように大きく変容しつつある地域社会を担う法務の専門家には、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野、さらには語学力等の多様な能力などがいつそう求められている。

本法科大学院の母体であった人文学部法学科は、前身の文理学部及び人文学部法経学科以来、80 名を超える法曹実務家を地元静岡県のみならず全国に輩出してきた。本法科大学院には、こうした伝統と実績をさらに発展・強化させることが期待されている。

2 本法科大学院の教育の理念・目標

本法科大学院は、こうした期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県弁護士会はもとより、地方自治体や地域企業などの地域社会と連携しつつ、静岡県域がその典型である、国際化する中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件に対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

もとより、これは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するということではなく、“Think globally , act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、どこにおいても通用する普遍的な能力を持った法曹実務家でなければならないということを意味するものであり、それが本法科大学院の教育の理念・目標である。

3 本法科大学院が養成を目指す法曹実務家像

そこで、本法科大学院は、具体的には、① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性にも対応した中国関連法務にも通じた法律専門家、② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域社会の特性に対応した在住外国人の経済生活や家族関係などにも通じた法律専門家の養成を目指している。

そのため、静岡県弁護士会との協力関係のもと、地域の優れた人材を多数非常勤講師として招くとともに、とりわけ地域特性に係る授業科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業取引法」や「在住外国人と法」などを開講している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、静岡県域がその典型である、大都市圏域に次ぐ、国際化する中核都市型地域社会が変容するに伴い生じる新たな法曹実務家への要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、もって地域に貢献することを目指している。

【解釈指針 1-1-1-1】

《資料 1-1: 静岡大学法科大学院が目指すもの「法科大学院学生便覧」》

以上の本法科大学院の教育理念・目標は、教職員・学生に周知し、広く社会に公表している。

【解釈指針 1-1-1-2】

1 静岡大学法科大学院が目指すもの

今日、企業活動の国際的な展開やこれに伴うヒト・モノ・情報の国境を越えた移動など、わが国・地域において国際化がいつそう進展する一方、市民生活においても、雇用形態の多様化や医療行為の高度化などに伴い専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大しています。また、地方分権の進展とともに地域行政においても行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる法務の専門家が必要とされるようになっていきます。

このように大きく変容しつつあるわが国の地域社会を担う法務の専門家(法曹実務家)は、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等の能力・力量がいつそう求められています。

静岡大学法科大学院は、そうした要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指しております。もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成をするということではありません。

” Think globally, act locally ” という標語もあるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、まずもってどこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならない。それが静岡大学法科大学院の教育上の理念です。

資料 1-1 (出典: 法科大学院学生便覧)

《別添資料 1-1-1: 研究科長挨拶、教育理念「部局ウェブサイト」》

<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/about/message/>

<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/vision/rinen/>

《別添資料 1-1-2: 静岡大学法科大学院の教育理念・目的と目指す法曹像
「平成 26 年度法科大学院学生募集要項」》

以上の教育理念・目標を達成するため、次のような教育体系を組んでいる。

授業科目は、4つの科目群から編成され、段階的かつ体系的に、着実に理解を深めながら学習を進めることができるよう工夫している。この基本を維持しつつ、平成 24 年度より、教育効果の向上のために基礎→定着→応用の 3 段階の科目配置を基本とする新カリキュラムに移行した。

- | | | | |
|-------------|---|----------------|-------------|
| ・ 法律基本科目 | } | 公法系科目 | |
| ・ 法律実務基礎科目 | | 民事法系科目 | |
| ・ 基礎法学・隣接科目 | | 刑事法系科目 | |
| ・ 展開・先端科目 | } | 市民生活・公共法務関連科目群 | |
| | | 企業法務関連科目群 | |
| | | 地域国際化対応科目群 | |
| | | } | 中国法務関連科目 |
| | | | 在住外国人法務関連科目 |

1 年次には、3 年課程（法学未修者）の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、実務法学への導入教育に係る授業科目と、理論に重点を置いた憲法、刑法、民法、刑事訴訟法など法律基本科目を配置している。

2 年次には、法律実務基礎科目とともに、1 年次の法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する公法、民事法、刑事法の各総合演習を配置している。2 年課程（法学既修者）の学生は、この学年から学習を始める。

3 年次には、民事法、商事法及び刑事法の総合演習とともに、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをする授業科目、民事と刑事の各実務基礎を配置している。

他方、2・3 年次には、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学・隣接科目を展開する。

各授業科目群については、以下のとおりである。

（a）法律基本科目

1 年次に配置される憲法、民法、刑法、刑事訴訟法と 2 年次に配置される民事訴訟法、行政法、会社法の授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成する最も基本的な法律科目である。内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせるという実践的な教育内容と方法をとる。

2 年次から 3 年次にかけて、公法、民事法、商事法、刑事法に係る総合演習が配置される。これらの総合演習は、実務的な観点を組み込んだ事例を教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行う。1・2 年次に学んだ基本的な法律科目の理解を確実に定

着させるとともに、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を試みる。

そのため、特に総合民事法演習、総合商事法演習、そして総合刑事法演習については、研究者教員と実務家教員が、それぞれの立場から参画し、教材作成から授業をともにする共同授業方式をとる。また、総合公法演習（Ⅰ・Ⅱ）では、平成25年度から実務教員が各15回の授業のうち、5回参画する共同授業を実施している。この総合演習では、3年課程の学生が2年課程の学生とともに学ぶ。

（b）法律実務基礎科目

法曹実務家としての情報処理、研究・調査方法を学ぶ法情報調査や職業倫理、ロイヤリング、模擬裁判（民事・刑事）、リーガルクリニック、エクスターンシップなど、法曹実務家にとって不可欠の実務的能力や資質を養う授業科目である。1年次から3年次にかけて配置される。

リーガルクリニックは、民事事件や労働事件など実際に生じた事件を教材とすることにより、法曹実務家としての自覚を持たせるとともに、研究者教員と実務家教員が組になって行うことにより理論をベースとしつつ実践的能力を養成する実務教育である。

エクスターンシップは、法律事務所、地方自治体、それに民間企業などでの10日間の実務研修を核とし、実際（現場）の法務を学ぶことにより、当該事件に係わる理論や制度への理解や分析を深め、またリーガルクリニックと同じく守秘義務といった職業倫理にも触れるなど法曹実務家としての資質を養うことを目指す。

3年次に配置される民事と刑事の各実務基礎では、派遣の現職裁判官及び現職検察官が研究者教員とともに担当し、理論から実務へと本格的に展開し、司法研修所での研修へとつなぐ。

（c）基礎法学・隣接科目

実務的・実践的な法律科目あるいは教育内容に加え、特に国際的な視野の知見を深め、経済・社会・司法制度に関する深い洞察力や学識を養うための授業科目である。

「弁護士実践入門」は、法曹へのモチベーションを高める授業科目である。

（d）展開・先端科目

地域社会を担う法曹実務家、すなわち市民生活・公共関連の法務に通じた法曹実務家、及び企業関連の法務に通じた法曹実務家の専門的能力を高める授業科目と、さらに各々に対し、地域特性に係る案件を処理し得る専門的能力を付加するための授業科目である。

① 市民生活・公共法務関連目群

家族、労働、福祉、住環境、消費、犯罪など複雑化・多様化する市民生活に係わり地域住民の命と暮らしを守るという観点から、かかる法的ニーズに対応できる専門的能力の育成を目的とした授業科目である。

② 企業法務関連科目群

海外取引・生産やベンチャービジネスを展開している中堅企業の国際化・高度専門化する法務に対応できる基礎的能力を養うことに関連の深い授業科目である。

③ 地域国際化対応科目群

「国際法」、「国際私法」といった国際取引等に係るベーシックな授業科目を配置し、国際的視野を深める「比較法Ⅰ・Ⅱ」、「日本の法文化」、「法社会学」といった基礎法学・隣接科目群の授業科目に、企業の国際戦略に欠かせない「著作権法」、「特許法」と合わせ、地域特性に配慮した以下の授業科目を展開する。

- ・中国法務関連授業科目

中国への事業展開等に伴う法的諸問題に対応できる基礎的な中国法制についての知識等を修得させる授業科目である。

・ 在住外国人法務関連授業科目

市民生活・公共法務関連目群に配置した授業科目をベースとし、いわばその応用ともいえるべき在住外国人に係る法務の能力を修得することを目的とする授業科目である。

また、在住外国人をめぐる事件については、リーガルクリニックにおいても積極的に取り扱うことで、本授業との連携を深める。

以上の授業科目を図示すれば、以下のとおりである。

《資料 1-2 : 授業配当一覧》

http://www.ls.shizuoka.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/H26jugyohaito.pdf

科目群		3年課程			
		1年次	2年課程		
		1年次	2年次	3年次	
法律基本科目	必修科目	公法系	◎ 憲法 I 2 ◎ 憲法 II 2	◎ 行政法 4 ◎ 総合公法演習 I (憲法) 2 ◎ 総合公法演習 II (行政法) 2	
		12単位	4単位	8単位	
		民事法系	◎ 基本契約法 2 ◎ 基本民事法演習 2 ◎ 不法行為法 2 ◎ 債権履行法 2 ◎ 債権担保法 2 ◎ 不動産法 2 ◎ 家族法 2	◎ 総合民事法演習 I 2 ◎ 総合民事法演習 II 2 ◎ 基本民事訴訟法 2 ◎ 応用民事訴訟法 2 ◎ 基本会社法 2 ◎ 応用会社法 2	◎ 商行為法 2
		28単位	14単位	12単位	2単位
	刑事法系	◎ 刑法 I 4 ◎ 刑法 II 2 ◎ 刑事訴訟法 I 2 ◎ 刑事訴訟法 II 2	◎ 総合刑事法演習 I 2 ◎ 総合刑事法演習 II 2		
14単位	10単位	4単位			
	選択必修科目	演習科目		◎ 総合民事法演習 III 2 ◎ 総合民事法演習 IV 2 ◎ 総合商事法演習 2 ◎ 総合刑事法演習 III 2	4単位以上選択
法律実務基礎科目			◎ ロイヤリング 2 ◎ 職業倫理 2	◎ 民事実務基礎 2 ◎ 刑事実務基礎 2	8単位 4単位以上選択
基礎法学・隣接科目		弁護士実践入門 2 日本の法文化 2 比較法 I 2 比較法 II 2	法社会学 2 現代弁護士論 2 法と心理学 2 企業会計法 2		4単位以上選択
展開・先端科目	市民生活・公共法務関連科目		現代家族法 2 労働法 4 社会保障法 2 環境公法 2 社会保障法 2 ジェンダーと法 2 犯罪被害者と法 2 地方自治法 2	税法 2 労働裁判と法 2 消費者法 2 環境私法 2 消費者法 2 子どもの人権と法 2 誤判事例研究 2 行政訴訟実務 2	
	企業法務関連科目		金融法 2 基本倒産法 2 倒産法演習 2 企業労務と労働法 2 現代契約法 2	保険法 2 応用倒産法 2 民事救済法 2 経済法 2	
	地域国際化対応科目		著作権法 2 国際法 4 国際法演習 2 中国法務事情 2 中国企業取引法 2	特許法 2 国際私法 2 在住外国人と法 2 中国民法 2	
					12単位以上選択

◎=必修科目 ○=選択必修科目

さらに、本法科大学院における体系的教育を確実に学生に理解させるため、学年ごとの履修単位制限（1年次及び2年次は36単位、3年次は44単位）を設けるとともに、厳格な進級制限を行ってきた。

これまで進級制限により、留年となった者は、平成23年度は、1年次生11名中2名、2年次生9名中2名、平成24年度は、1年次生9名中3名、2年次生10名中4名、平成25年度は、1年次生8名中4名、2年次生7名中1名である（いずれも休学者などを除く判定対象者中の割合）。

以上の履修単位制限及び進級制限については、以下の規則に掲げるとおりである。

《資料1-3:静岡大学大学院法務研究科規則》

《別添資料4-1-11:各年度進級判定資料》

静岡大学大学院法務研究科規則

（履修方法）

第4条（略）

2 学生が、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

1年次 36単位

2年次 36単位（1年時に修得できなかった必修科目については、これに加えて4単位を限度に登録することができる。）

3年次 44単位

3 学生は、次の各号の要件を満たしたときは進級する。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得、当該年次のGPAの値が1.2以上であること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目の全て及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得、当該年次のGPAの値が1.4以上であること

4（略）

資料1-3

《別添資料4-1-12:各年度修了判定資料》

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

1 教育の理念・目標及び法曹実務家像に適った教育の実践

以上の教育の理念・目標に適った法曹実務家を育てるために、次のような教育課程を組んでいる。

(1) 多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れることができる3年課程(法学未修者)を中心とする教育課程とし、合計20名の入学定員のうち、3年課程を10名以上、2年課程を10名以内としている。

最近の、本法科大学院への入学者を出身学部・学科別で見ると、法学以外の文系出身者が、平成22年度には30.8%、平成23年度には20.0%、平成24年度には33.3%、平成25年度には37.5%、平成26年度には33.4%となっており、理系出身者が、平成22年度には0%、平成23年度には20.0%、平成24年度には11.1%、平成25年度には0%、平成26年度には0%となっており、法学部出身者以外の多様な資質・経験を有する学生が概ね3割以上は毎年入学している。

《別添資料 6-1-6:入学者に関するQ & A「2015年度法科大学院学校案内」》

(2) 静岡県弁護士会との協力関係を得て、優れた人材を多数非常勤講師として招き、地域と連携して地域から学ぶ教育体制としている。

特に、基礎法学・隣接科目の「弁護士実践入門」や、展開・先端科目に係る授業科目(平成26年度開講)のうち、「犯罪被害者と法」、「著作権法」、「特許法」、「民事救済法」、「在住外国人と法」等について、静岡県弁護士会に所属する弁護士に担当させている。専任教員の授業科目と並んで多くの学生が履修している。

《別添資料 3-1-1:平成26年度法科大学院科目履修者数一覧表》

さらに、「エクスターンシップ」にあっても、静岡県内の多くの法律事務所が受け入れ先として協力体制をとっている。

また、地域と連携するという点から、「エクスターンシップ」については、民間大企業(ヤマハ、スズキ、ヤマハ発動機、静岡銀行)や地方自治体(静岡県、静岡市)も、受け入れ先としての協力体制をとっている。

《別添資料 3-2-2:エクスターンシップ派遣先一覧》

これらの科目についての学生の学業成績及び在籍状況は、別添資料のとおりであり、地域と連携し、地域から学ぶという目標を達成している。

《別添資料 3-1-1:平成26年度法科大学院科目履修生数一覧表》

(3) 静岡県域における地域特性に係る案件である中国法務及び在住外国人の法務に対応し得る法曹実務家の養成に関連する授業科目は、展開・先端科目群に位置する地域国際化対応科目群であって、中国法務関連科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業取引法」、他方、在住外国人法務関連科目として、「在住外国人と法」、「国際私法」がある。

特に「在住外国人と法」の教材の作成・使用は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った専門職大学院等形成支援経費による「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業の成果である。

《別添資料 1-1-3:大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書 平成 17 年度・18 年度》

この事業では、各共同参加した法科大学院での全体研究会において、その立地する地域における「外なる国際化」と「内なる国際化」に係る法務需要及びその類型的特質を抽出するとともに、各地域との人的・経済的交流の、特にアジア地域の相手国の法制度・法文化の調査・研究といった準備・基礎作業と 2 回の国際シンポジウムを踏まえた上で、「在住外国人と法」の教材内容を組み立てた。

《別添資料 1-1-4:第 1 回国際シンポジウムリーフレット》

《別添資料 1-1-5:第 2 回国際シンポジウムリーフレット》

また、「在住外国人と法」の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中心となり、本法科大学院や人文社会科学部法学科の教員（憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法、中国法の各専攻教員）が参画し、さらには涉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって授業を行っている。これまでの履修した学生は、平成 20 年度 16 名、平成 21 年度 13 名、平成 23 年度 5 名、平成 24 年度 4 名、平成 25 年度 2 名である。

一方、中国法務関連科目に関しては、平成 21 年 4 月に中国・浙江大学の中国法専門の中国人教員を専任教員として採用し、中国法務関連科目を担当することとさせた。

その結果、受講生は、平成 22 年度「中国法務事情」は 8 名、「中国企業法」は 4 名、「中国民法」は 4 名、平成 23 年度「中国法務事情」は 5 名、「中国企業法」は 6 名、「中国民法」は 3 名、平成 24 年度「中国法務事情」は 4 名、「中国企業法」は 3 名、「中国民法」は 4 名、平成 25 年度「中国法務事情」は 1 名、「中国企業取引法」は 1 名、「中国民法」は 0 名であった。

なお、平成 24 年度には、「中国企業法」と「中国民法」を、それぞれ 8 名の静岡県弁護士所属の弁護士が科目等履修生として受講している。

《別添資料 3-1-1:平成 26 年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料 3-1-2:各年度別法科大学院科目履修者数一覧表》

(4) 平成 25 年度までに、司法試験に 27 名が合格し、24 名が法曹資格を取得している（1 名は司法修習中）。このうち 14 名が、静岡県弁護士会に登録し（58%）、法曹として地域に定着し、地域に貢献する活動を展開している。また、司法修習終了後、企業の法務・知財の関連部署に 2 名が就職している。

さらに、司法試験合格後、司法修習に行かず、県庁に就職ないし在職している者が 2 名いる（弁護士法 5 条 2 号により、7 年在籍で弁護士資格取得）。この他、修了生は、裁判所事務官 2 名、検察事務官 2 名、県庁職員 4 名、市役所職員 5 名等、公務員として活躍している。以上の修了生の状況から、地域に貢献するという目標を達成している。

《別添資料 1-1-6:日本弁護士連合会パンフレット「弁護士になろう」》

【解釈指針 1-1-2-1】

2 特長及び課題等

東京や大阪といった大都市経済圏に次ぐ人口及び経済力を擁する静岡県という、教育環境としても恵まれた地域に立脚する法科大学院として、かかる地域社会を担う法務の専門家という具体的な法曹実務家像を描きつつ、地域と連携し、地域から学ぶという教育の理念・目標を措定し、そのための教育体制をとっていることが特長である。

特にその観点から特色ある取組としては、

(1) 地域特性に係る授業科目として、中国法務に関する「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業取引法」と、在住外国人の法務に広汎に関する「在住外国人と法」を授業科目として用意している。

特に「在住外国人と法」は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った法科大学院形成支援プログラム「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業による成果として教材開発を行い、その成果を基として教育実践に移っており、多数の学生が受講している。

(2) 展開・先端科目群に属する授業科目について、弁護士、税理士など地域社会の優れた人材を非常勤講師として招く一方、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」については、地域社会の法律事務所はもとより国際的に事業展開する大手民間企業や地方自治体を受け入れ先とするなど、地域社会との連携を密にして法曹教育への取組を行っている。

入学生が減少するなか、地域特性に関する授業科目の受講者も減少しており、授業を効果的に展開するため、科目等履修生の受け入れを継続的に行う等の工夫が必要である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

1 静岡大学人文社会科学部法学科との関係

本法科大学院は、静岡大学人文学部（当時）法学科を母体としつつ発足した経緯もあり、入学生の受入れに当たっては、法学科の学生モデルを念頭としつつカリキュラムを編成している。法学科のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

1. 現代社会に生じる諸事象・諸問題を読み解き、これを解決するための法律学、政治学の専門的知識を修得している。
2. 日々生起する新たな法的・政治的な諸事象に対応できる柔軟な思考力や、専門知識を統合して使いこなすことのできる実践的応用力を身につけている。
3. これからの社会を担うにふさわしい基礎的能力として、法律学・政治学を基礎とした、社会と人間に対する洞察力と理解力を身につけている。

《別添資料 2-1-1:人文社会科学部 2015年学部案内》

本法科大学院では、以上のような能力を有した学生を念頭に置きつつ、「プロセス」として法曹養成のためのカリキュラムを編成している。

すなわち、授業科目は、4つの科目群から編成され、段階的かつ体系的に、着実に理解を深めながら学習を進めることができるよう工夫している。この基本を維持しつつ、教育効果の向上のために基礎→定着→応用の3段階の科目配置を基本とする新カリキュラムを展開している。

具体的には、1年次には、3年課程（法学未修者）の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、実務法学への導入教育に係る授業科目と、理論に重点を置いた憲法、刑法、民法、刑事訴訟法など法律基本科目を配置している。

2年次には、法律実務基礎科目とともに、1年次の法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する公法、民事法、刑事法の各総合演習を配置している。2年課程（法学既修者）の学生は、この学年から学習を始める。

3年次には、民事法、商事法及び刑事法の総合演習とともに、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをする授業科目、民事と刑事の各実務基礎を配置している。

他方、2・3年次には、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目を展開する。

【解釈指針 2-1-1-1】

2 3年課程（法学未修者）の学生は、多様なバックグラウンドを備えているが、法律学については、初学者であることから、入学前において効果的な学習を行うための学習支援を行っている。

すなわち、本法科大学院では、A日程試験の入学手続きが完了した10月から翌年3月まで毎月1回、入学前の「事前学習会」を開催している。具体的には、主に法学未修者を念頭に置いて、入学へ向けた準備として、「論理的な文章の書き方」、「法律学の学び方入門」、「判例の意義と読み方」等の講座を順次開催するとともに、毎回、後述する「到達度確認テスト」も実施した上で、入学後の学習にスムーズに対応するために必要な法的知識の獲得・定着を図るサポートを徹底している。

【解釈指針 2-1-1-2】

さらに、学生を支援する目的で、平成26年2月からは、本法科大学院と静岡県弁護士会との間の協定に基づき、同弁護士会の全面的なバックアップを受けて、日常の学習や生活に関するやアドバイスを受ける「里親制度」を開始した。

《別添資料 7-1-5：「里親制度」導入・実施に関する協定書》

3 本法科大学院での段階的・完結的な法曹養成の教育課程

本法科大学院の教育課程は、特に3年課程にあっては法学を初めて学ぶ学生を対象として、基礎段階→定着段階→応用段階の3段階を縦糸とし、各段階で理論と実務の架橋を横糸として編成することによって、理論と実務の架橋を段階的・完結的に行うことができるようにしている。

他方、2年課程にあっては、3年課程の2年次から履修を開始することで定着段階（一部の科目は基礎段階も含む）→応用段階という2段階での編成としている。

《別添資料 2-1-2：授業科目の展開「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 2-1-3：平成26年度開講授業科目表》

《別添資料 2-1-4：カリキュラムの概要「2014 法科大学院ガイドブック」》

《別添資料 2-1-5：履修基準「法科大学院学生便覧」》

《資料 2-1：静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

（課程修了の認定）

第8条 課程修了の認定は、法務研究科に3年以上在学し、別表に定める必修科目62単位、選択必修科目8単位以上、選択科目16単位並びにその他選択必修科目及び選択科目のうちから12単位以上の合計98単位以上を修得した者について行う。ただし、3年次のGPAが1.6未満の場合は、課程修了を認定しない。

2 （略）

資料 2-1

（1）入門段階

3年課程にあっては、法学を初めて学ぶ学生を対象とすることが前提となっているため、入学前の2～3日間と入学後の3～4日間（主に土曜日）、法の学び方・基本的な知識、法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる法情報調査、民事訴訟や刑事訴訟の基本的な仕組み・考え方を理解させる「新入生特別講義」（計32時間程度）を行い、本格的な学習に備えた一助としている。

《別添資料 2-1-6:事前学習ガイダンス資料》

1年次の前期には、基礎法学・隣接科目の「弁護士実践入門」を置いている。これは、複数の弁護士が自らの経験した実践例を素材として、法実務において実際に法がどのように運用されているのかを学習することを通じて、法と社会の関係についての理解を深め、法曹実務家への意欲を高めることを目的としている。この科目は、2年課程の学生も履修することが可能である。

(2) 基礎段階

「弁護士実践入門」の履修と並行して、法律基本科目として、公法系科目の「憲法Ⅰ・Ⅱ」を配置し、刑事系科目では、「刑法Ⅰ・Ⅱ」と「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」を配置している。民事系科目では、「基本契約法」、「基本民事法演習」、「不法行為法」、「債権履行法」、「債権担保法」、「不動産法」、「家族法」を配置している。

そして、これらの授業科目では、研究者教員が担当し、主として理論教育ではあるが、裁判所の判例や事例を素材にしなが、実務に必要な基礎専門的な法知識、思考力、分析力等を修得させるよう工夫している。

(3) 定着段階（一部の科目については基礎段階）

2年次には、法律基本科目のうちより発展的な内容を含む「行政法」、「基本会社法」、「応用会社法」、そして手続法である「基本民事訴訟法」、「応用民事訴訟法」を配置している。

さらに、「職業倫理」、「ロイヤリング」など実務家教員が担当する法律実務基礎科目とともに、「模擬裁判」（民事・刑事）を配置している。

研究者教員と実務家教員、手続法と実体法の研究者教員等が共同で授業を担当し、1年次に配置した法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋することを目指した「公法」、「民事法」、「刑事法」の各総合演習科目を配置している。各総合演習とも、前期にはⅠが、後期にはⅡが開講している。

(4) 応用段階

3年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをするため、裁判官が担当する「民事実務基礎」と検察官が担当する「刑事実務基礎」を配置し、司法修習へと繋ぐこととしている。

法律基本科目の総合演習は、従前必修科目と位置付けてきたが、平成24年度から実施している現行カリキュラムでは、総合演習のうち発展的なものについては、4科目中2科目以上の選択必修として、学生の関心や進路に応じて履修できるよう工夫している。

また2・3年次において、法曹実務家としての、企業法務関連又は市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める多くの展開・先端科目群の授業科目を配置するとともに、国際的視野や法の歴史や法制度等に関する深い洞察力を養う基礎法学・隣接科目群の授業科目を展開している。展開・先端科目群に配置している授業科目についても、「労働裁判と法」、「倒産法」（基本・応用・演習）、「著作権法」、「特許法」、「税法」など、授業科目の性質によっては実務色を強め、研究者教員ではなく弁護士や税理士など実務家に担当を依頼している。

さらに2年次及び3年次において、「エクスターンシップ」（2単位）、「リーガルクリニック」（2単位）、「模擬裁判」（民事・刑事各1単位）のうちから4単位を履修させ、法の実際の機能を経験させることにより理論と実務を架橋させるのみならず、法律専門職能である法曹としての自覚を持たせるようにしている。

【解釈指針 2-1-1-1】

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2に係る状況)

3年課程において配置している授業科目は、これを、次の4つの科目群に編成している。

《別添資料 2-1-7：静岡大学法科大学院の教育体系「法科大学院学生便覧」》

<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律基本科目 	}	<ul style="list-style-type: none"> 公法系科目 民事法系科目 刑事法系科目 	}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的法律能力の涵養
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律実務基礎科目 ・ 基礎法学・隣接科目 	}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法曹実務基礎的能力の涵養 ・ 広範な法律等の学識の涵養 	}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応用的先端的法律能力の涵養
<ul style="list-style-type: none"> ・ 展開・先端科目 	}	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・公共法務関連科目群 企業法務関連科目群 地域国際化対応科目群 	}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性対応法律能力の涵養
	}	<ul style="list-style-type: none"> 中国法務関連科目 在住外国人法務関連科目 	}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性対応法律能力の涵養

(1) 法律基本科目

法律基本科目群には、法曹実務家としての基本的な能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成する最も基本的な法律科目を配置している。

講義系の科目では、(a)公法系科目として、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「行政法」、(b)民事系科目として、「基本契約法」、「基本民事法演習」、「不法行為法」、「債権履行法」、「債権担保法」、「不動産法」、「家族法」、「基本会社法」、「応用会社法」、「商行為法」、「基本民事訴訟法」、「応用民事訴訟法」を、(c)刑事系科目として、「刑法Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」を開設している。他方、演習系の科目では、「公法Ⅰ・Ⅱ」、「民事法Ⅰ～Ⅳ」、「商事法」、「刑事法Ⅰ～Ⅲ」の、それぞれ「総合演習」を開設している。

これらの「総合演習」は、1・2年次に学んだ法律基本科目の理解を確実に定着させるとともに、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を目指すものである。

そのため、「総合公法演習」では憲法専攻と行政法専攻の研究者教員と実務家教員が、

また「総合民事法演習」、「総合商事法演習」、「総合刑事法演習」では研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員とが、複数で教材作成から授業を共にする共同授業方式をとっている。2年次に開講している法律基本科目では、3年課程の学生が2年課程の学生とともに学ぶことになる。

【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目群には、法曹実務家としての技能及び責任その他の法曹実務に関する基礎的な分野の科目を開設している。2・3年次には、「模擬裁判（民事・刑事）」、「職業倫理」、「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」を配置している。

「模擬裁判（民事・刑事）」は、裁判の流れを実際にトレースするもので、研究者教員と実務家教員が共同して担当している。「ロイヤリング」は、面接・相談、事実の把握・法的分析、証拠収集、問題解決手段の選択、訴状や答弁書、契約書の作成など法曹実務家としての技能と姿勢の基礎を修得させる授業科目であり、実務家教員が担当する。「リーガルクリニック」は、実際に生じた事件を教材とすることにより、理論をベースとしつつ実践的法曹能力を養成するものであり、「エクスターンシップ」では、法律事務所、地方自治体、それに民間企業などでの実務研修を核とし、実際（現場）の法務を学ぶことにより、当該事件に係わる理論や制度の理解や分析力を深め、また「リーガルクリニック」と同じく守秘義務といった職業倫理にも触れるなど法曹実務家としての資質を養うことを目指すものである。

また、3年次に配置される「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」では、派遣の現職裁判官及び現職検察官が支援の研究者教員とともに担当し、学習内容を理論から実務へと本格的に展開し、将来の司法研修所での研修へと繋ぐものである。

【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目群には、現職弁護士によるリレー講義で法曹への意欲を涵養する授業科目とともに日本の法文化・法史を扱い、社会・法制度に関する深い洞察力や学識を養うための授業科目や法実務に関連が深い企業経営系の授業科目を開設している。前者として、入門的な「弁護士実践入門」の他に、「比較法Ⅰ・Ⅱ」、「日本の法文化」、「法社会学」、「現代弁護士論」、「法と心理学」、後者として、「会社会計法」がある。

【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目

本法科大学院がその養成を目指す法曹実務家は、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいふべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいふべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家である。

そこで、その養成を目指す法曹実務家像を踏まえ、展開・先端科目に属する授業科目は、これを市民生活・公共法務関連科目群と企業法務関連科目群に類別し、さらに両者の領域にも係るが、地域の特性に応じた地域国際化対応科目群の3分類としている。

これらは、地域社会を担う法曹実務家、すなわち市民生活・公共関連の法務に通じた法曹実務家、及び企業関連の法務に通じた法曹実務家の専門的能力を高める授業科目と、さらに各々に対し、地域特性に係る案件を処理し得る専門的能力を養うための授業科目である。

【解釈指針 2-1-2-4】

展開・先端科目を3分類した科目群は、具体的には以下のとおりである。

① 市民生活・公共法務関連科目群

家族、労働、福祉、住環境、消費、犯罪など複雑化・多様化する市民生活に係わり地域住民の命と暮らしを守るという観点から、かかる法的ニーズに対応できる専門的能力の育成を目的とした授業科目である。

具体的には、「現代家族法」、「労働法」、「労働裁判と法」、「税法」、「社会保障法」、「消費者法」、「環境公法」、「環境私法」、「ジェンダーと法」、「子どもの人権と法」、「犯罪被害者と法」、「誤判事例研究」、「地方自治法」、「行政訴訟実務」、さらに企業法務にも関わる「現代契約法」である。

特に、「労働裁判と法」、「犯罪被害者と法」、「誤判事例研究」は、実務との融合をも図るため、実務家教員が担当する。

② 企業法務関連科目群

海外取引・生産やベンチャービジネスを展開している大手・中堅企業の国際化・高度専門化する法務に対応できる基礎的能力を養うことに関連の深い授業科目である。

具体的には、「金融法」、「保険法」、「民事救済法」、「基本倒産法」、「応用倒産法」、「倒産法演習」、「企業労務と労働法」、「経済法」である。特に、倒産法関係の3科目と「民事救済法」は、実務との融合をも図るため実務家が担当している。

③ 地域国際化対応科目群

国際取引・国際関係等に係るベーシックな授業科目として「国際法」、「国際法演習」、「国際私法」、さらに企業の国際戦略に欠かせない「著作権法」、「特許法」を配置するとともに、地域特性に配慮した、中国への事業展開等に伴う法的諸問題に対応できるように基礎的な中国法制についての知識等を修得させる中国法務関連授業科目（「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業取引法」）と地域の国際化に対応する在住外国人に係る法務の能力を修得することを目的とする在住外国人法務関連授業科目（「在住外国人と法」）を配置している。

【解釈指針 2-1-2-4】

この科目群は、特に静岡県域における地域特性に係る案件、特に中国法制及び在住外国人に係る案件に対応し得る法曹実務家の養成を目指す授業科目である。

「在住外国人と法」の担当者として、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士3人（非常勤講師）、本法科大学院及び人文社会科学部法学科の教員（憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法、中国法の各専攻研究者教員）、さらには涉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって授業を行っている。

他方、中国法務関連授業科目に関しては、本法科大学院の教育上の大きな特色であり受講希望者も増大したことから、平成21年4月に中国法専攻の中国・浙江大学の中国人教員を採用して、教育上の強化を図っている。

基準 2-1-3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、内容的に法律基本科目群に当たる授業科目を、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群、その他の授業科目として開設していない。

これらの科目については、法律基本科目の内容が含まれていると誤解を招かないよう、シラバスにおいて、先端的・応用的内容となるよう十分留意しており、授業科目の区分は適切に開設している。

【解釈指針 2-1-3-1】

基準 2-1-4 : 重点基準

基準 2-1-2 の各号の全てにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本法科大学院の3年課程の教育課程は、4つの授業科目群から編成され、各授業科目は、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学習を進めることができるよう、3年の修業年限の間、各年次にわたって適切に配置している。

《別添資料 2-1-2 : 授業科目の展開「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 2-1-3 : 平成 26 年度開講授業科目表》

《別添資料 2-1-4 : カリキュラムの概要「2014 法科大学院ガイドブック」》

1 法律基本科目等の開講科目・単位数

(1) 法律基本科目

法律基本科目は、その授業科目の性質・目的から多くを必修科目としている。それぞれ開設される授業科目の単位数と年次をみると、

(a) 公法系授業科目は 12 単位であり、1 年次 4 単位、2 年次 8 単位、

(b) 民事系科目は 28 単位であり、1 年次 14 単位、2 年次 12 単位、3 年次 2 単位、

(c) 刑事系科目は 14 単位であり、1 年次 10 単位、2 年次 4 単位

と、3 年間にわたり段階的に配置している。

法律基本科目のうち、総合演習の発展的な科目については、3 年次に 8 単位配置し、うち 4 単位以上を選択必修としている。

【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目には、必修科目 8 単位と選択必修科目 4 単位がある。具体的には、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため弁護士に関する論文や弁護士の行為準則を踏まえて問題点を考察する「職業倫理」(2 単位・2 年)、「ロイヤリング」(2 単位・2 年)、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として具体的事例・訴訟記録を用いた講義を行う「民事実務基礎」(2 単位・3 年)、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として事例問題や記録教材を用いて講義を行う「刑事実務基礎」(2 単位・3 年)の 4 科目の 8 単位は必修科目である。

なお、法曹としての責任感や倫理感を涵養するために、「職業倫理」のほか、「ロイヤリング」等の授業でもこれに留意した教育を行っている。

【解釈指針 2-1-2-2】

「ロイヤリング」(2 単位・2 年)では、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学び、法律実務の基礎的技能を修得させる。

さらに、実務家(弁護士)教員等の指導監督の下、法律相談、事件内容の予備的聞き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な生の事件に即して学ば

せる「リーガルクリニック」（2単位・3年）と、法律事務所、企業法務部、地方自治体の法務部門等で行う実務研修である「エクスターンシップ」（2単位・2/3年）は、「模擬裁判（民事・刑事各1単位）」を含む3科目から2科目（4単位）を選択履修しなければならない選択必修科目である。

なお、民事・刑事裁判過程の主要場面において、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生を参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身につけさせる模擬裁判はこれを独立の授業科目として設けていなかったが、平成24年度から、「模擬裁判」民事・刑事各1単位として、2～3年次に配置している。

【解釈指針 2-1-2-2】

なお、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、展開・先端科目群ではあるが、公共法務関連科目の位置付けで「行政訴訟実務」（2単位）を開設している。

【解釈指針 2-1-2-2】

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目には、国際的視野や法の歴史、法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目、法の社会現象や法曹論の分析を行い、また法曹となった際に必要とされる法の隣接領域の科目等を1年次から2年次に配置している。

総計16単位の授業科目を開設しているが、そのうち4単位以上を履修しなければならない（選択科目）。

【解釈指針 2-1-2-3】

（4）展開・先端科目

本法科大学院が目指す、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいうべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいうべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法曹実務家の養成に適った授業科目と編成により、2単位の授業科目を30科目、4単位の授業科目を2科目の計68単位の授業科目を2年次から3年次に開設している。

このうち12単位以上を履修しなければならないが（選択科目）、質・量ともに十分な開講数である。

【解釈指針 2-1-2-4】

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

法律基本科目については、分野別にみると次のとおりである。

- (1) 公法系科目 必修 12 単位
- (2) 民事系科目 必修 28 単位のほかに選択必修 2 単位の履修が必要、加えて選択必修によりさらに 4 単位まで履修可能
- (3) 刑事系科目 必修 14 単位、選択必修によりさらに 2 単位履修可能

選択必修の仕方によって異なるが、分野別の履修単位数は、公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位～34 単位、刑事系科目 14 単位～16 単位となり、重点基準と比較して、おおむね標準的な単位数となっている。

また、法律基本科目を全て履修すると 62 単位となるが、これは重点基準の合計単位数 54 単位と比べて、8 単位増であり基準を満たしている。

なお、6 単位を限度に法学未修者 1 年次に配当される必修法律基本科目は、本法科大学院では採用していない。

基準 2-1-6 : 重点基準

- (1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)
- (2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学習を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として「法曹倫理」(2単位)が、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として「民事実務基礎」(2単位)が、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目「刑事実務基礎」(2単位)が、いずれも必修科目として開設している。

(2) 民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身に付けさせる授業科目として「模擬裁判」(民事・刑事各1単位)が選択必修で、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的スキルを修得させる授業科目として「ロイヤリング」(2単位)が必修で、弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる授業科目として「リーガルクリニック」(2単位)が選択必修で、法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修で開設している。選択必修科目については、上記のうち4単位の修得が必要となっており、これに必修科目である「ロイヤリング」(2単位)を加えると6単位が必修又は選択必修となり、基準を上回っている。

(3) (1)アについては「法曹倫理」の授業科目名で独立した授業科目として開設している。また、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判」などの授業の中で、守秘義務や利益相反など法曹倫理に留意した授業内容の教育が行われている。

(4) 法情報調査については、独立した授業科目としては開設していないが、新入生特別講義の中で、11コマ・22時間を充てて、法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習など、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させている。

なお、新入生特別講義は、入学した4月の授業開始前や正課の授業がない土曜日を中心に開講され、新入生には出席を義務付けている。

法文書作成については、独立した授業科目としては開設していないが、必修科目である「ロイヤリング」及び「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」において学生全員に指導している。また選択必修科目である「模擬裁判」(民事・刑事)でも扱っている。

(5) 以上の法律実務基礎科目の実施に当たっては、研究者教員と実務家教員とで構成されるエクスターンシップ専門委員会やリーガルクリニック担当者会議を設置し、教務委員会とともに、その企画・運営を行っている。

「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」、「模擬裁判」(民事・刑事)は、研究者教員と実務家教員とが共同で授業を担当している。

【解釈指針2-1-6-1】

基準 2-1-7：重点基準

基準 2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7に係る状況)

基礎法学・隣接科目には、法曹の現状を知り法曹への意欲を高める授業科目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目、法の社会現象や法曹論の分析を行い、また法曹となった際に必要とされる法の隣接領域の科目などを1年次から3年次に配置している。総計16単位の授業科目を開設しているが、そのうち4単位以上を履修しなければならない(選択科目)。

基準 2-1-8 : 重点基準

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本法科大学院が目指す、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいうべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいうべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法曹実務家の養成に適う授業科目を開設している。

2 単位の授業科目を 30 科目、4 単位の授業科目を 2 科目の計 68 単位の授業科目を 2 年次から 3 年次に開設しており、質・量ともに十分な開講数である。このうち 12 単位以上を履修しなければならない (選択科目)。

基準 2-1-9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

1 各授業時間の授業期間

本法科大学院の授業科目は、半期（前期又は後期）において完結することを原則とし（いわゆる Semester 制度）、その上で、各授業科目は、1回の講義時間を90分とし（これを2時間とする）、週2回で16週（32回、64時間）にわたる授業科目について、これを4単位とし、週1回で16週（16回、32時間）にわたる授業科目について、これを2単位としている。なお、休講した場合には、担当教員により法科大学院事務室に届け出て、振替の補講日を掲示する等について法科大学院事務室において管理を行っている。

《別添資料 2-1-8: 授業の休講及び振替状況について》

《資料 2-2: 学年・学期・授業「法科大学院学生便覧」》

7 学年・学期・授業

(2) 授業

(a) 授業時間

1 ・ 2 時限	8 時 40 分 ～ 10 時 10 分
3 ・ 4 時限	10 時 20 分 ～ 11 時 50 分
5 ・ 6 時限	12 時 45 分 ～ 14 時 15 分
7 ・ 8 時限	14 時 25 分 ～ 15 時 55 分
9 ・ 10 時限	16 時 05 分 ～ 17 時 35 分

(b) 休講

授業が休講になる場合には、その旨通知が掲示板になされます。

(c) 補講

授業が休講になった場合などに補講が行われます。補講のある授業科目及び時期・時間については、通知が掲示板になされます。

資料 2-2

また、非常勤講師による集中講義は4日間又は5日間とし、1日の授業を3コマ又は4コマに抑えることで、授業以外での学習時間の確保に努めている。別途の期日を設ける試験を含め16週となる。

したがって、「各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする」大学設置基準第23条本文に適合している。

エクスターンシップ（2単位）においては、実務実習期間が10日間としているが、1日平均6時間の実務研修時間をとっており、合計すると60時間となり、時間換算をすると2単位の授業科目の内容を満たしているといえ、「教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」とする第23条ただし書に適合する。

2 1年間の授業期間

本法科大学院では、1年間の授業を行う期間は、前期と後期とで編成される。平成26年度であれば、前期は、4月7日（月）～7月29日（火）の15週、授業が実施され、5日間の試験準備期間をおき、その後、8月4日（月）～8日（金）の期末試験期間がある。後期については、10月1日（水）～12月22日（月）及び翌年1月8日（木）～2月10日（火）の15週、授業が実施され、前期と同様に、5日間の試験準備期間をおき、その後、2月16日（月）～20日（金）の期末試験期間がある。いずれにあっても、年度初めのガイダンスや集中講義期間も合わせて、「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたるとすることを原則とする」大学設置基準第22条に適合する。

《別添資料 2-1-9：平成26年度法科大学院行事予定表》

3 各授業科目の単位数

本法科大学院においては、各授業科目の単位数については、大学設置基準第21条に従って、1単位の授業科目にあつては、授業時間を含めて、45時間の学習を必要とする内容をもって構成している。

《資料 2-3：静岡大学大学院規則》

静岡大学大学院規則

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業時間を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学習を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学習を必要とするときは30時間、授業時間外の学習を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

<以下略>

資料 2-3

そこで、4単位の授業科目であれば、180時間、2単位の授業時間であれば、90時間の学習を必要とすることになる。これが本法科大学院の授業時間割の上においても充たされている。

まず、1週間当たりの履修すべき授業科目数は、本法科大学院の履修制限（キャップ制）の関係上、1年次及び2年次については、36単位、3年次については、44単位である。1年次に必修とされている単位は28単位であるから、2年次に36単位を履修すると、3年次には34単位を履修すれば修了要件をみたすことになる。

そこで2年次で必要とされる36単位で考えると、2単位の授業科目で18科目、半期平均で9科目である。2単位の授業科目についてみると、90時間の学習時間が必要であるから1週（90時間÷15）あたりに換算すると、授業時間も含めて6時間である。9科目に必要な学習時間は54時間（6時間×9科目）である。他方、本法科大学院の1週間あたりの授業時間は、原則1日5時限（枠）であり、必要単位数の関係で授業時間の設定が適切である。

《別添資料 2-1-10:平成 26 年度授業時間割表》

2 特長及び課題等

本法科大学院の教育課程については、3年課程（標準型）を中心に据え、3年の修業年限を念頭に、基礎（法律基本科目の講義科目）から定着（法律基本科目の演習科目）、そして応用（展開・先端科目）へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学習を進めることができるよう、4つの授業科目（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）からなる授業科目を各年次にわたって配置している。

3年課程の法学未修者が、入学早々に憲法・民法・刑法といった法律基本科目にいきなり直面するとなかなかその内容を理解しがたい面もあるので、現カリキュラムでは、基礎法学・隣接科目として「弁護士実践入門」を配置し1年生の前期に配置して、具体的実践事例を素材としながら実務家による講義を行うことにより、法に対する関心を喚起し併せて柔軟な法的思考方法に役立てるようにしている。

「新入生特別講義」も法や制度についての基礎的な理解を確実にし、学習への意欲を高め、無理のないスタートに資するもので、上記の懸念を解消するのに大いに貢献している。

本法科大学院の特色である、地域特性対応能力の涵養のため中国法務関連科目は、従前専任教員がいなかったため隔年開講で全ての学生の履修が必ずしも確保できなかったが、平成21年4月に中国・浙江大学の中国法専門の中国人教員を専任教員に採用したため、毎年の開講が確保され中国法に関する学習環境が格段に向上した。

本法科大学院がその養成を目指す、地域の市民法務に係る法曹実務家と地域の企業法務に係る法曹実務家、それぞれの基礎的能力を高めるため、法学以外の隣接の授業科目の充実も行う必要があるが、例えば子どもや親子など家族をめぐる紛争処理・支援のための基礎的能力を涵養するため「法と心理学」を開設し、企業法務に係る法曹実務家に関しては、ビジネスへの理解を深め、必要な会計的知識を涵養するため、「会社会計法」を開設している。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院の教育課程において配置された授業は、その性質（必修科目か、選択科目か）及び内容から受講学生数を決めているが、いずれの授業にあっても、その教育内容に即して、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行い得る適切な規模を維持している。

【解釈指針 3-1-1-1】 【解釈指針 3-1-1-2】

1 必修科目（法律基本科目等）

必修科目は、当該学年の学生全員（入学定員は20名）が受講することになる。なお、平成26年度の1年次生は8名（休学1名）、2年次生は8名（休学3名）、3年次生は6名である。

3年課程の1年次に開講される「法律基本科目」は、理論的かつ体系的に法律学の基礎を学習させることを目的とするが、当該学年の学生全員が受講する1クラスをもって実施することとしている。この規模は、講義形式であっても受講学生との対話が常時可能な規模である。

平成26年度前期に開講している必修科目・選択必修科目の受講生は別添資料のとおりである。

《別添資料 3-1-1:平成26年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料 3-1-2:各年度別法科大学院科目履修者数一覧表》

法律基本科目のうち、「総合公法演習Ⅰ・Ⅱ」では、憲法と行政法を専攻する研究者教員と実務家教員、「総合民事法演習Ⅰ～Ⅳ」、「総合商事法演習」、「総合刑事法演習Ⅰ～Ⅲ」にあつては、研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員との共同授業方式をとっており、議論を軸に双方向的又は多方向的な授業を展開し、理論と実務の架橋を目指す授業であるため、当該学年の学生を2分割してほぼ10名規模の2クラスとして実施することを予定していたが、実際は、10名規模の1クラスとなっている。

法律実務基礎科目のうち、「ロイヤリング」については、当初は1クラスでもって実施したが、より教育効果を上げるため、平成19年度から、2クラスの編成と改善した。上記と同様、実際は1クラスの授業となっている。

2 選択科目（基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）

選択科目にあつては、最多であっても、受講生は10数名程度であり、実際には、受講

学生は1～数名の間で分散しており、少人数の、それゆえ、学生との対話、双方向・多方向的な密度の高い教育が可能な規模となっている。

平成26年度前学期に開講している選択科目（旧カリキュラムを含む）の履修状況は、「弁護士実践入門」6名、「日本の法文化」8名、「消費者法」6名、「子どもの人権と法」4名、「民事救済法」8名、「倒産法」32名、「労働法」4名、「現代弁護士論」3名、「税法」6名、「現代契約法」4名、「中国法務事情」1名である。

《別添資料3-1-1:平成26年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料3-1-2:各年度別法科大学院科目履修者数一覧表》

3 科目等履修生等

科目等履修生は、本法科大学院が法曹養成に特化した体系的教育を行っていることから、履修者に一定以上の学習能力を求めるとともに、必修科目又は選択必修科目である「法律基本科目」や「法律実務基礎科目」については、科目等履修生を認めていない。

他方、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」については、特段の事情がない限り、科目等履修生を認めることとしている。科目等履修を認める授業科目については、受講学生との関係で受講能力のある人についてできるだけ受け入れる方針をとっており、教務委員会において、履修の可否は面接を実施し、担当教員の意見を聞きながら決定するものとしている。科目等履修を認める授業科目については『法科大学院シラバス』に明記している。

科目等履修生受け入れの実績は以下のとおりとなっている。

平成24年度 中国企業法・中国民法に各8名

平成25年度 環境公法・環境私法・中国企業取引法・中国民法に各1名

本法科大学院の一番の特色である中国法関連科目に多くのニーズがあることを実証する結果となっている。

【解釈指針3-1-1-3】

《資料3-1:静岡大学大学院規則・法務研究科科目等履修生に関する内規》

静岡大学大学院規則

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

(以下略)

第4条 科目等履修生の出願資格は、本研究科修了生（出願時の3月において修了見込みの者を含む、以下同じ。）及び他法科大学院修了生、法学の修士号を有する者、法曹資格を有する者、その他法曹資格に準ずる資格を有する者であることを要す。

(以下略)

資料3-1

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2に係る状況)

平成 26 年度の 1 年次生は 8 名 (休学 1 名)、2 年次生は 8 名 (休学 3 名)、3 年次生は 6 名であるため、再履修学生を加えても 50 名よりはるかに少ない受講学生により、法律基本科目の授業を実施している。本法科大学院では、法律基本科目については 20 名を、総合演習科目については 10 名をそれぞれ標準の受講者数としているが、実際には、いずれにおいても 10 名程度の受講者で行われている。

平成 26 年度前期に開講している必修科目の受講生は別添資料のとおりである。

【解釈指針 3-1-2-1】

《別添資料 3-1-1:平成 26 年度法科大学院科目履修者数一覧表》

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1 授業科目の配置

本法科大学院の授業科目は、4つの科目群から編成され、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学習を進めることができるよう工夫している。 【解釈指針3-2-1-1】

- ・法律基本科目
 - 公法系科目
 - 民事法系科目
 - 刑事法系科目
- ・法律実務基礎科目
- ・基礎法学・隣接科目
- ・展開・先端科目
 - 市民生活・公共法務関連科目群
 - 企業法務関連科目群
 - 地域国際化対応科目群
 - 中国法務関連科目
 - 在住外国人法務関連科目

1年次には、3年課程の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、理論に重点を置いた「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「基本契約法」、「基本民事法演習」、「不法行為法」、「債権履行法」、「債権担保法」、「不動産法」、「家族法」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」など法律基本科目と、基礎法学・隣接科目のうち4科目の選択科目を履修できるよう配置し、2年次には、法律基本科目として、「行政法」、「基本会社法」、「応用会社法」、「基本民事訴訟法」、「応用民事訴訟法」を加えるほか、法律基本科目の理解を確実に定着させ、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する「公法Ⅰ・Ⅱ」、「民事法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事法Ⅰ・Ⅱ」の各「総合演習」を配置するとともに、法律実務基礎科目として「ロイヤリング」、「職業倫理」、「模擬裁判（民事・刑事）」を配置し、3年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをするため、「商事法」、「民事法Ⅲ・Ⅳ」、「刑事法Ⅲ」の各「総合演習」を置くほか、法律基本科目として「商行為法」を加え、司法修習へと繋ぐことを目指す授業科目、「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」及び「リーガルクリニック」を配置しており、「エクスターンシップ」については、2・3年次で履修できる。

他方、これと並行して、2・3年次に、法曹実務家としての、市民生活・公共法務関連、企業法務関連、地域国際化対応の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科

目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目（基礎法学・隣接基礎科目）を展開している。

こうした段階的かつ体系的な教育システムを前提として、個々の授業科目にあっては、その授業科目の位置付け、その内容・特質に応じて、教育を行っており、法曹として必要な法知識を確実に修得させている。

【解釈指針 3-2-1-1】

2 授業で獲得すべき能力と授業の方法

(1) 開講している全ての授業科目は、『法科大学院シラバス』（電子版）において、「講義概要」として、①授業概要、②到達目標、③受講の注意事項、④成績評価方法・基準、⑤オフィスアワー（面談時間）など、「講義計画」として、32回（4単位授業）ないし16回（2単位授業）にわたる授業内容の概要を記載することにより、1年間の授業の計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法をあらかじめ学生に周知している。なお、シラバス内容に訂正がある場合には電子版で訂正を行うとともに、掲示を行いその旨学生に周知している。

(2) 1年次に配置される「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「基本契約法」、「基本民事法演習」、「不法行為法」、「債権履行法」、「債権担保法」、「不動産法」、「家族法」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」と2年次に配置される「行政法」、「基本民事訴訟法」、「応用民事訴訟法」、「基本会社法」、「応用会社法」の法律基本科目の各授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成する最も基本的な法律科目として位置付けている。教育内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせるため、可能な限り教員と学生との間での質疑応答や学生同士の討論等、双方向・多方向的な議論を行っている。

このほか、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各授業科目についても、できる限り判例・事例を素材としつつ教員と学生との間での質疑応答や討論を行う双方向・多方向的授業に取り組んでいる。

【解釈指針 3-2-1-3】

いずれの授業科目においても予習・復習が前提となっており、教員からあらかじめ、予習のため、授業に係る教科書の範囲や必要文献等の指示を行い、関連する設問などを付したレジュメ等を配布し、必要に応じて小テストや課題レポートを実施し、また参考文献や参考事例・判例の紹介に努めるなど、学習したことの理解を確実にする方策を講じている。

【解釈指針 3-2-1-5(2)(3)】

また、予習・復習の時間が十分確保できるように、各年次に履修制限を設けるとともに、授業時間割においても、次のような工夫をしている。

3年課程の1年次では、特に法学の学習について初心者も存在し、全ての法律基本科目が必修であることもあって、1日の授業は2科目程度、しかもこれらの授業科目が1日のうちできるだけ連続とならないよう午前と午後の時限にするなど、余裕を持たせた授業科目の配置としている。また、セメスター方式により週2回となる4単位の授業科目の場合は、授業日を空けて配置している。

【解釈指針 3-2-1-5(1)】

平成26年度 授業時間割表（1年次） *は選択科目 上段：前期 下段：後期

	1・2時限	3・4時限	5・6時限	7・8時限	9・10時限
月		基本契約法		家族法	
火			不動産法 基本民事法演習		刑事訴訟法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅱ
水	日本の法文化*	債権履行法 債権担保法		刑法Ⅰ 刑法Ⅱ	
木		憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		比較法Ⅰ* 比較法Ⅱ*	弁護士実践入門*
金		刑法Ⅰ 不法行為法			

（3）2年次から配置される「公法」、「民事法」、「刑事法」、「商事法」の各総合演習科目では、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例等を教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行っている。法律基本科目の理解を確実に定着させるとともに、そのため、いずれの総合演習においても、研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員とが組となり、それぞれの立場から参画し、教材作成から授業を共にする共同授業方式をとり、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を試みている。また、双方向・多方向での授業展開を徹底化するために、各総合演習とも10人程度の少人数クラスで実施している。このような授業方法をとる総合演習科目において、法曹として必要な能力を涵養する授業として必要な知識を教授するとともに、具体的事例や新たな事例に的確に対応し得る、批判的検討能力、創造的思考力、法的分析能力、法的議論の能力を育成できる。

【解釈指針 3-2-1-2】 【解釈指針 3-2-1-3】

（4）法曹実務への意欲と関心をいち早く高めるため法律実務基礎科目として、「エクスターンシップ」、「リーガルクリニック」及び「模擬裁判（民事・刑事）」を選択必修科目としている。

（a）「エクスターンシップ」においては、特に守秘義務の遵守など法曹実務家としての倫理・身の処し方などを実際に学ぶ機会でもあるため、担当教員から事前指導を実施し、関係法令の遵守や守秘義務遵守とその違反の場合の懲戒処分など注意・留意事項を説明し、守秘義務などに関する誓約書を提出させている。

《別添資料 3-2-1:エクスターンシップ事前指導概要》

《資料 3-2:エクスターンシップ誓約書》

誓約書

静岡大学大学院法務研究科

科長 様

私は、エクスターンシップ（実務研修）を履行するにあたり、下記の事項を制約します。

1. (略)
2. 私は、研修を通じて知り得た研修先の技術、営業、顧客その他一切の情報を秘密として厳格に保持し、研修期間中、研修期間終了後を問わず、いかなる第三者にも漏らしません。
3. 私は、研修先の名誉・信用・財産等を毀損するような言動をしません。
4. 私は、研修先の事業・業務等を阻害するような言動をしません。
5. 私は、前記各号のいずれかに違反した場合、ただちに研修を中止し。退学を含む静岡大学大学院規則上の懲戒を受けることがあっても異存ありません。

資料 3-2

また、法科大学院生教育研究賠償責任保険にも加入させている。

《別添資料 3-2-13:法科大学院生教育研究損害賠償責任保険「法科大学院学生便覧」》

エクスターンシップの派遣先は、平成 21 年度には、法律事務所 14 名、ヤマハ・静岡銀行・静岡市役所各 1 名、平成 22 年度には、法律事務所 7 名、静岡銀行 1 名、平成 23 年度には、法律事務所 4 名、静岡銀行 1 名、平成 24 年度には、法律事務所 4 名、平成 25 年度には、法律事務所 5 名、静岡県庁 1 名であった。

平成 26 年度においては法律事務所 3 名の予定である。

《別添資料 3-2-2:エクスターンシップ派遣先一覧》

「エクスターンシップ」は、エクスターンシップ専門委員会のもと、エクスターンシップ担当の 3 名（法律事務所、民間企業、自治体の担当）の教員がその実施内容など研修先の担当者との協議を行い、研修先担当者の指導の下、それぞれの実務研修計画に従って実施している。

《別添資料 3-2-3:静岡大学法科大学院エクスターンシップ専門委員会規則》

《別添資料 3-2-4:エクスターンシップ・静岡銀行》

《別添資料 3-2-5:エクスターンシップ・ヤマハ》

《別添資料 3-2-6:エクスターンシップ・静岡県》

《別添資料 3-2-7:エクスターンシップ・静岡市》

特に法律事務所での「エクスターンシップ」については、静岡県弁護士会によるバックアップ体制を得て実施している。《別添資料 3-2-8 エクスターンシップ・法律事務所》

「エクスターンシップ」における成績評価は、受講学生に、実習の内容を『実務研修記録』に記載させ、これに基づき、研修先の実務指導者との協議を経て、エクスターンシップ担当教員が責任を持って行う。

《別添資料 3-2-9:エクスターンシップ実務研修記録》

なお、本法科大学院の「エクスターンシップ」による単位認定を受ける学生は、研修

先から報酬を受け取っていない。

【解釈指針 3-2-1-4(2)】

(b)「リーガルクリニック」については、静岡県弁護士会の協力により、担当の実務家教員の法律事務所において実施している。まず、全体で講義の概要と守秘義務等の徹底を行った後、選定した事件について、担当教員の指導の下、法律相談から裁判過程に関与しながら総括として報告と討論を行い、法的問題点を検討する。成績評価については、リーガルクリニック先の実務担当者との協議を経て、リーガルクリニック担当教員により、学生がまとめた「法律相談記録」に基づき行う。

【解釈指針 3-2-1-4(1)】

《別添資料 3-2-10:リーガルクリニック説明概要》

(c)「ロイヤリング」については、実務家教員により、依頼者との面接・相談の技法、事実の把握・法的分析、証拠収集、問題解決手段の選択、訴状や答弁書、契約書の作成などの法律実務を、ロールプレイを取り入れ、補助者として若手の弁護士を関与させながら訓練を行い、法曹実務家としての技能と基礎について修得させる。

(5)平成26年度には、「労働裁判と法」、「ジェンダーと法」、「経済法」、「国際私法」の授業科目について集中講義を行う。本法科大学院の授業科目については、非常勤講師による場合でも毎週開講することを原則としているが、講師の都合によりやむを得ない場合に限って集中講義としている。この集中講義にあっては、レジュメ・資料等については講師から事前の送付により学生に配布して予習させるとともに、学生に予習・復習の時間を可及的に確保させるため講義時間は1日3コマ又は4コマに限定して5日間ないし4日間の講義期間としており、また試験については試験準備期間において実施するようにしており、レポート試験である場合にも期限に余裕を持たせている。

【解釈指針 3-2-1-6】

《別添資料 3-2-11:平成26年度集中講義一覧》

(6)授業の予習・復習など自学自習の環境として、法科大学院棟に、平日のみならず、休日においても24時間の利用が可能な学生自習室を設け、全ての学生に、仕切板のついた個人用学習机(ロッカー付き)を貸与している。また法科大学院棟に付設する法科大学院図書室(73㎡)には、最高裁判所判例集など数種類の基本的な判例集・法律雑誌及び授業に必要な基本書や参考書等の図書(2,259冊)を配架し、学習の便宜を図っている。そして、学習机にあっては、各人の所有パソコンから、無線LANを通じて静岡大学附属図書館の判例データベース(LEX/DB)にアクセスすることができ、LLI統合型法律情報システムの利用も可能である。

また、法科大学院棟に近接する人文社会科学部B棟5階にある法政資料室には、法律雑誌、判例集、大学の紀要などを揃えている。この法政資料室に隣接する法情報室においても判例データベース(LEX/DB)などにアクセスすることができる。さらに、法科大学院棟及び人文社会科学部棟のうち法科大学院が授業に利用している教室には、無線LANが整備され、個人のパソコンから判例データベースなどを利用することができる。

【解釈指針 3-2-1-5(4)】

《別添資料 3-2-12:判例データベース概要・LLI統合型法律情報システム概要》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院では、予習・復習に十分な時間を確保し、授業内容の確実な理解が可能となるように、1年間に履修登録することができる単位数は、3年課程においては、1年次及び2年次に各36単位、3年次に44単位、2年課程においては、1年次に36単位、2年次に44単位を上限としている。

【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】

《資料3-3:静岡大学法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

(履修方法)

第4条 (略)

2 学生が、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

1年次及び2年次 36単位

3年次 44単位

3 学生は、次の各号の要件を満たしたときは進級する。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得、当該年次のGPAの値が1.2以上であること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目の全て及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得、当該年次のGPAの値が1.4以上であること

4 (略)

資料3-3

	3年課程	2年課程
1年	36単位	
2年	36単位	36単位
3年	44単位	44単位

ただし、3年課程の2年次にあつて、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しない取扱いとしている。この点については、新学期の教務ガイダンスにおいて、学生に周知している。

【解釈指針3-3-1-3】

本法科大学院では、他の大学院の授業科目で法務研究科委員会が教育上有益と認めて許可を得て履修した授業科目について、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の単位として8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。この8単位については、上述の履修制限に含まれる。なお、2年課程の学生にはこのような履修を認めていない。

本法科大学院では、平成22年度に6名の学生が、静岡大学人文社会科学研究所の「税務会計」を履修し、研究科委員会の承認を経て、本法科大学院の単位として認定した。

【解釈指針 3-3-1-3】

《資料 3-4: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

第5条 他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む）の授業科目は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上有益と認めて許可したときは、履修することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、当該授業科目に相当する授業科目が法務研究科に設置されていない場合であって、その修得単位を法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

第6条 （略）

第6条の2 前2条の規定は、法学既修者には適用しない。

資料 3-4

なお、静岡大学大学院規則第11条の2では、長期履修生を認めているが、現在のところ本法科大学院では長期履修生制度を導入しておらず、3年を超える標準修業年限を認めていない。

【解釈指針 3-3-1-4】

2 特長及び課題等

本法科大学院は、入学定員 20 名という小規模な法科大学院であることを活かして、当該学年の学生全員が受講する必修科目であっても、受講者は、20 名前後と、名実とともに少人数教育を実践できる。さらに、各総合演習科目については、双方向・多方向の授業の徹底化を図るため、クラスサイズを 10 名前後に分割して教育効果を上げている。さらに、本法科大学院では、講義形式である授業科目においても、双方向・多方向の授業の実現が可能となるよう少人数であることを活かして教員と学生との質疑応答や学生間の討論を行っている。

また、導入科目として基礎法学・隣接科目「弁護士実践入門」を 1 年次に配置し、法曹への関心と意欲をいち早く高めるとともに、法律実務基礎科目の選択必修科目である「エクスターンシップ」については、地域各界の協力・支援により、受講者全員が希望に沿った受け入れ先での履修が可能となっている。

他方で、入学生が減少する中、受講者が極端に少ない科目が生じていることを勘案して、効果的な学習ができるよう、工夫が必要である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学習の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価方法

各授業科目の成績評価については、基本的には、それぞれ比率を定めた中間試験（4単位科目において実施している。）及び期末試験という筆記試験と、小テストや課題レポート等を含む平常点によって行っている。

《別添資料 4-1-1:授業科目の成績評価「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-2:試験「法科大学院学生便覧」》

それゆえ、授業への出席を重視し、欠席理由書の届けがない無断欠席が、2単位の場合には3回以上、4単位の授業にあっては5回以上の場合には、当該授業科目の単位は、これを認定しない扱いとし、各授業とも毎授業において出席カードにより厳格な出席確認をしている。また、無断欠席と欠席理由書が提出された欠席と合わせ、2単位の授業にあっては6回以上、4単位の授業においては11回以上の場合には、当該授業科目の単位はこれを認定しない扱いとしている。

《別添資料 4-1-3:授業における欠席の取扱いに関する申し合わせ》

《別添資料 4-1-2:試験「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-4:出席カード》

他方、「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」については、授業の性質上実務に従事しており、その記録は『実務研修記録』・『法律相談記録』の提出により、成績評価は筆記試験とは別の方法によって行っている。

《資料 4-1:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

(成績評価基準)

第3条 成績は、定期試験の結果及び平常点によって評価する。ただし、教務専門委員会が授業科目の目的・内容を勘案し認めた科目については、別の評価方法によることを妨げない。

2 各教員は、成績評価の基準については、シラバスにおいて具体的に明示するものとする。

<略>

資料 4-1

(2) 成績評価基準

各授業科目の成績評価の方法・基準は、『法科大学院シラバス』の中に、「授業概要と目標等」欄に記載した学習目標・目的や「成績評価の方法・基準」欄に明示した成績評価の方法により、予め学生に告知している。

また、これら個別の授業科目における成績評価方法・基準に加えて、平成19年度からは、成績の区分に関し、成績評価の共通の基準及び成績評価項目を定め、これを規則化するとともに、『法科大学院学生便覧』に掲載している。

【解釈指針 4-1-1-1】

授業科目の成績の区分は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格とする。この成績の区分に関しては、受講生が少数の授業を除き、秀は受験者総数の概ね5%以内とし、優は秀を含めて概ね30%以内としている（平成20年度から導入）。

現在、実際の受講者が10名以上の授業科目はないが、上記成績割合の趣旨を生かして、成績を評価するよう促している。

なお、エクスターンシップやリーガルクリニック、模擬裁判（民事・刑事）は、授業科目の性質上、合格と不合格の2段階として成績評価を行っている（シラバス電子版で周知）。

《資料 4-2:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

(成績の区分)

第1条 学生の成績評点は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）の5段階とし、可（C）以上を合格とする。ただし、教務専門委員会が授業科目の目的・内容を勘案し認めた科目については、合格、不合格の2段階とすることができる。

(成績区分の基準)

第2条 成績評点の区分は以下のとおりとする。

秀（S）	90点～100点
優（A）	80点～89点
良（B）	70点～79点
可（C）	60点～69点
不可（D）	0点～59点

2 各区分に関する成績評価の共通基準は、別表のとおりとする。

資料 4-2

以上の成績区分に係る成績評価に関する共通の成績評価基準及び成績評価項目は下記のとおりである。

《別添資料 4-1-5:成績評価に関する規則・別表》

(1) 成績評価基準

○ 第1表 成績評価基準(1)

秀 (S)	90点以上 100点	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を十分に達成し、かつ、成績評価項目の全てに関し極めて優れた評価がなされる場合
優 (A)	80点以上 90点未満	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を十分に達成し、かつ、成績評価項目の全てに関し特に優れた評価がなされる場合
良 (B)	70点以上 80点未満	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を十分に達成し、かつ、成績評価項目に関し概ね優れた評価がなされる場合
可 (C)	60点以上 70点未満	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を一応達成し、かつ、成績評価項目を概ね満たしている場合
不可 (D)	60点未満	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を達成しておらず、かつ、成績評価項目を満たしていない場合

○ 第2表 成績評価基準(2)

合格	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を達成し、かつ、成績評価基準に関し、これを十分満たしている場合
不合格	当該授業科目の学習目標（一般目標及び到達目標）を達成しておらず、成績評価項目に関し、これを満たしていない場合

○ 成績評価基準(3)

- 成績評価において 秀 (S) の者の割合は、受験者総数の概ね5%以内、優 (A) の者の割合は秀 (S) を含めて概ね30%以内とする。
1. の基準は、受講生が少数の授業には適用しない。
1. については、科目の区分・性質を勘案して判断することを妨げない。

【解釈指針 4-1-1-2】

(2) 成績評価項目

各科目における成績評価の際の評価項目は、理論と実務の架橋ができていることを踏まえ、主に以下の点を基本とする。

1. 法律基本科目

(講義)

- ① 当該授業科目における専門知識を正確かつ体系的に理解している。特に、当該授業科目にとって不可欠な法制度の枠組、基本となる法理、重要な条文について、法制度、法理や条文の趣旨を理解している。
- ② 条文の要件・効果を理解している。
- ③ 条文等の解釈・適用に関する重要な問題点を理解している。
- ④ 判例・学説等における具体的な論点を把握できている。

(演習)

- ① 法律基本科目(講義)で得られた専門知識を事例演習に応用できる能力がある。
- ② 個別事例における問題解決に当たって論理的な説明ができる。
- ③ また、議論や討論の際、積極的・的確に発言することができる。

2. 法律実務基礎科目

- ① 当該授業科目で求められる実務的な紛争解決能力を修得している。
- ② 法曹に必要な倫理観・責任感を身につけている。

3. 基礎法学・隣接科目

- ① 当該授業科目における専門知識を正確かつ体系的に理解している。
- ② 比較法、法制史、社会学などの観点からの考察を深めている。

4. 展開・先端科目

法律基本科目等で得られた専門知識等を前提にして、展開・先端的な法領域に属する問題を解決するために必要な応用能力を修得している。

【解釈指針 4-1-1-1】

(3) 筆記試験・本試験、再試験、追試験

期末試験は、学生に試験準備を与えるために、授業の終了後、1週間を経た時期に実施するものとしている。また、集中講義については、原則として4ないし5日間の講義期間の後、試験準備期間をおいて試験を実施するようにしている。

一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかつた者には、追試験の制度を設けており、その事情は、『法科大学院便覧』に明示している。

筆記試験において合格点に達しなかつた者に対しては、再試験の制度は設けていない。

【解釈指針 4-1-1-4】

【解釈指針 4-1-1-5】

《別添資料 4-1-2:試験「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-6:追試験「法科大学院学生便覧」》

《資料 4-3:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

第7条 つぎの各号に該当する事由によって、試験を受けることができなかつた学生には、その願出により、追試験を実施する。

- ① 病気・怪我(試験当日の容態について医師の診断書を提出すること。)
- ② 忌引き(一親等・二親等の親族の死亡に限り、死亡の日から原則として1週間内。この場合、会葬の礼状等、事由を証明することのできる資料を提出のこと。)
- ③ 就職に関する事由(具体的に事情を説明することのできる資料を提出のこと。)
- ④ その他、緊急な事由(これを証明する資料等を提出すること。)

資料 4-3

さらに、試験の厳正化を図るために、筆記試験における留意事項について『受験者心得』として『法科大学院学生便覧』に掲載している。試験監督にも万全を期し、少人数でも複数監督制を敷き、不正行為に対しては厳正な教務上の措置をもって対処することとしている。なお、現在まで、不正行為の例はない。

《別添資料 4-1-7:受験者心得「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-8:試験監督者心得》

《別添資料 4-1-9:試験における不正行為に対する教務上の取り扱いに関する内規》

これらの措置は、追試験においても同様であり、試験の内容（水準）、試験時間などにおいても本試験と同じで、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないように配慮している。なお、追試験において同一の問題や類似の問題を出題しないようにするとともに、その成績評価にあっても、本試験と同様に厳正に行っている。

【解釈指針 4-1-1-5】

（4）定期試験問題・採点の検討・審査

出題や採点を、各授業科目の到達目標やそれに基づく成績評価の観点から適正なものとするため、平成 22 年度後期期末試験から、法律基本科目全てと専任教員が担当する司法試験選択科目について、定期試験問題（中間・期末）とその採点結果の検討・審査を行っている。

具体的には、出題者作成の試験問題・出題の趣旨・採点基準を、同分野又は隣接分野の専任教員 2 名が検討し、到達目標などに照らして適正か否かを審査する。採点結果についても、同様に採点基準に照らして検討・審査している。

現在のところ不適正とされた例はないが、出題においても採点においても、出題者と検討委員とのやりとりを通じて、出題・採点のケアレスミスが改められたり、より良い言い回しや採点になっている。また、こうしたプロセスが良い意味での緊張感につながっている。

なお、この出題・採点の検討・審査は、追試験においても同様に行っている。

（5）成績結果の検討等

筆記試験後、授業（試験）担当者は、全ての受験者に対して、試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で行い、採点済みの答案のコピーを返却するなどして、学生が試験問題について再検討するための資料とできるよう便宜を図っている。

また、採点結果・成績について説明を求める学生については、個別に説明をすることとしている。

【解釈指針 4-1-1-3(1)】

《別添資料 4-1-10:成績評価の説明に関する書式》

《資料 4-4:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

第 6 条 （略）

- 2 学生は、自己の成績について、成績の通知を受けてから 1 週間以内に限り、所定の方式に従い、授業担当教員に対して、説明を求めることができる。

資料 4-4

また、平成 18 年度後学期から、各学生自身の客観的な位置付けを確認する資料として、全ての授業科目の成績結果の分布表（データ）を公表している。この公表については、各教科（受講者 5 名以下を除く）の 5 段階の成績分布グラフを掲示している。

【解釈指針 4-1-1-4】

《別添資料 4-1-16:平成 25 年度成績分布表》

他方、成績評価を行う教員の側にあっても、「成績評価基準」に則るとはいえ、評価においてバラツキを完全に解消することはできないことから、全教員が参加するFD全体会議において、全学生の成績一覧表及び成績分布表を配布し、それぞれ教員の成績評価の検証を行い、これを試験問題の内容・水準に関する再検討、公平な成績評価へと繋げる努力をしている。

【解釈指針 4-1-1-3(3)】

《別添資料 5-1-3:FD全体会議記録》

《別添資料 4-1-11:各年度進級判定資料》

《別添資料 4-1-12:各年度修了判定資料》

《別添資料 4-1-13:試験問題作成・採点者心得》

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学習成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本法科大学院では、3年課程と2年課程のいずれも進級制限を設けている。進級基準を満たさない者は、上級年次への進級を認めず留年とする。履修した単位は、秀及び優と評価された授業科目を除き、全て無効とする。

本法科大学院における進級制限については、従前1年次のみに課していたが、成績評価の厳格化と同時に法曹養成のため教育上一定の水準以上の履修成果を求めるべきであるとの観点から、平成20年度より2年次においても進級制限を設け、平成21年度より進級制限の条件としてGPA評価も導入した。さらに平成24年度からは、進級基準のGPAを、従来の1.2から、2年次においては1.4に変更し、上記観点を徹底を図っている。

こうしたGPA評価制度については、学生が十分理解できるよう、教務ガイダンスにおいて学生に丁寧に説明している。

《別添資料 4-1-14: GPA説明資料及び履修案内》

《別添資料 4-1-15: 進級基準・留年制「法科大学院学生便覧」》

《資料 4-5: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

（履修方法）

第4条（略）

3 学生は、次の各号の要件を満たしたときは進級する。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得、当該年次のGPAの値が1.2以上であること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目の全て及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得、当該年次のGPAの値が1.4以上であること

4 前項の規定により進級できなかつた学生が修得した単位は、秀及び優の評価を得たものを除き、無効とする。この場合、無効とされた単位については、前項の進級判定に当たって、GPAの算定から除外する。

5 GPAの算定方法は別に定める。

資料 4-5

これら進級制に係る、対象学年、進級要件、留年の場合の再履修を要する授業科目の範囲などは、『法科大学院学生便覧』に、法科大学院規則とともに記載し、学生に周知している。

【解釈指針 4-1-2-1】

これまでに進級制限により留年となった者は、平成23年度は、1年次生11名中2名、2年次生9名中2名、平成24年度は、1年次生9名中3名、2年次生10名中4名、平成25年度は、1年次生8名中4名、2年次生7名中1名である（いずれも休学者などを

除く判定対象者中の割合)。

《別添資料 4-1-11:各年度進級判定資料》

【解釈指針 4-1-2-2】

【解釈指針 4-1-2-3】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院では、3年課程及び2年課程のそれぞれにおいて体系的なカリキュラム編成をとっている。したがって、国内外の他の大学院（静岡大学大学院及び他の法科大学院を含む。）を修了又は在籍していた者が本法科大学院に入学した場合、本法科大学院の修了要件に従い履修することとしている。しかし、本法科大学院に入学する前に他の大学院において修得した授業科目の単位について、本法科大学院における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

また、本法科大学院では、教育上有益と認めて許可したときは、他の大学院の授業科目を履修することができ、修得した授業科目の単位は、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

以上のような、みなし修得となる授業科目については、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位に限って8単位を上限としているが、これは、本法科大学院が養成する法曹実務家の基本的能力の育成に係る法律基本科目や法律実務基礎科目については、本法科大学院としての体系的な教育課程の根幹であるので本法科大学院の授業科目において単位を修得すべきものとし、また基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても本法科大学院の授業科目で原則的に修得すべきであるとする判断に基づくものであって、本法科大学院における教育体系の一体性が損なわれないようにするためである。なお、法学既修者については、以上のような本法科大学院入学前の他の大学院等の修得単位や他の大学院の授業科目の履修による修得単位について、本法科大学院の授業科目の単位修得とみなす取扱いは行っていない。

当該授業科目が本法科大学院において単位修得が認められることについては、厳正で客観的な成績評価を確保するためにも、教務専門委員会において当該対象授業科目についてシラバスによる確認を行い適切に単位修得が行われているか確認の上、みなし単位修得については、研究科委員会がこれを認定することとしている。

《資料 4-6:静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

(他の大学院における授業科目の履修等)

第5条 他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。）の授業科目は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上有益と認めて許可したときは、履修することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定等)

第6条 学生が法務研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会が、その修得単位を法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学の場合を除き、法務研究科において修得した単位以外のものについては、8単位を超えないものとする。

第6条の2 前2条の規定は、法学既修者には適用しない。

資料 4-6

1 課程と修了要件

本法科大学院には、標準修業年限である3年間で修了要件を満たす3年課程と、法学既修者認定試験に合格した者を対象とし、2年次より履修を開始し、2年間で修了要件を満たす2年課程がある。それぞれの修了要件に基づき修了判定を行っている。

《別添資料 4-2-1:課程と修了要件「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-12:各年度修了判定資料》

(1) 3年課程の修了要件

3年課程の修了要件は、3年以上在籍し、かつ98単位以上の授業科目の単位修得が必要である。

【解釈指針 4-2-1-1】

【解釈指針 4-2-1-2】

《資料 4-7:静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

- 第8条 課程修了の認定は、法務研究科に3年以上在学し、別表に定める必修科目62単位、選択必修科目8単位、選択科目16単位並びにその他選択必修科目及び選択科目のうちから12単位以上の合計98単位以上を修得した者について行う。ただし、3年次のGPAの値が1.6未満の場合は、課程修了を認定しない。
- 2 前項のただし書の規定により修了できなかった学生は、良に満たない評価を受けた授業科目について再履修することができる。この場合、GPAの算定は、上位の評価による。

資料4-7

(2) 2年課程の修了要件

2年課程の修了要件は、法学既修者認定試験の試験科目に相当する法律基本科目に係る授業科目の単位数(28単位)はこれを修得したものとみなすため、2年以上在籍し、かつ70単位以上の授業科目の単位修得が必要である。

この場合に修得したものとみなされる授業科目は、法律基本科目のうち、「憲法Ⅰ・Ⅱ」(計4単位)、「基本契約法」、「基本民事法演習」、「不法行為法」、「債権履行法」、「債権担保法」、「不動産法」、「家族法」(計14単位)、「刑法Ⅰ・Ⅱ」(計6単位)、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(計4単位)であり、2年課程の法学既修者試験では、以上の法律基本科目について出題していずれの科目とも一定以上の成績評価により合格判定を行っており、合格者については、本法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識を有する者と認めるものである。

【基準4-2-1(1)ウ】

(3) 他の大学院における授業科目の履修等と入学前の既修得単位の認定等

(a) 他の大学院における授業科目の履修等

学生(法学既修者を除く。)は、他の大学院(静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。)の授業科目であっても、本法科大学院委員会が「教育上有益と認めて許可したときは」履修することができる。

この許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、その修得単位を本法科大学院の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められるときは、8単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

本法科大学院では、平成22年度に6名の学生が、静岡大学人文社会科学研究科の「税務会計」を履修し、研究科委員会の承認を経て、本法科大学院の単位として認定した。

【基準4-2-1(1)ア】

《資料4-5:静岡大学大学院法務研究科規則》

(b) 入学前の既修得単位の認定等

学生(法学既修者を除く。)が本法科大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、研究科委員会が、その修得単位を本法科大学院における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

ができる。この場合、修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学の場合を除き、8単位を超えないものとする。

過去に2人の学生が、この制度によって、単位を認定されている。

【基準 4-2-1(1)イ】

《資料 4-5:静岡大学大学院法務研究科規則》

2 修了要件と科目群

(1) 修了要件と法律基本科目

本法科大学院の授業科目には、必修科目、選択必修科目及び選択科目がある。必修科目は、法科大学院の修了に当たって必ず修得していなければならない授業科目である。選択必修科目は、指定された複数科目の中から、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。選択科目は、指定された科目群の中から、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。

3年課程及び2年課程の、各授業科目群において、修了に必要な履修すべき単位数は、下記の表のとおりである。

そして、修了要件において、法律基本科目以外の科目の単位は、3年課程にあつては、36ないし40単位（98単位－58ないし62単位）、他方、2年課程にあつては、36ないし40単位（70単位－30ないし34単位）であつて、いずれも修了要件単位数の3分の1以上を修得しなければならない。

【基準 4-2-1(3)】

課程 授業科目区分	3年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	54 単位	4～8 単位	
法律実務基礎科目群	8 単位	4～6 単位	
基礎法学・隣接科目群			4 単位以上
展開・先端科目群			12 単位以上
小 計	62 単位	8～14 単位	16 単位以上
総 計	98 単位		

授業科目区分	2年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	26 単位	4～8 単位	
法律実務基礎科目群	8 単位	4～6 単位	
基礎法学・隣接科目群			4 単位以上
展開・先端科目群			12 単位以上
小 計	34 単位	8～14 単位	16 単位以上
総 計	70 単位		

(2) 科目群と修了要件

法律基本科目のうちの公法系科目、民事法系科目、刑事法系科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分類した場合の、修了に必要な単位の修得数は、次のとおりである。

3年課程にあつては、法律基本科目のうち必修 54 単位と選択必修 4～8 単位、計 58～62 単位（公法系科目：12 単位、民事法系科目：30～34 単位、刑事法系科目：14～16 単位）の修得が要件である。なお、これらは標準単位数を超えているが、必修総単位数の上限以内である。そして、法律実務基礎科目は 12 単位、基礎法学・隣接科目は 4 単位、展開・先端科目は 12 単位の修得が要件である。

したがって、「基準 4-2-1(2)」に規定する、公法系科目 8 単位、民事法系科目 24 単位、刑事法系科目 10 単位、法律実務基礎科目 6 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位の要求を満たしており、基準に適合している。

【基準 4-2-1-1(2)】

他方、2年課程にあつては、法律基本科目のうち、公法系科目は 8 単位、民事法系科目は 16～20 単位、刑事法系科目は 4～6 単位の計 30～34 単位、そして、法律実務基礎科目は、12 単位、基礎法学・隣接科目は 4 単位、展開・先端科目は 12 単位である。

したがって、「基準 4-2-1(2)」に規定する公法系科目・民事法系科目・刑事法系科目を合わせ 18 単位という基準を上回っており、法律実務基礎科目の 6 単位、基礎法学・隣接科目の 4 単位、展開・先端科目の 12 単位という基準を満たしており、いずれも基準に適合している。

【基準 4-2-1-1(2)】

授業科目区分	3年課程	2年課程
法律基本科目群		
公法科目	12 単位	8 単位
民事法科目	30～34 単位	16～20 単位
刑事法科目	14～16 単位	4～6 単位
小計	58～62 単位	30～34 単位

法律実務基礎科目群	12 単位以上	12 単位以上
基礎法学・隣接科目群	4 単位以上	4 単位以上
展開・先端科目群	12 単位以上	12 単位以上
小計	36 単位以上	36 単位以上
修了要件	98 単位	70 単位

基準 4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院の修得単位数は、98単位であり、102単位の上限の範囲内である。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準 4-3-1 に係る状況)

既修者認定の方式・内容等

本法科大学院では、入学定員 20 名のうち、10 名以下を 2 年課程(法学既修者)の募集人員に充てている。平成 21 年度までの入学者選抜においては、合格者(入学予定者)を決した後に既修者認定試験を行う内部振分け方式を採用していたが、平成 22 年度以降は、募集の段階で 3 年課程と 2 年課程とを区別する別枠方式に変更して現在に至っている。したがって、法学既修者としての認定は、2 年課程の入学者選抜の合否判定として行われることになる。

本法科大学院の 2 年課程の入学者選抜においては、3 年課程及び 2 年課程の各受験者に共通の判定資料である「入学志願理由書」、「適性試験第 1 部から第 3 部の成績」及び「面接(1)[法科大学院での勉学に向けての態度・姿勢・準備状況を問う面接試験]」(「社会人」・「資格」評価を含む)以外に、憲法(70 分[平成 26 年度入試]・100 点満点)、民法(家族法を含む・100 分・150 点満点)、刑法(70 分・100 点満点)、刑事訴訟法(70 分・100 点満点)の 4 科目の各論述試験からなる法律学試験を課している。また、その合否判定では、面接試験 20%、適性試験第 1 部から第 3 部成績 5%、法律学試験成績 70%、志願理由書 5%の配点割合とし、法律学試験については、合計点及び各科目それぞれについて一定の成績に達していることを合否判定基準としている。

【解釈指針 4-3-1-1】

《別添資料 4-3-1①：法務研究科入学者選抜試験についての内規第 13 条》

法律学試験の問題作成及び採点は、本法科大学院専任教員によって組織される法律学試験委員会が担当し、法科大学院 1 年次修了時点の能力を有しているか否かを基準としている。

《別添資料 4-3-1②：法務研究科入学者選抜試験についての内規第 3 条》

《別添資料 4-3-2：平成 27 年度法律学試験問題作成要領》

【解釈指針 4-3-1-4】

【解釈指針 4-3-1-5】

2 年課程合格者は、1 年次に配当されている法律基本科目 28 単位(憲法 4 単位、民法 14 単位、刑法 6 単位、刑事訴訟法 4 単位。必修科目の全てに当たる。)を履修したものとみなされ、2 年次から在籍して授業科目の履修を開始する。

【解釈指針 4-3-1-2】

【解釈指針 4-3-1-3】

【解釈指針 4-3-1-6】

2 特長及び課題等

各授業科目とも成績評価について公正かつ厳格に行っている。また、単に試験成績によるのではなく、本法科大学院が法曹として必要な知識の修得であると考え各授業科目内容を徹底して教育するため、一定割合以上の授業への出席をもって試験の受験資格としており、出席カードの提出による出席チェックのほか、欠席届の提出については、必要な証明書類の添付をした上で、授業担当教員の承認と教務専門委員会の承認を得た委員長チェックを受けた欠席理由書の提出を義務付ける等、厳格な出欠管理を行っている。

また、筆記試験後、授業（試験）担当者は、全ての受験者に対して、試験実施後速やかに試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で行い、採点済みの答案のコピーを返却して、学生が試験問題について再検討できるよう便宜を図っている。採点結果・成績について説明を求める学生については、各教員が個別に説明をすることとしている。

特に1年次に配当される法律基本科目の成績において不可や可の占める割合が高いことにも示されるように厳格な成績評価・修了認定を行ってきている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1 FD活動のための体制

本法科大学院では、平成21年度以降、従前の教育改善活動体制を整備して、教育内容及び方法の改善を図るためにFD専門委員会を設置した。

《別添資料5-1-1:静岡大学法科大学院FD専門委員会規則》

FD専門委員会は自らが主催するFD全体会議を、研究科委員会とは別個に年間9回ないし10回開催する。当該年度の通年の開催予定表は、5月の第1回研究科委員会において全教員に配布される。《別添資料5-1-2:平成25年度FD全体会議開催予定表》

特に、後述する(本章2(4)参照)、司法試験法律基本科目及び選択科目の定期試験問題案等作成及び試験実施後の採点答案の教員間相互検討手続に関しては、事実上のFD活動にとどめず、最終的に研究科委員会における検討結果報告と適正な定期試験問題及び採点結果として機関承認を行うこととしており、FD全体会議と研究科委員会の密接な連携が図られている。

【解釈指針5-1-1-4】

《別添資料5-1-3:FD全体会議記録》

《別添資料5-1-6①:定期試験問題等の作成に関する規則》

《別添資料5-1-6②:定期試験の採点に関する規則》

2 FD活動

(1) FD全体会議

FD全体会議は、本法科大学院の全ての専任教員によって構成されている。平成22年度以降は、各年度第1回のFD全体会議において当該年度のFD活動計画(案)がFD専門委員会により提示され、全教員による審議・検討が行われた後にこれを確定し、その結果に基づいて個別のFD活動が実施される。また、非常勤教員全てに対しても、FD専門委員会から各年度のFD活動の概要紹介と協力依頼状を年度当初に送付して、組織的活動の維持・継続と円滑な実施を図っている。

【解釈指針5-1-1-4】

《資料 5-1:平成 25 年度 F D 実施計画》

開催日時		予定議題等	
1	5月9日	第1回FD全体会議	平成24年度授業参観等総括 平成25年度FD実施計画等
*	5月16日	@教授会	*前期中間試験問題案等承認
2	6月6日	第2回FD全体会議	(短答式合格発表日) 司法試験内容検討等
3	7月4日	第3回FD全体会議	前期中間アンケート総括等
*	7月22日	@教授会	*前期期末試験問題案等承認(試験:7/29~8/2)
4	9月5日	@教授会(成績判定等)	*前期中間・期末試験採点結果承認
		第4回FD全体会議	*教授会後 学修状況分析等
5	10月3日	第5回FD全体会議	前期期末アンケート・FD報告書・授業総括等
6	11月7日	第6回FD全体会議	平成25年司法試験の結果について 分野別FD会議等
7	12月12日	第7回FD全体会議	*教授会後 後期中間アンケート総括等
8	2月6日	@教授会	*後期期末試験問題案等承認(試験:2/10~2/17)
		第8回FD全体会議	*教授会後 次年度授業展開・シラバス作成課題等
*	3月4日	@教授会(修了判定等)	*後期期末試験採点結果承認
9	3月20日	第9回FD全体会議	後期期末アンケート・授業総括等 本年度FD活動総括・次年度FD活動課題等

《別添資料 5-1-4:依頼文「静岡大学法科大学院のFD活動の概要とご協力をお願い」》

(2) 授業アンケート

授業改善に資するため、学生授業アンケートを全ての授業科目について実施している(中間と期末の2回)。実施期間には約2週間の幅を持たせているが、その理由は、各担当科目授業の進捗度を教員が考慮した上で授業アンケートの実施日を決定することにより、受講生からの回答及び記述を得る上での利便を図ることに資するからである。また実施時期は、2単位科目について中間アンケートが第5~6講目、期末アンケートが第12~13講目に当たることとなるが、この時期設定により、前者の場合、受講生が当該科目及び教員の授業運営等に対する当初の印象を問うのに適切であるとともに、教員も各受講生の学修状況に対応した授業方法や進捗度の微調整を行うことが可能となる。また後者においては、中間アンケート以後の教員による授業改善等の効果を受講生が確認できること、他方で教員は、特に授業面での自己点検と次年度における課題の発見・確認に資するものとなることを意図している。

授業アンケートは、実施後、事務職員が記載結果を集計し、自由記載があればこれを転記したうえで担当教員に回付する。平成23年度以降の授業アンケート項目は、従前の授業運営や技術面に関する評価項目にとどめず、受講生自身の学習到達にかかる認識及

び学習改善方法の取組への自覚を促すべきことをも視野に入れた見直しを踏まえたものとしている。また、科目担当教員は、授業アンケート回収後、学生からの個別の質問・意見・要望に対するコメントを作成し、これを書面で学生に対し速やかに返却することとしている。

また、これらコメントを付加した授業アンケートは、実施後全部を集約して、FD全体会議において全教員に配布し、例えば学年ごとや法律基本科目に共通する受講生の学習の特徴、授業運営の課題等を教員相互に検証する等の取組に利用している。

【解釈指針 5-1-1-2】

なお、本法科大学院では、平成25年度において、他の法科大学院を修了し、司法試験受験のために学習を継続したいという学生を科目等履修生として初めて受け入れたところであるが、この科目等履修生については、授業アンケートの質問等の様式を科目等履修生用に工夫したものを使用している。

《別添資料 5-1-5:科目等履修生用授業アンケート書式》

(3) 授業参観

教員相互の授業参観については、平成24年度から全教員が年間の授業参観実施計画書に基づき授業参観を実施し、参観後に授業参観実施報告書を作成し提出する方法に変更した。さらに、参観後に参観教員と被参観（授業担当）教員が意見交換の場を持ち、そこでの意見交換や協議等の趣旨・内容も同報告書に記載することとした。これにより授業参観を各教員の主体的な目的・関心に基づいて実施するとともに、参観・被参観教員双方の授業改善や準備等に関する具体の論点を明確化できるようになった。

なお、これら授業参観計画書及び実施報告書も、各期末に全て集約し、全教員に配布した上でFD全体会議における審議・検討に利用している。

【解釈指針 5-1-1-1】

【解釈指針 5-1-1-2】

(4) 定期試験問題案及び定期試験解答採点案の相互的・組織的検討

本法科大学院は、平成22年度後期期末試験から、定期試験における試験問題案・出題趣旨案・採点基準案（以下「定期試験問題案」という）を、当該試験科目の担当教員が作成して、これをFD専門委員会が指定した2名の教員による検討に委ねることとした。同様に、試験実施後に行う担当教員の採点結果を、やはり当該2名の教員が検討するものとしている。その際、検討者である教員は、定期試験問題案又は採点結果について何らかの誤りを発見し、あるいは疑義がある場合には、担当教員との間で質疑や検討を重ね、その協議による処理の結果を試験問題案等の検討結果報告書に記載してFD専門委員会を經由して研究科委員会に提出する。試験問題案等に修正を加える必要が生じたときには、担当教員は定期試験問題案等の変更申出書を作成し、やはりFD専門委員会を經由して研究科委員会に提出する。また、定期試験問題案及び採点結果に重大な修正がない場合でも、検討者教員及び担当教員はともに検討報告書をそれぞれ作成し、FD専門委員会を經由して研究科委員会に提出するものとしている。

《別添資料 5-1-6①:定期試験問題等の作成に関する規則》

《別添資料 5-1-6②:定期試験の採点に関する規則》

《別添資料 5-1-6③④:試験問題案等の検討についての報告書（検討者用・問題作成者用）》

《別添資料 5-1-6⑤:定期試験問題等の変更申出書》

《別添資料 5-1-6⑥:採点結果の検討についての報告書》

以上の仕組みは、シラバスに定める試験科目の到達目標及び授業計画に基づいて定期

試験が適正に行われていることを明らかにするためのものであり、換言すれば、2-1【教育内容】及び4-1【成績評価】を実質的に関連付け、かつ適正化するために不可欠の手段と位置付けられるものである。

以上のような経過で提出された書類を取りまとめ、定期試験実施前の研究科委員会においては定期試験問題案等の検討結果が回覧・報告され、審議を踏まえて当該定期試験問題等による定期試験の実施が機関承認される。また、採点後の検討結果報告書が試験実施後の研究科委員会において同様に報告・審議されて機関承認することとなる。

【解釈指針 5-1-1-3】

(5) 分野別FD会議の実施

FD活動中、必要に応じて分野別FD会議を別途開催することとしている（静岡大学法科大学院FD専門委員会規則第3条）。これは相互に関連する授業科目間の教育内容上の連携、学年進行に伴う教育上の留意点の確認及び理論教育と実務教育の架橋等を意識して行うものである。分野別FD会議の報告書は、FD全体会議に提出し、審議資料とされる。

【解釈指針 5-1-1-1】

《別添資料 5-1-7:平成 25 年度分野別FD報告書》

(6) 『シラバス作成の手引き』に基づく講義概要・講義計画の策定

平成 23 年度に、教務専門委員会及びFD専門委員会の共管事項として、『シラバス作成の手引き』を作成し、全教員に配布してFD全体会議で検討した後、平成 24 年度以降の授業科目講義概要・講義計画の作成に際して、これに従ったシラバス上の記載事項、記載内容及び記載の方法・程度等についての指針とすることとした。これに基づき、科目担当教員が作成した各授業科目のシラバス（案）を、教務委員会が『シラバス作成の手引き』を的確に利用しているか否かの観点からチェックし、必要に応じて修正等の指示を行うなどして、受講生に対する各科目の一般到達目標及び具体的到達目標の明示をしているか、あるいは科目担当教員による自己点検及び評価をより適正ならしめるためのツールとして運用できているかを確認している。

【解釈指針 5-1-1-4】

《別添資料 5-1-8:シラバス作成の手引き》

《別添資料 5-1-9:平成 26 年度シラバス記載例・注意事項》

(7) 授業関連資料等の扱い

本法科大学院では、教育活動及びFD活動の記録を保存・整理することにより、その認証評価その他の外部評価の資料としての利用に供するため、授業関連資料（成績評価に関するものを除く。）その他の教務関連資料及びFD関連資料の提出等の取扱いにつき規則を定めている。また、平成 24 年度には、TKC 静岡大学法科大学院教育研究システムを導入し、従前の各授業担当教員と受講生との連絡、資料提供、課題提出の運用を原則として全てウェブ上で行うよう順次扱いを改めることとしてきたが、上記規則により、同システムの利用にあっては受講生の予習に資するよう留意すべきことをも明示することとした。

【解釈指針 5-1-1-4】

《別添資料 5-1-10:授業関連資料等の提出に関する規則》

《資料 5-2:授業関連資料等の提出に関する規則についての申し合わせ》

授業関連資料等の提出に関する規則についての申し合わせ

平成 26 年 2 月 27 日

1 授業関連資料等の提出に関する規則（以下「規則」という。）3条1項の「遅滞なく」については、以下の運用によるものとする。

(1) T K C 静岡大学法科大学院教育研究システム（以下「T K C システム」という。）への登録については、当該科目を履修する学生の予習の便宜に配慮して、原則として使用授業の1週間前までに行うこと

(2) T K C システムに登録できない資料については、使用授業終了後速やかに法科大学院係に提出すること（授業実施前の提出を妨げない）

資料 5-2

(8) F D 活動報告書

各学期の全授業及び定期試験が終了した後の F D 全体会議において、各授業科目について、担当科目教員がその講義の概要、進め方、授業改善の工夫、受講生の成績状況、定期試験問題及び受講生に配付した当該問題の解説等を総括し、併せて自己点検及び評価を行った結果を「F D 報告書」として作成している。F D 報告書は全て取りまとめて、F D 全体会議において検討することとし、教員相互に意見交換をしつつ、次年度の授業科目の到達目標の見直し、教育方法の改善に関する認識を共有するための手段としている。

なお、専任の実務家教員により提出される F D 活動報告書は、教育実践における研究者教員との協議・検討の重要な素材となっている。特に、総合演習系科目においては、研究者教員と実務家教員との共同授業であることから両者の密接な連携が必要とされ、授業で使用する素材の作成・選択や定期試験問題の作成、成績評価に至る広範な連携の素材とされている。

【解釈指針 5-1-1-2】

《別添資料 5-1-11:平成 25 年度前期・後期 F D 活動報告書》

(9) 教育改善を図るための研修及び研究

教員の能力向上に向けた取組の一環として、日弁連が主催する「第 5 回法科大学院実務家教員研究交流集会」（平成 25 年 3 月 2 日・日本弁護士会館）に研究者教員 1 名・実務家教員 2 名を派遣した。

教材開発に向けた取組の一環としては、静岡大学法科大学院が加盟校となっている P S I M（法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム）について、平成 25 年 10 月に、新規に「教材作成計画策定小委員会」の委員長 1 名並びに同小委員会内の民事模擬裁判及び刑事模擬裁判部門に委員が各 1 名就任した。

さらに、平成 22 年 5 月 13 日には、静岡大学全学 F D 委員長（学長補佐（F D・S D・広報担当）の佐藤龍子教授（大学教育センター）を講師として、教員を対象として「静岡大学法科大学院の F D」と題する講演を行った。

《別添資料 5-1-12:平成 22 年度 F D 全体会議資料「静岡大学法科大学院の F D」》

このほか、平成 25 年 1 月 20 日に、本法科大学院を含む地方と夜間開講の法科大学院が共同でシンポジウムを開催し、法科大学院教育における成果の検証と、今後の方向性について議論を行った。

《資料 5-3:シンポジウム「地方で目指す夜間で学ぶ—法科大学院の成果と展望—》

○平成 25 年 1 月 20 日（土）12:30～17:00 筑波大学東京キャンパス文京校舎 134 号教室
シンポジウム「地方で目指す 夜間で学ぶ—法科大学院の成果と展望—」

企画：夜間・地方法科大学院シンポジウム実行委員会

共催：香川大学=愛媛大学連合法科大学院・鹿児島大学法科大学院

熊本大学法科大学院・島根大学法科大学院・成蹊大学法科大学院

桐蔭横浜大学法科大学院・新潟大学法科大学院・静岡大学法科大学院

協賛：琉球大学法科大学院・弁護士法人筑波アカデミア法律事務所

・基調講演

〔講師〕川村 明（国際法曹協会（I B A）会長・弁護士）

・パネル・ディスカッション：「地方・夜間 法科大学院の成果と展望」

〔パネリスト〕

越後 純子（弁護士・金沢大学准教授〔医師 桐蔭横浜 L S 出身〕）

小林 正和（弁護士〔筑波 L S 出身〕）

本田 貴志（弁護士〔鹿児島 L S 出身〕）

河合 隆晴（静岡県庁職員・司法試験合格者〔静岡 L S 出身〕）

内山 宙（弁護士〔成蹊 L S 夜間出身〕）

米田 憲市（鹿児島大学大学院司法政策研究科長・教授）

〔コメンテーター〕

川村 明（弁護士・国際法曹協会会長）

椛島 裕之（弁護士・日弁連法科大学院センター副委員長）

〔コーディネーター〕

菊間 千乃（弁護士・大宮 L S 夜間出身）

資料 5-3

【解釈指針 5-1-1-3】

2 特長及び課題等

本法科大学院においては、平成24年度までに組織的なFD活動の制度基盤、実施方法・内容・態勢を抜本的に再構築した成果として、第5章に記載したような個別の教育改善活動の速やかな実施に積極的に取り組んできた。そしてその過程では、教員相互間において必要不可欠なFD活動に関する共通のイメージが醸成されるとともに、各科目ないし担当教員独自のFD活動への各種の工夫や試みも形成されつつあり、その結果、平成24年3月には、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告書において「改善の取組を相当実施した」旨の評価を得ることができた。これらを総合した教育改善の蓄積と展開のサイクルを今後も着実に実施すべく、FD全体会議を軸に取組を推し進めていく必要があると考えている。

もちろん、組織的なFD活動の着実な実施に向けては、教員の更なる意識改革と教育・研究の環境改善が必要である。また、以上で紹介したとおり、各種報告書等が取りまとめられた段階でそれらをFD全体会議の場で議論し、検討する体制が整えられてきているが、その結果、各FD活動がどのような具体的改善につながっているか、同時に教育の結果として法科大学院生の成績評価の顕著な改善が図られているかの検証が継続的な課題として求められている。

そのためには、例えばTKC静岡大学法科大学院教育研究システムを教員及び受講生が十分に使いこなすことにより、教育・学習の効果を向上させることなどが不可欠であり、そのための取組への努力は今後も継続しなければならない。

いずれにせよ、教育内容等の改善措置については、教務関係、FD関係、法科大学院生の学習生活を含む学習環境関係等の連携はもちろん、入学試験合格発表直後からの入学前学習指導や法科大学院修了後、司法試験受験準備段階における学習支援までの広範な射程を含めて取組を進める必要があり、それら全過程を通観し、各段階に最適な措置を提供していくことが求められている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

1 アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）

本法科大学院は、地域社会が必要とする法曹の専門家を養成すべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域社会と連携しつつ、国際化する静岡県がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

このような教育の理念・目的の観点から、入学者選抜の基本方針を定め、これを『学生募集要項』の冒頭に掲げているほか、本法科大学院の毎年度の学校案内及びウェブサイトにおいても周知を図っている。 <http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/>

《資料6-1：「アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）」》

アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）

本法務研究科は、新しい法曹養成制度・法科大学院創設の理念を生かすように、静岡県が典型的である国際化する都市型地域社会を担う、多様な資質・能力を有する法曹実務家を、地域と連携しながら養成し、地域に貢献することを教育目標・理念とします。

そのため、入学者の選抜においては、公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れることとします。

資料6-1

《別添資料6-1-1：『平成26年度学生募集要項』（以下『募集要項』）表見返し》
 《別添資料6-1-2：『静岡大学法科大学院2014年度学校案内』（以下『学校案内』）15頁》
 《別添資料6-1-3：ウェブサイト <http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/#gaiyo>》

2 入学者選抜の基本方針等の広報活動

（1）基本情報の周知

また、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価・進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況については、上記『学生募集要項』、『学校案内』及びウェブサイトに掲載し、入学志願者への事前周知に努めている。

【解釈指針6-1-1-1】

(2) 入試説明会・進学相談会

研究科の入試説明会においては、上記『学生募集要項』や『学校案内』を用いながら、本法科大学院の目指す法曹実務家像やカリキュラムの特色、支援体制等について話した上で、入学者選抜の概要について説明している。平成26年度入試に関する入試説明会の概要は以下のとおりである。

《資料6-2：平成26年度入試説明会開催状況》

< 合同説明会 >

- ・リクルート主催「ロースクール Live (ウェブ上合同説明会)」
→平成25年6月16日14時15分～14時45分放送
- ・読売新聞主催「法科大学院・予備試験2014 法曹を目指す方のための進学相談会&講演会」
→平成25年6月15日(東京・ベルサール飯田橋ファースト)
→平成25年6月15日(大阪・梅田アウラホール)
→平成25年6月22日(福岡・電気ビル共創館3Fカンファレンス)
- ・中日新聞主催「2014中部の法科大学院」
→平成25年6月15日(名古屋・明治安田生命ホール)
- ・辰巳法律研究所主催進学合同説明会(資料参加)
→平成25年6月15日(辰巳法律研究所名古屋本校)
→平成25年6月16日(辰巳法律研究所東京本校/西日本ビル5階)
→平成25年6月29日(辰巳法律研究所京都本校)

< 単独説明会・進学相談会(静岡市外分) >

- 平成25年4月19日(福島大学)
- 平成25年4月22日(山形大学)
- 平成25年4月25日(松山大学)
- 平成25年4月26日(愛媛大学)
- 平成25年5月24日(静岡県立大学)
- 平成25年10月12日(東京・津田ホールT101会議室)
- 平成25年11月10日(東京・安田コミュニティプラザ)
- 平成25年12月4日(富山大学)
- 平成25年12月7日(東京・安田コミュニティプラザ)
- 平成26年1月11日(東京・津田ホール)

< 単独説明会・進学相談会(静岡市内分) >

- 平成25年7月23日(B-nest [静岡市産学交流センター] 演習室2)
- 平成25年9月20日(B-nest 演習室2)
- 平成25年10月18日(B-nest 小会議室2)
- 平成25年11月15日(B-nest 演習室2)

< 単独説明会・進学相談会(静岡大学学内分) >

- 平成25年4月18日(共通L棟201室 [人文社会科学部進路ガイダンス])
- 平成25年7月11日(人文社会科学部B棟303室)
- 平成25年7月19日(共通L棟301室)
- 平成25年10月12日(共通L棟201室)
- 平成25年11月10日(共通L棟201室)
- 平成25年12月7日(共通L棟201室)
- 平成26年1月11日(共通L棟201室)

基準 6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2に係る状況）

本法科大学院では、入学者受入に係る業務は、入試・広報専門委員会（以下、本章において「入試委員会」という。）の所掌である。入試委員会は、専任の教授及び准教授をもって構成され、委員のうち教授1名が委員長、同1名が副委員長に充てられる。入試委員会は、入学者選抜の実施及び学生募集要項の作成に関することは全て所掌する。

《別添資料 6-1-4：「静岡大学法科大学院入試・広報専門委員会規則」》

なお、本法科大学院では、平成21年度入学者選抜までは、入学試験で合格者を決定した後に既修者認定試験を行う「内部振分け方式」を採用していたが、平成22年度入学者選抜以降は、募集の段階で3年課程と2年課程を区分してそれぞれの試験を実施する別枠方式に変更している。また、平成24年度入学者選抜までは、法科大学院全国統一適性試験（以下「適性試験」という。）第1～3部までの成績及び志願理由書を対象に書面審査を行う第1段階と、3年課程については小論文試験ないし面接試験、2年課程については法律学試験及び面接試験を実施する第2段階からなる2段階選抜を実施していたが、平成25年度入学者選抜以降は、全てを1段階の選抜で行うこととしている。

入試委員会は、志望理由書の採点及び「面接(1)」(法科大学院での勉学に向けての態度・姿勢・準備状況を問う面接試験。以下同じ。)の質問事項の作成を担当するほか、未修者試験委員及び法律学試験委員を法務研究科専任教員の中から委嘱する。各試験委員の委嘱については、研究科委員会の議を経る必要がある。また、試験監督者及び面接試験担当者を同じく委嘱する。

未修者試験委員は、未修者試験委員会を構成し、うち1名を未修者試験委員長とする。未修者試験委員会は、(平成27年度入学者選抜において新設された社会人特別選抜を含む)3年課程の入学者選抜に関して、小論文試験の出題及び採点、適性試験第4部の採点基準作成及び採点、「面接(2)」(A4判1枚程度の資料を読んだ上で、発問に従って賛成・反対の立場からの立論を行う面接試験。以下同じ。)の試験問題作成を担当する。小論文試験の採点については、小論文試験担当者会議の審議を経て、同担当者会議責任者が未修者試験委員長に報告する。適性試験第4部の採点については、適性試験第4部採点担当者会議での審議を経て、同採点担当者会議責任者が未修者試験委員長に報告する。未修者試験委員長は、そのそれぞれについて、審議結果を付した合否判定に用いる得点を入試委員会に報告する。

法律学試験委員は、法律学試験委員会を構成し、うち1名を法律学試験委員長とする。法律学試験委員会は、2年課程の入学者選抜に関して、法律学試験科目の出題及び採点を担当する。法律学試験の採点については、法律学試験委員会の審議を経て、法律学試験委員長が、審議結果を付した合否判定に用いる得点を、入試・広報専門委員会に報告する。

面接試験は、複数の面接試験担当者が実施し、面接試験担当者間の協議を経て、各面接試験担当者が面接試験用紙に従い得点化を行い、入試・広報専門委員会に報告する。入試・広報専門委員会は、複数の面接試験担当者の得点の平均点を算出し、それをもって合否判定に用いる。

選抜試験の合否判定は、入試委員会が判定資料を準備し、拡大入試委員会(研究科長、

総務専門委員長、教務専門委員長、入試・広報専門委員、未修者試験委員長、当該日程小論文担当者会議責任者又は当該日程適性4部採点担当者会議責任者、当該日程面接(2)出題担当者会議責任者、法律学試験委員長及び法律学試験の科目ごとの試験責任者をもって構成される。)が合否判定案を作成し、研究科委員会が合否を決定する。

以上の手続は全て内規の定めによって実施し、入試委員長が全体を統括する体制を整備している。

《別添資料 6-1-5 : 「法務研究科入学者選抜についての内規」》

基準 6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

1 募集に当たっての確保措置

(1) 入学定員 20 名のうち 3 年課程 (法学未修者) の募集人数を 10 名以上、2 年課程 (法学既修者) の募集人数を 10 名以内とすることにより、法学系学部・学科出身の法学既修者に偏らない、広く開放された募集とすることを入学定員の内訳において実質化している。なお、平成 27 年度入試においては、従前の入試方法に加えて、新たに「社会人特別入試」を実施する予定である。これは、社会人志願者について入学料・授業料免除候補者 (法科大学院特別枠) として推薦することを予定して募集するもので、法曹を目指す社会人に新たに門戸を開くものである。

《別添資料 6-1-1:『募集要項』2 頁》

《別添資料 6-1-2:『学校案内』15 頁》

《別添資料 6-1-3: ウェブサイト <http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/#gaiyo>》

《別添資料 6-1-7:『平成 27 年度「社会人特別入試」募集要項』2 頁》

《別添資料 6-1-8:『静岡大学法科大学院 2015 年度学校案内』15-16 頁》

(2) 面接試験においては、「社会人」(大学卒業後 5 年以上 [さらに大学又は大学院に在学した場合は、その期間を算入しない] 就業するなどの「職歴・社会活動歴」を有する者) 経験及び「資格等」を有する者について評価加点することができる。それを募集要項に明記することにより、社会人にも開かれたものとしている。

《別添資料 6-1-1:『募集要項』表見返し・6 頁・8 頁》

《別添資料 6-1-9:『面接試験』における『資格・能力評価基準』について》

2 入学者選抜における確保措置

「公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」というアドミッション・ポリシー (入学者選抜の基本方針) に基づき、次のような入学選抜を行っている。

(1) 入学者選抜においては、静岡大学人文社会科学部法学科に在学又は卒業した自校出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置は講じていない。過去の入試問題は、ウェブページで公開しているほか事務室窓口でも閲覧できるなど誰でも入手可能となっている。

<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/examdata/>

《資料 6-3:「入学者選抜等に関する Q&A」》

Q. 入学試験において、出身大学や出身学部、年齢による有利・不利はありますか？ また、静岡大学からの内部進学や推薦入試制度などはありますか？

A. いずれもありません。多様なバックグラウンドをもった受験者に広く開かれた入学者選抜を実施しています。

Q. 過去の入試問題は、閲覧できますか？

A. 可能です。法科大学院ウェブページにて公開しています (ただし、小論文試験については、問題文の著作権者から掲載許諾が得られたものに限ります)。また、法科大学

院事務室の窓口でも閲覧できます。

資料 6 - 3

なお、法律学試験委員会を構成する本法科大学院専任教員のうち、現時点において人文社会科学部法学科の専門科目を担当しているのは「憲法」の教員だけだが、この場合も含めて、自身の過去の当該担当科目について、試験内容等の重複がないか精査することを法律学試験委員会の申し合わせで確認している。

《別添資料 4-3-2：平成 27 年度法律学試験問題作成要領》

(2) 本法科大学院においては、入学者に対して法科大学院への寄附等の募集は行っていない。

(3) また、身体に障がい等のある入学志願者については、『募集要項』中の「大学院受験特別措置申請書」等の書類提出による事前相談を受け付けて、受験上及び修学上の特別措置に対応することとしている。[]入学者選抜においては、実際に []の障がいのある志願者からの事前相談申込があり、本法科大学院職員及び入試委員との複数回にわたる相談の結果、「試験会場への付添者の同行及び試験室付近での待機、トイレ・休憩時の介助、車椅子のまま入れる試験室の利用と車椅子で使用できる机の利用、身障者用トイレに近接する試験会場の利用、PCでの解答と試験時間の延長（正規時間の2倍）、試験中の水分補給と常備薬の服用、自署が必要な書類の代筆」を内容とする受験上の特別措置を整え、同人から出願があったことから、同特別措置の下で別室における入学試験を実施した（ [] ）。

【解釈指針 6-1-3-1】

3 入学者の実際

平成 22 年度入学者選抜以降、2 年課程に入学したのは、平成 22 年度入学生の 4 名、平成 24 年度入学生の 1 名のみであって、平成 22 年度から同 26 年度における入学者総数の 11.9%となっている。

また、同時期の入学者のうち、非法学系学部・学科出身者、「社会人」及び自校出身者の割合は下記のとおりである。

《資料 6-4：入学者状況（様式②より）》

	非法学系出身者の割合	「社会人」の割合	自校出身者の割合
平成 22 年度	23.1%	7.7%	15.4%
平成 23 年度	40.0%	0.0%	10.0%
平成 24 年度	37.5%	62.5%	12.5%
平成 25 年度	37.5%	37.5%	25.0%
平成 26 年度	33.3%	0.0%	66.7%

資料 6 - 4

志願者数の減少もあり、年度によるばらつきが大きいですが、非法学系出身者の割合としては全国平均を大きく上回っており、「社会人」についても全国平均にはわずかに及ばないものの一定数を確保するよう努めている。

また、平成 26 年度入学者における自校出身者の割合が高くなっているが、これは、入学者選抜は従前と同様に自校出身者への優先枠等は設定せずに書類及び試験内容のみを

資料に合否判定を行って合格者を出したところ、他校出身である合格者からの入学辞退が相次いだために結果として自校出身者の割合が高くなったものである（そもそも入学者数が3名にとどまっており、それを母数にした割合の数値化であることに留意する必要がある。）。

【解釈指針 6-1-3-1】

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1 3年課程及び2年課程の選抜に共通の判定資料

本法科大学院の入学者選抜においては、3年課程及び2年課程の各受験者に共通の判定資料として、「入学志願理由書」及び「適性試験第1部から第3部の成績」並びに「面接(1)の結果」を利用している。

このうち、「入学志願理由書」では、法曹を目指す受験生の意欲、自己分析力、他者に共感する感性、社会的関心の広さや文章力などをみるものである。「適性試験第1部から第3部の成績」は、法科大学院における履修の前提となる「判断力」・「思考力」・「分析力」・「表現力」といった能力を測るものである。「面接(1)の結果」は、法科大学院での厳しい勉学に向けての態度・姿勢・準備状況と口頭でのコミュニケーション能力を測るものである。

【解釈指針6-1-4-1】

「適性試験第1部から第3部の成績」については、「総受験者の下位から15%程度」を目安とした「統一的な入学最低基準点」に達していない場合は、合否判定における総合成績にかかわらず不合格となることとし、それを募集要項にも明記している。

【解釈指針6-1-4-2】

《別添資料6-1-1：『募集要項』8頁》

《別添資料6-1-5：「法務研究科入学者選抜についての内規」13-14条》

2 3年課程の選抜に用いる判定資料

3年課程の入学者選抜に当たっては、上記以外に、小論文試験を課す場合（平成26年度D日程：小論文日程）と、適性試験第4部の解答を本法科大学院の採点基準により採点した成績と併せて面接(2)を実施する場合（同A・B・C・E・F日程：適性4部利用日程）とがある。いずれも、読解力、論理的な分析力と思考力、的確な文章力や表現力などを問うものである。

平成26年度入学者選抜の合否判定については、小論文日程では、面接試験（面接(1)のみ）成績30%、適性試験第1部から第3部成績20%、小論文試験成績40%、志願理由書10%の配点割合とし、適性4部利用日程では、面接試験（面接(1)及び面接(2)）成績40%、適性試験第1部から第3部成績20%、適性試験第4部30%、志願理由書10%の割合として、多様な観点から入学者の適性及び能力を適確かつ客観的に評価できるものとしている。

《別添資料6-1-1：『募集要項』7-8頁》

3 2年課程の選抜に用いる判定資料

2年課程の入学者選抜に当たっては、上記以外に、憲法（100点満点）、民法（家族法を含む・150点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（100点）の4科目の論述試験からなる法律学試験を課している。

平成26年度入学者選抜の合否判定については、面接試験（面接(1)）20%、適性試験第1部から第3部成績5%、法律学試験成績70%、志願理由書5%の配点割合とし、法律学試験については、合計点及び各科目それぞれについて一定の成績に達していること

を合否判定基準としていることにより、2年次から学習を開始する入学者の適性及び能力を適確かつ客観的に評価できるものとしている。

《別添資料 6-1-1 : 『募集要項』 7-8 頁》

《別添資料 6-1-5 : 「法務研究科入学者選抜についての内規」》

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

1 入学定員の設定

本法科大学院では、入学定員 20 名のうち 3 年課程（法学未修者）の募集人数を 10 名以上、2 年課程（法学既修者）の募集人数を 10 名以内とすることより、「多様な人材を積極的に受け入れる」という基本方針を入学定員の内訳において実質化すべく努めている。また、平成 27 年度入試においては、従前の入試方法に加えて、新たに「社会人特別入試」を実施する予定であり、これにより法曹を目指す特に優秀な社会人の確保を目指すこととしている。

《別添資料 6-1-1：『募集要項』2 頁》

《別添資料 6-1-2：『学校案内』15 頁》

《別添資料 6-1-3：ウェブサイト <http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/#gaiyo> 》

《別添資料 6-1-7：『平成 27 年度「社会人特別入試」募集要項』2 頁》

《別添資料 6-1-8：『静岡大学法科大学院 2015 年度学校案内』15-16 頁》

2 多様な知識又は経験を有する者に対する適切な評価方法について

志願者については、出願書類中の「履歴書」に、「社会活動歴」、「資格等」の内容について記載を求め、また、「志願理由書」に自己をアピールする多様な学識又は課外活動等の実績を記載することができるようにし、それらの点について面接試験（面接(1)）で確認等を行うことにより、適切に評価することができるようにしている。

また、面接試験においては、「社会人」（大学卒業後 5 年以上〔さらに大学又は大学院に在学した場合は、その期間を算入しない〕就業するなどの「職歴・社会活動歴」を有する者）経験及び「資格等」（「自己をアピールする国家資格・団体資格、専門能力等で」、「司法書士、不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、企業法務部での勤務経験、裁判所書記官の勤務経験、英語検定、TOEFL、TOEIC、ドイツ語技能検定など語学能力を示す資格、成績など」）を有する者について評価加点することができるようにして、多様な人材確保に努めている。

《別添資料 6-1-1：『募集要項』表見返し・6 頁・8 頁》

《別添資料 6-1-9：『面接試験』における『資格・能力評価基準』について》

3 入学者選抜の実情

平成 22 年度から平成 26 年度までにおける入学者のうち、非法学系学部・学科出身者又は「社会人」の合計割合は 23.1%、40.0%、62.5%、37.5%、33.3%である（様式②）。

志願者数の減少もあって年度によるばらつきが大きく、また、入学者選抜に当たって非法学系出身者又は「社会人」に対する優遇措置ないし積極的是正措置をとってはいないためにその割合は志願状況に規定されるところが大きいものの、その割合はほとんどの年度において 3 割を超えており、2 割に満たなかった年度はない。

【解釈指針 6-1-5-1】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、平成 21 年度までは入学定員を 30 名としていたが、平成 22 年度からはこれを 20 名としている。平成 22 年度から平成 26 年度までの収容定員、在籍者数、定員超過率の推移は、以下のとおりである。

《資料 6-5：在籍者数等の推移：様式②》

	収容定員	在籍者数	定員超過率
平成 22 年度	80	65	0.81
平成 23 年度	70	49	0.70
平成 24 年度	60	34	0.57
平成 25 年度	60	31	0.52
平成 26 年度	60	22	0.37

* 「在籍者数」には原級留置者及び休学者を含む

資料 6-5

【解釈指針 6-2-1-1】

以上、資料 6-5 のとおり、在籍者数が収容定員を上回っていない。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

1 入学者受入の現況

本法科大学院における平成 22 年度から平成 26 年度までの入学者受入状況は、以下のとおりである。

《資料 6-6：入学者受入状況の推移》

	入学定員	志願者	受験者	合格者	競争倍率	入学者	入学定員充足率
平成 22 年度	20 名	61 名	44 名	26 名	1.69	13 名	65.0%
平成 23 年度	20 名	69 名	54 名	22 名	2.45	10 名	50.0%
平成 24 年度	20 名	38 名	33 名	14 名	2.35	8 名	40.0%
平成 25 年度	20 名	40 名	27 名	13 名	2.07	8 名	40.0%
平成 26 年度	20 名	16 名	15 名	8 名	1.87	3 名	15.0%

資料 6-6

上記のとおり、本法科大学院は、入学定員充足率の点で大変厳しい状況にある。

2 背景と対策

定員充足が厳しい状況は、全国的な傾向でもある。中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第 61 回会議配布資料「資料 2-2 各法科大学院の入学者選抜状況等」によれば、全国の法科大学院における入学定員総数は、平成 22 年度の 4,909 名から平成 26 年度には 3,809 名まで削減されているが、その間の入学定員充足率平均は 84.0% から 59.6% まで落ち込んでいる。平成 26 年度において、入学定員充足率が 100% 以上となっている法科大学院は 6 校（うち 1 校は入学者選抜における競争倍率が 1.5 倍を下回っている）、75% 以上 100% 未満でも 6 校（同 2 校）しかなく、50% を割り込んでいる法科大学院が（本法科大学院を含め）44 校に上っている。

本法科大学院についてみれば、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて、全国の法科大学院志願者総数が 42.0% 減少しているのに比して、本法科大学院では 34.4% の減少におしとどめていた（この期間に志願者が減じたのは 1 回のみであり、持続的恒常的に減少していたわけではない）ものの、平成 26 年度に至って志願者数が大幅に減少するに至った。

以上のように、法科大学院志願者の法科大学院選択に当たっての判断基準として当該法科大学院の司法試験合格者数・合格率が大きな要素として考えられる以上、必須の対策は、在籍者及び修了者への支援を整備し、教育内容を充実することである。その取組については、本自己評価報告書第 2 章から第 5 章及び第 7 章に記載のとおりである。

また、それと並行して、志願者確保のため、入学者選抜制度及び募集方法等についても改善を図らなければならない。その取組については、次の〈基準 6-2-3〉に記載のとおりである。

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

(1) 本法科大学院においては、平成22年度以降の在籍者数、入学者選抜における競争倍率、司法試験合格者数を始めとする修了者の進路等に照らして、入学者選抜の改善に向けた取組が必要な状況にある。

先述のとおり、本法科大学院では、平成21年度までは合格者(入学予定者)の中から2年課程の学生を選抜する内部振分け方式をとってきたが、それぞれの課程にふさわしい選抜内容とするため、平成22年度以降は課程別に募集をする別枠方式を採用している。また、平成22年度には、それまでの入学状況等に照らして、入学定員を従来の30名から20名に削減する措置を取った。

平成23年度入学者選抜に際しては、入試日程をA及びBの2日程に増やす(追加募集も実施)とともに、従来は3段階だった選抜方法(書類審査/小論文又は法律学試験/面接試験)を、2段階(書類審査/小論文又は法律学試験及び面接試験)に変更した。さらに、「飛び入学」制度を導入した。

《別添資料6-1-5：法務研究科入学者選抜についての内規》

平成24年度入学者選抜に際しては、入試日程をAからCまでの3日程に増やした。

平成25年度入学者選抜に際しては、入試日程をAからDまでの4日程に増やした(追加募集も実施)。このうち3年課程の選抜について、A及びCの2日程においては、適性4部利用試験を導入した上で、3年課程専願者の検定料を従来の30,000円から17,000円に減額するとともに、同専願者については従来の静岡会場及び東京会場に加えて「他地域会場」からも試験会場が選択できるものとし、札幌・仙台・富山・大阪・松山・福岡に設定した。

(2) 平成26年度入学者選抜に際しては、入試日程をAからFまでの6日程とした(追加募集も実施)。このうち3年課程の選抜について、6日程中5日程を適性4部利用試験とした。また、「他地域会場」を2年課程専願者及び3年課程・2年課程併願者も選択できることとし、新たに福島会場を追加設定した。さらに、上記のとおり2段階としていた選抜方法を1段階に変更した。また、山形大学、愛媛大学など全国各地の法学系学部を有する大学の1～3年次や、静岡県立大学など法学系学部をもたない大学の学部生を対象とした「進路としての法曹」説明会といった、法曹を志す者の掘り起こしをも念頭に置いた広報活動を活発に行った(《資料6-2》参照)。

(3) なお、平成27年度入学者選抜については、新たに「社会人特別」入試を導入することにより、法曹を目指す特に優秀な社会人の確保を目指すこととしているほか、従前の方式を「一般」入試として、5日程を予定している。「一般」入試の3年課程の選抜については、全日程について適性4部利用試験とし、全日程・全課程志願者が選択できる「他地域会場」として新たに松江会場を追加設定した(「社会人特別」入試の試験会場は、静岡、東京及び松江)。広報活動についても、平成25年度中に参加した合同説明会企画には平成26年度分も引き続き全て参加するほか、新たに東北学院大学で開催される合同説明会(学内者向け)に参加予定である。また、単独説明会・進学相談会については、現在までのところ市内分を4回、学内分を2回予定しており(さらに、静岡大学の全学及び人文社会科学部のそれぞれの就職ガイダンスにおける説明会を調整中である)、静岡

県立大学や常葉大学など他大学への出張説明会についても検討中である。以上のうち、東北学院大学分を除いた実施が決定している入試説明会・進学相談会については、ウェブページ上で告知をしている。

<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/>

以上の入学者選抜実施上の取組とともに、入学定員充足率の実情に照らし、入学定員を削減する方向での見直し作業にも着手している。

【解釈指針 6-2-3-1】

2 特長及び課題等

本法科大学院は、アドミッション・ポリシーにも掲げている通り、公平性・開放性・多様性の確保を旨としている。それは、入学者において、他校出身者ないし「社会人」が相当程度の割合を占めるという結果に表れている。また、入学者選抜実施に向けた手続・態勢を整備しており、入学者選抜制度の改革も不断にしている。

本法科大学院は、志願者数・入学者数・定員充足率及び在籍者数・収容率の点で、大変厳しい状況にある。在籍者及び修了者への支援を整備し、教育内容を充実することに加え、入学者選抜の制度及び募集方法について改善を加えていく必要がある。平成27年度入試に向けては、「社会人特別」入試の新設、「一般」入試5日程、3年課程募集については全日程で適性試験4部利用、全入試について松江会場の新設などの措置をとっているところである。また、入学定員の見直しの検討にも着手している。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 学習支援の体制

本法科大学院では、学生に対する日常的な学習指導、入学予定者に対する事前学習指導、修了生に対する学習支援は、学修状況分析専門委員会が主体となって取り組んでいる。同委員会は、下記の2(2)で述べるような個別面談等を通して把握した学生・修了生の状況に応じて、指導・助言・支援を実施している。

これらの取組の結果については、研究科委員会において随時報告して教員間で共有するとともに、個別面談や具体的な指導・助言・支援の場で学生とも共有した上で、寄せられた意見を基に、双方の委員会において検討を行い、さらにそれを学生・教員にフィードバックするようにしている。

《別添資料7-1-1:静岡大学法科大学院学修状況分析専門委員会規則》

2 ガイダンス・履修指導・学習相談・各種の助言等

(1) ガイダンス

本法科大学院では、まず新入学生を対象として4月初旬に、教務関係、FD関係、学生生活・施設利用関係などの必要事項について、『法科大学院学生便覧』等の関係資料を用いたガイダンスを行っている。特に、①授業展開の全体像の説明、②修了に必要な履修基準、③履修の仕方、④履修制限、⑤進級制限、⑥FD活動と授業展開の関係(到達目標の設定と試験実施・成績評価のあり方、授業アンケートの意義など)を中心に説明している。

また、在学生に対しても、新入学生と同じ4月初旬に、教務関係、FD関係、学生生活・施設利用関係のガイダンスを実施している。

【解釈指針7-1-1-1】

《別添資料7-1-2:ガイダンス資料》

(2) 履修指導・学習相談・各種の助言等

(1)のガイダンスと合わせて、新入学生を含む全学生を対象として、学修状況分析専門委員会が「個別面談」を実施し、新入学生については後述する事前学習会の状況や到達度確認テストの状況、在学生については前年度の履修状況や到達度確認テストの状況、さらに学生に「個別面談」前に記入してもらう学修状況調査に関するアンケートや学習計画書の内容を踏まえて、個別の相談にも応じながら履修指導や助言を行っている。この「個別面談」は、学生の学修状況に応じて、年5～6回程度実施し、個々の学生の状況の把握に努めている。また、個別の学生ごとに、上記の面談でのやりとりや成績の

状況を記載した「学生カルテ」を作成し、教員間で情報を共有して、個性に応じた指導を徹底している。

上記と並んで、学生ごとに指定している指導教員が、個別の学生の状況に応じて、履修指導・学習相談・助言等を行っている。

【解釈指針 7-1-1-1】

《別添資料 7-1-3:個別面談実施状況資料》

3 学習支援

(1) 入学前・入学時における入学当初から効果的な学習を行うための学習支援

本法科大学院では、A日程試験の入学手続が完了した10月から翌年3月まで毎月1回、入学前の「事前学習会」を開催している。具体的には、主に法学未修者を念頭に置いて、入学へ向けた準備として、「論理的な文章の書き方」、「法律学の学び方入門」、「判例の意義と読み方」等の講座を順次開催するとともに、毎回、後述する「到達度確認テスト」も実施した上で、上述した学習指導担当教員による個別面談を通して、入学後の学習にスムーズに対応するために必要な法的知識の獲得・定着を図るサポートを徹底している。

このほか、入学時には、学習に必要な情報を収集するスキル等を修得するため、教務専門委員会を中心に「法情報調査」に関する特別講義を集中的に実施している。また、法科大学院教育における理論と実務の架橋に関する理解を深めるため、入学前には、司法試験合格者との座談会や新規登録弁護士との座談会を実施するとともに、入学後には、学内の弁護士教員及び学外から招聘した実務経験豊富な弁護士により、「司法制度論」の特別講義も実施している（平成26年度は、5回実施している）。

【解釈指針 7-1-1-2】

《別添資料 7-1-2:ガイダンス資料・7-1-4:事前学習会資料》

(2) 法学未修者に対する法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮

既に述べたように、A日程試験の入学手続が完了した10月から翌年3月まで毎月1回、入学前の「事前学習会」を開催しているが、11月以降はその中で、1年次に学習する法律基本科目（憲法・民法・刑法・刑事訴訟法）に関する「到達度確認テスト」（短答式）を実施している。試験終了後に、直ちに採点を行い、テストの内容と結果を踏まえて、上記の科目の担当教員が毎月順次解説を行うとともに、学修状況分析専門委員会が個別面談を行い、4月からの法律基本科目の学習をスムーズに進めることができるように指導を行っている。

【解釈指針 7-1-1-1】

《別添資料 7-1-2:ガイダンス資料・7-1-4:事前学習会資料》

4 オフィスアワーの設定

個別の授業の内容、試験結果、成績などに関する相談、質問などについては、全ての授業担当教員がオフィスアワーを定め、これをシラバスに記載している。面談は、専ら研究室において行っている。

なお個々の学習相談は、オフィスアワー以外の時間帯にも、各教員と学生とが時間を調整して頻繁に行われている。

【解釈指針 7-1-1-3】

5 チューター制度・里親制度等による学習支援体制の整備

学生の日頃の自学自習を手助けするために、学修状況分析専門委員会が主体となって、実際に（新）司法試験に合格し、静岡や東京で活躍している弁護士及び司法試験合格者から、指導や助言を受ける機会を設けている。具体的には、授業外で有志の学生が集まって実施している自主ゼミに対する支援を行う「自主ゼミ支援チューター」、弁護士チューターが、専任教員とともに実際の授業に参加して、受講者に助言をし、また、授業内あるいは授業外で質疑応答を行う「授業支援チューター」、授業外で自学自習に関する質疑応答を行う「質問チューター」等の制度を、学長裁量経費による助成を受けて実施している。

また、平成 26 年 2 月からは、本法科大学院と静岡県弁護士会との間の協定に基づき、同弁護士会の全面的なバックアップを受けて「里親制度」を開始した。具体的には、本学に在籍する院生のうち制度の利用を希望する者（里子院生）1 名につき、ベテランの弁護士 1 名が「里親弁護士」、若手の弁護士複数名が「里親補助弁護士」となり、定期的に交流する機会を通じて、懇親を深めながら日常の学習や生活についてアドバイスを受けるといったものである。「里子院生」の希望調査等については学生専門委員会が実施するなど、静岡県弁護士会と緊密に協力しながらより一層充実した学習支援体制の整備に力を尽くしている。

平成 25 年度は、4 名の学生が「里子院生」となった。平成 26 年度も、静岡県弁護士会とも調整しながら、新規の募集を行う予定である。

【解釈指針 7-1-1-4】

《別添資料 7-1-5:「里親制度」導入・実施に関する協定書》

6 学生意見提案箱

平成 19 年 5 月から、広く学生の意見を聴くために、法科大学院棟 2 階の廊下に学生意見提案箱を設け、意見提案を受けてから原則として 2 週間以内で回答する体制をとっている。提案箱は、休業期間中を除いて週の初めと終わりに事務職員が解錠し受領して研究科長に届けるとともに、学生専門委員会委員長と協力しながら、適宜回答を行っている。具体的に提出された学生意見としては、法科大学院図書室の網戸の設置、複写機の利用方法、喫煙場所などがあり、対応可能なものについては研究科長から回答を行い改善に繋げている。

【解釈指針 7-1-1-3】

《別添資料 7-1-6:学生意見提案箱運用要領》

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

本法科大学院は、学生が在学期間中、経済的支援及び学生生活に関する支援などに関し、次のような体制を組んでいる。

1 経済的支援

(1) 入学金・授業料免除

本法科大学院の学生に対する入学料免除は、法科大学院特別枠として、新入生のうち2名について入学試験の成績を勘案した上で実施している(平成24年度・25年度ともに、2名が全額免除を受けている)。一般の入学料免除を受けた学生は、平成21年度は3名、平成22年度は0名、平成23年度は0名、平成24年度は0名、平成25年度は0名である。

また、授業料免除については、法科大学院特別枠として、各学年の定員の1割(各2名)以内の者につき、新入学生については入学試験成績、また在在学生については前年度の成績を勘案した上で全額免除を行っている(平成24年度・25年度ともに、前期・後期各6名の12名が全額免除を受けている)。このほか、経済状況・学力状況を勘案して行われる一般の授業料免除を受けた学生は、平成21年度は10名、平成22年度は14名、平成23年度は8名、平成24年度は0名、平成25年度は0名である。

【解釈指針 7-2-1-1】

《別添資料 7-2-1: 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則》

(2) 在学生に対する奨学金

本法科大学院では、学生が以下のような各種奨学金制度を利用できるようにしている。

【解釈指針 7-2-1-1】

(a) 静岡大学法科大学院支援協会奨学金

本法科大学院では、「静岡大学法科大学院支援協会」を通じて地域各界から寄せられた寄付金によって、「静岡大学法科大学院支援協会奨学金」を給付している。具体的には、各学年1～2名につき、新入学生については入学試験成績、また在在学生については前年度の成績を勘案した上で各自に年額20万円を給付している。平成21年度は12名、平成22年度は7名、平成23年度は7名、平成24年度は3名、平成25年度は1名である。

《別添資料 7-2-2: 奨学金等の支援状況》

(b) S L S C (一般財団法人 S L S C 大多和財団) 奨学金

一般財団法人 S L S C 大多和財団が給付する奨学金であり、同財団事務局による審査に基づき、各学年の在学生1～2名及び修了生若干名に対して月額3～5万円が支給されている(ただし審査は、在生または修了生の申請を受けて行われる)。平成21年度は3名、平成22年度は2名、平成23年度は1名、平成24年度は1名(修了生のみ)、平成25年度は1名(修了生のみ)である。

《別添資料 7-2-2: 奨学金等の支援状況》

(c) 日本学生支援機構の奨学金

第Ⅰ種及び第Ⅱ種を合わせ、希望者全員に貸与がなされている。平成21年度は、第Ⅰ種が6名、第Ⅱ種が3名、併給が1名の計10名、平成22年度は、第Ⅰ種が5名、第Ⅱ種が3名、併給が2名の計10名、そして、平成23年度は、第Ⅰ種が7名、第Ⅱ種が1名、併給が2名の計10名、平成24年度は第Ⅰ種が3名、第Ⅱ種が2名、併給が0名の計5名、平成25年度は第Ⅰ種が1名、第Ⅱ種が0名、併給が0名の計1名である。

《別添資料 7-2-2:奨学金等の支援状況》

(3) 修了生に対する経済的支援

本法科大学院を修了した後に司法試験受験に向けて学習を続ける修了生を対象として、平成23年度から、寄付金を基にした「宗静奨学金」制度が創設されている。具体的には、本法科大学院修了生のうち毎年若干名に対して、宗静奨学金事務局による審査を経て、10～200万円を無利息で貸与するものである。

(4) 日常的な学業に対する経済的支援

学業を遂行するための経済的負担を可及的に軽減する方策として、授業に必要な資料の複写に対して、毎年、学生1人当たり1000枚分(1万円相当)を補助している。

このほか、静岡大学法科大学院支援協会の寄付金により、大学院生の自治組織である「翔葉会」に対して、コピー用紙購入代金等の補助(年額3万円)を行っている。

7-3 障がいのある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障がいのある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

本法科大学院には、現在、身体に障がいのある学生は在籍していないが、以下のような支援体制にある。

(1) 受験関連

入学志願者が、身体に障がいを有する場合、事前相談に応じることとしている。これについては、『学生募集要項』（平成26年度）に次のように記載している。

《資料7-1:平成26年度静岡大学法科大学院学生募集要項》

※身体に障がい等のある入学志願者との事前相談

身体に障がい（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度）等のある入学志願者で、受験上及び修学上、特別の措置を希望する者は、出願に先立ち、所定の日時まであらかじめ静岡大学法科大学院係まで相談を申し込んでください。相談に際しては「大学院受験特別措置申請書」及び医師の診断書等の障がい等の内容が分かる書類を提出してください。必要な場合は、本学において志願者本人又は代理人等との面接を行います。

資料7-1（出典 平成26年度静岡大学法科大学院学生募集要項）

この事前相談に基づき、状況に応じた措置をすることで、身体に障がい等がある者に対しても、等しく受験の機会を確保することとしている。

(2) 支援・設備

本法科大学院の位置は、小高い山の上であり階段が多く、決して平坦な環境ではない。したがって、「身体的な理由等の特別の事由がある者」については、例外的に、車による構内への乗り入れと移動を認めている。

《資料7-2:静岡大学大谷地区構内交通規制要項》

静岡大学大谷地区構内交通規制要項

第5（略）

2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車は、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

(1) 身体的な理由等の特別の事由がある者

(2) その他病院への通院等のため日を限って自動車に通学する必要がある者

資料7-2

本法科大学院の専用校舎（法科大学院棟）と法廷教室や演習室、法政資料室などがある人文社会科学部棟は、近接するとはいえ両建物の敷地間に建物一階程度の段差があり、両建物は、緩やかな道路で結ばれている。

大学敷地の中で最も高い場所に位置する人文社会科学部棟は、6階建てのA棟、5階建てのB棟、そして4階建てのC棟からなるが、これら3棟は構造的に接着している。これらの棟の入口については、いずれもスロープが設けられており、車椅子による入棟が可能である。また、A棟には、屋根付きの車寄せとボタン式の自動開閉入口が、C棟の入口は自動開閉口が、そしてA棟の正面玄関にはエレベーターを設置しているため、車椅子を利用する学生の学習に対応可能な設備となっている。なお、A棟1階入口付近とC棟1階には、身体障がい者用トイレを設置している。

他方、法科大学院棟は3階建てであり、1階に自習室及び法科大学院図書室、2階に学生自習室、学生談話室、事務室及び院長室を配置しているが、エレベーターなどの設備はないため、車椅子で法科大学院棟の玄関から2階へ上がることはできない。そこで、もし車椅子利用の学生を受け入れる場合には、1階の学生自習室を利用させることになる。そこで、1階の玄関には、スロープを付け、車椅子を利用する学生に対応可能とした。

なお、法科大学院棟の1階から3階までの階段には、障がい者に配慮して手すりを両サイドに付設した。

（3）その他の支援

設備以外の学習上の支援については、入学した学生の状況に応じて、具体的な支援策を検討することになるが、講義室に関しては、法廷教室・演習室・人文B401教室は車椅子対応となっている。なおノートテイカーの配備や実習上の特別措置等について考慮する（これまで、身体に障がいのある学生の入学はない）。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、次のような形で就職支援（キャリア支援）を実施している。

1 在学生に対する取組

(1) 就職支援の担当委員会

修了後の進路指導など就職支援については、学修状況分析専門委員会と学生専門委員会が共同で対策を実施している。具体的には、司法試験受験はもとより、各種の公務員試験の受験等、また、司法試験合格後の進路対策等については学修状況分析専門委員会が、また、企業等への就職については学生専門委員会がそれぞれ担当している。

《別添資料 7-4-1：静岡大学法科大学院学生専門委員会規則》

《別添資料 7-1-1：静岡大学法科大学院学修状況分析専門委員会規則》

「就職支援（キャリア支援）活動」としては、下記のような講演会やシンポジウムを開催してきた。この講演会やシンポジウムは、就職支援はもとより、将来、法曹実務家として活動する際に必要な知見を身につけ、かつ、視野を広げることを目的として、多角的なテーマで実施している。

(a) 学内での講演会など

①平成21年7月7日（火）16:00～18:00 法廷教室

講演会「企業法務の業務と役割」

[講師]

伊藤 研治（豊田自動織機健康保険組合常務理事）

②平成22年11月18日（木）18:00～20:00 法廷教室

静岡ベンチャーズ倶楽部（SVC）連携セミナー「気鋭の若手経営者と語る会」

[講師]

増田 正寿（(株)インフィック・代表取締役）

栗田 佳幸（(株)ミズ・バラエティ・代表取締役）

堤 昭人（(有)不二熱設備・代表取締役）

③平成22年2月24日（水）13:00～17:00 人文学部大会議室

講演会「中国法講演会」

[講師]

王 振民（清華大学法学院長）「中国における民主と憲政との関係を巡る再思考」

林 来梵（清華大学教授）「中国の違憲審査制の特色及び成長の実態」

[コメンテーター]

鈴木 賢（北海道大学大学院法学研究科教授）

④平成23年9月1日（木）18:00～20:00 人文学部大会議室

講演会「スロバキア共和国の刑法・刑事訴訟法」

[講師]

Ondjey Laciak（コメニウス大学〔スロバキア共和国〕教授）

- ⑤平成24年9月22日(土) 14:00~17:00 人文社会科学部大会議室
講演会「中国における消費者撤回権の立法と実際の動向」
主催：アジア消費者法研究会(科学研究費助成事業・基盤研究(C)プロジェクト)
後援：静岡大学法科大学院

[講師]

姚 海放(中国人民大学法学院副教授)

- ⑥平成25年7月19日(金) 18:00~20:00

人文社会科学部C棟202教室

講演会「Adventures in American Law」

[講師]

Paul Golden(アメリカ合衆国 ニューヨーク州弁護士)

- ⑦平成25年8月2日(金) 18:00~20:00 法科大学院棟大会議室

講演会「純粹未修者から法曹へ」

[講師]

武田 昇平(弁護士・ひかり総合法律事務所)

(b) 国際シンポジウム

- 平成24年12月1日(土) 13:30~17:30

B-nest(静岡市産学交流センター)大会議室

日中学術シンポジウム「中国ビジネス法制の実態」

主・共催 静岡大学法科大学院・静岡県弁護士会・

静岡大学人文社会科学部アジア研究センター

後援 静岡県・一般社団法人静岡県商工会議所連合会・静岡商工会議所

[講師]

章 劍生(浙江大学光華法学院教授)「中国ビジネス活動における行政の役割」

翁 曉斌(浙江大学光華法学院教授)「中国における民間企業の再建・再編」

[コメンテーター]

高木 喜孝(弁護士・日本国際貿易促進協会顧問)

[司会]

山下 善弘(静岡大学法科大学院教授・弁護士)

[通訳]

朱 曄(静岡大学法科大学院准教授)

《別添資料7-4-2:日中学術シンポジウムリーフレット》

また、「就職支援活動」では、ジュリナビとの連携、法律事務所など企業、自治体、静岡県弁護士会法科大学院バックアップ委員会などからの就職情報の入手、整理、提供を行っている。入手した情報については、本法科大学院2階の学生談話室横の掲示板に掲示するとともに、必要に応じて学生向けのメーリングリストを用いて配信している。実際に、平成25年4月には、XXXXXXXXXXからの情報提供を受けて、本学に在籍していた学生がXXXXXXXXXXに就職している。

なお、全学施設である「就職情報資料室」(共通教育A棟3階)には企業等からの求人票が保管され、9時から17時20分まで自由に閲覧できる。そこでは、就職支援スタッフが就職相談に応じている。

(2) 指導教員・実務家教員など

学生の修了時まで担当する指導教員も、当該学生について将来の進路に関する相談、助言に当たる体制になっている。

本法科大学院では、現職の弁護士である4名の専任実務家教員のほか、非常勤の多数の弁護士のほかに、「民事実務基礎」では裁判官、「刑事実務基礎」では検察官が教育に当たっている。このように多数の法曹実務家が教育に当たっているのは、教育的観点のほかに、様々な法曹実務家を知る機会を設けることで、学生が、目指すべき将来の法曹実務家像に関し、主体的に自覚し、選択することも期待している。

特に弁護士である実務家教員にあっては、総合演習やロイヤリングといった、少人数教育に携わっていることもあり、法曹実務家という学生の将来の進路に関わる相談も受けているところである。

(3) エクスターンシップの活用

本法科大学院では、「エクスターンシップ」については、「リーガルクリニック」と「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」と合わせて選択必修科目としている。とりわけ、「エクスターンシップ」は、「法務を中心に研鑽を積み、学習意欲を喚起するとともに、広い意味でのリーガルマインドを養う」とともに、履修する学生が、幅広い知見を得た上で自らの目指すべき将来の法曹実務家像について主体的に自覚する機会とするために実施されるものである。本法科大学院は、この目的を実現するために、法律事務所のみならず、民間企業（製造業3社、金融業1社）及び地方自治体（静岡県庁及び静岡市役所）を受け入れ先として用意している。

《別添資料 7-4-3:エクスターンシップ「法科大学院シラバス」》

(4) ジュリナビへの参加

リーガルプロフェッション（法曹及び法律専門職）を目指す法科大学院生・修了生の就職活動とキャリアプランを支援する就職支援サイトに大学として参加し、情報提供を行っている。

平成26年5月1日現在、16名の在学生在が登録している。

2 修了生に対する取組

本法科大学院を修了した学生は、司法試験を受験することになるが、修了後の学習環境を支援するという一方で、法務研修生制度を平成20年4月から発足させており、在学生在が将来の進路として司法試験受験を考えるとときに不安を取り除く役割を果たしている。法務研修生数は、平成26年4月現在で、8名である。

この法務研修生は、本法科大学院の学習機の貸与を受け、図書室やパソコン等の利用が認められているが、基本的に自学自習を行うもので、法務研修生に対して授業の聴講を認めたり、受験指導等を行ったりするものではない。法務研修生は、原則として修了後2年間に限って許可しており、学習機の貸与等も法科大学院在籍者数に照らして行っており、在学生の学習環境に影響を及ぼすことがないよう十分な配慮をしている。

《別添資料 7-4-4:国立大学法人静岡大学大学院法務研究科法務研修生規程》

また、修了生については、その進路等調査を随時行っており、進路の把握をしている。平成26年4月現在で把握している状況によれば、司法試験合格後、司法修習には行かずに県庁に在籍している者が2名いる（弁護士法5条2号により、企業法務担当者・公務員として法律関係事務を扱う職務に通算7年間従事すると弁護士資格認定を申請できる）。さらに、司法修習を終えた後に、企業の法務・知財の関連部署に就職した者が2

名いる。このほか、旧司法試験に合格した弁護士（2名）や、裁判所事務官（2名）・検察事務官（2名）・地方自治体の職員〔県庁（4名／上述した司法試験合格者2名を除く）・市役所（5名）〕・地方独立行政法人の職員（1名）・社会福祉協議会（1名）など公務員関係の仕事に就いた者もいる。また、民間企業に就職した者も数名いる。

なお、ジュリナビには、平成26年5月1日現在、修了生47名の登録がある。

2 特長及び課題等

本法科大学院は学生数が少なく、教員との距離が近く、また授業以外でも頻繁に学生が教員と接する機会も多い。このような個別の信頼関係を基礎としながら、特に複数回にわたる「個別面談」等を通じた徹底した個別指導により、学生の相談や助言が多数行われている。また、個別の相談等で各教員が研究科として対応すべき問題と考えるものについては、FD全体会議や研究科委員会での討議を行い、改善に努めている。

また、学習支援体制についても、入学前に継続的な事前学習会を実施するとともに、法学未修者を念頭に置く形で法学学習の基礎を身に付けさせるための講義を展開した上で、1年次に開講される法律基本科目の入学後の学習をスムーズに進行させることができるように「到達度確認テスト」を実施し、順次各科目担当者の解説を行うとともに、その内容や得点状況を踏まえた「個別面談」も実施している。

これに加えて、新年度開始段階では、新入生のみならず在學生に対しても「到達度確認テスト」を実施し、当該テストの得点状況や在學生については前年度の成績も考慮しながら「個別面談」を実施して、具体的な学習指導を行うとともに、年間の学習計画を個別に確認している。

このほか、静岡県弁護士会の全面的な支援を受けて、チューター制度等、授業外の学習支援の充実・強化も図っている。特筆すべきは、同会との協定により、弁護士と定期的に交流する機会を通じて、懇親を深めながら日常の学習や生活についてアドバイスを受けるという「里親制度」である。この制度は、個別の学生に対する学習支援のあり方としては、他の法科大学院では類を見ないものである。

就職支援については、地方にある小規模法科大学院の特性を活かして、とりわけ静岡県内の企業や行政機関、静岡県弁護士会等とも連携しながら、情報収集・提供に努めている。

学生に対する経済的支援体制についても、本法科大学院は、独自の入学金・授業料免除制度、奨学金制度の拡充に努めている。

教育補助者については、その必要性を認識しつつも、人材面や財政面で現在手当てできていないが、今後の修了生の活用等も視野に入れつつ充実を図っていきたい。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、1専攻（法務専攻）からなっている。学生は、入学定員20名であり、そのうち、3年課程が10名以上、2年課程は、10名以下である。したがって学生収容定員は、60名であるが、現在（平成26年5月1日現在）の在籍学生は、22名である。

これに対して、本法科大学院法務専攻の教員数は、平成26年5月1日現在、16名である。16名の教員の内訳は、研究者教員が12名、実務家教員が4名であり、これに静岡大学人文社会科学部から兼任教員が4名、その他学外からの兼任教員29名と派遣裁判官・検察官各1名を加えて総計52名という、学生収容定員60名に比して、厚く教員を配置している。

本法科大学院の教育の理念・目標は、国際化する中で生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することにある。こうした教育の理念・目標から、まずは地域社会を担う法曹実務としての基盤的能力を養う法律基本科目群や法律実務基礎科目群に属する授業科目を教育上主要な授業科目として位置付け、必修科目又は選択必修科目としている。

そこで、かかる教育の理念・目標から教育上主要と認められる科目から構成している法律基本科目群及び法律実務基礎科目群に属する授業科目を担当する教員を重点的に配置し、地域特性的な法律科目群を担当するに記載するとおりバランスよく置いている。

《別添資料8-1-1:教員一覧・教員分類別内訳（様式3）》

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

「重点基準 8-1-1 に係る状況」で述べたように、本法科大学院においては 16 名の教員が教育に当たるが、そのうち、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者(研究者教員の場合)又は専攻分野について、特に優れた知識又は経験を有する者(実務家教員の場合)であって、その担当する専門分野に関し、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導力があると認められる者を、専任教員として配置している。

この 16 名の専任教員については、教育上・研究上の業績等、その担当する専門分野について高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を公開している。すなわち、部局ウェブサイトでは、氏名、本務先、本務先職名、担当授業科目名、最終学歴・学位、職歴、専門領域、研究業績、公的活動・社会貢献活動などである。なお、本法科大学院を紹介するガイドブックには、スペースの関係上、研究業績等は記載していない。

また、専任教員以外の本学人文社会科学部法学科所属の兼任教員と学外からの兼任教員については、その氏名と担当授業科目と所属などを部局ウェブサイトに掲載しているが、兼任教員については、さらに、経歴、専門領域、研究業績、公的活動・社会貢献活動などの詳細項目へとリンクしている。

<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/staffs/hstaffs/>

【解釈指針 8-1-2-1】

《別添資料 8-1-2:教員紹介「2014 法科大学院ガイドブック」》

【解釈指針 8-1-2-1】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

1 専任教員

本法科大学院では、専任教員の採用及び昇任については、規則及び内規に則ってこれを行っている

《別添資料 8-1-3:「静岡大学大学院法務研究科教員選考規程」》

《別添資料 8-1-4:「静岡大学大学院法務研究科教員の採用の選考についての内規」》

《別添資料 8-1-5:「静岡大学大学院法務研究科教員の昇任についての内規」》

《別添資料 8-1-6:「静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規」》

(1) 選考の手続

専任教員の選考は、人事専門委員会がこれを行い、人事専門委員会が適任と認める者を研究科委員会に推薦し、研究科委員会がその議を経て候補者を決定する。人事専門委員会は、研究科長のほか、研究科の専任教員 3 名をもって構成する（静岡大学大学院法務研究科教員選考規程 1 条、2 条）。

(2) 選考の基準

選考における資格基準のうち、「教育上の指導能力等」に関しては、次のように規定している。

専任教授及び専任准教授にあつては、いわゆる研究者教員の場合、専門分野について、教育上及び研究上の相当の業績を有すること、他方、実務家教員の場合、専門分野における相当の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有することとし、いずれにあつても、「その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい高度の教育上の指導能力を有すると認められる者」としている（静岡大学大学院法務研究科教員選考規程 4 条、5 条）。

教育経験という観点からは、研究者教員にあつては、これが 5 年以上を原則とし、他方、実務家教員にあつては、実務経験が 5 年以上を原則とし、（静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規（教授）(1)(2)）、専任の准教授の場合、それぞれ 3 年以上を原則としている（静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規（准教授）(1)(2)）。

専任の助教にあつては、「その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい教育上の指導能力を有する」ものとしているが（静岡大学大学院法務研究科教員選考規程 6 条）、教育経験を要求していない（平成 26 年度現在、助教はいない。）。

2 その他の教員

兼任教員及び兼任教員の採用に関する基準及び手続については、次のとおりである。

(1) 兼任教員（学内非常勤講師）

現段階では、採用に関する基準及び手続については、専任教員に準じて取り扱うものとしている。

(2) 兼任教員（学外非常勤講師）

兼任教員（非常勤講師）の採用に関しては、内規によりこれを行うこととしている。

《別添資料 8-1-7:「静岡大学大学院法務研究科非常勤講師の任用に関する内規」》

8-2 専任教員の配置及び構成

基準 8-2-1 : 重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

専門職学位課程である本法科大学院は、大学院として一専攻（法務専攻）から構成されており、専任教員の16名は、法務専攻に限り専任教員として取り扱われている。

【解釈指針 8-2-1-1】

そして、16名の専任教員のうち、教授が13名、准教授が3名であって、教育・実務経験が豊富な教授が半数以上を占めている。

【解釈指針 8-2-1-2】

そして、本法科大学院には、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた法曹実務家を養成するという本法科大学院の教育の理念及び目標を実現するために、法律基本科目群はもとより、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群さらに展開・先端科目群の科目担当者について、研究者教員と実務家教員の双方を厚くし、学生の収容定員60名である法科大学院に必要な12名の専任教員を上回る16名を専任教員としている。

【解釈指針 8-2-1-3】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目群に属する「憲法」の科目担当者として1名（教授）、「行政法」の科目担当者として1名（教授）、「民法」の科目担当者として3名（教授3名）、「商法」の科目担当者として1名（准教授）、「刑法」の科目担当者として1名（教授）、「民事訴訟法」の科目担当者として1名（教授）、「刑事訴訟法」の科目担当者として1名（教授）の、各科目を適切に指導できる計9名の研究者教員を配置し、さらに法律基本科目群に属する「民事法」・「商事法」・「刑事法」の各「総合演習」の担当者としても、各科目を適切に指導できる実務家教員4名（教授）を配置している。

【解釈指針 8-2-2-1】

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本法科大学院では、地域社会を担う法曹実務家としての基盤的能力を養う法律基本科目群や法律実務基礎科目群に属する授業科目は、これを教育上主要な授業科目として位置付けている。そこで、法律基本科目群に属する「憲法」に1名、「行政法」に1名、「民法」に3名、「商法」に1名、「刑法」に1名、「民事訴訟法」に1名、「刑事訴訟法」に1名の計9名の研究者教員を配置し、さらに民事法・商事法・刑事法の各「総合演習」の担当教員として実務家教員4名を配置している。そして、法律実務基礎科目群に属する授業科目については、4名の実務家教員のうち3名が担当している。

さらに、国際化する中で生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献するという教育の理念・目標に沿って、展開・先端科目群に係る授業科目である「労働法」、「国際法」、「中国法務事情」等の担当者に計3名を配置し、専任教員の科目別配置等が適正なバランスとなるように心がけている。

【解釈指針 8-2-3-1】

他方、16名の教員の年齢においても、実務家としても研究者としても経験豊富な50代を主力(6名)とし、それに次ぐ40代(4名)が加わるという理想的な構成となっており、60代は5名、そして30代1名と年齢構成に著しい隔たりはない。

【解釈指針 8-2-3-1】

この法律基本科目と法律実務基礎科目に属する必修科目の延べ開講クラス29のうち、専任教員が担当しない科目(クラス)は「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」の2科目2クラスのみである。したがって、必修科目のうち専任教員が担当する科目(延べクラス)の割合は、93.1%(27÷29)となる。したがって、法律基本科目及び法律実務基礎科目のうち必修科目のおおむね70%(7割)以上は専任教員によって担当されていることとする解釈指針を満たす。

《別添資料 8-2-1:開設授業科目一覧(様式1)》

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

収容定員 60 名の本法科大学院にとって最小限の専任教員は 12 名であるが、そのうち必要とされる実務家教員は 3 名 ($12 \times 0.2 = 2.4$ 名) である。そのうち、民事法に係る村越啓悦は、裁判官として 20 年 1 月、弁護士として 4 年 1 月の実務経験を、山下善弘は、検察官として 10 月、弁護士として 15 年 2 月の実務経験を、他方、刑事法に係る古口章は、弁護士として、38 年以上の実務経験を有するものであり、高度な実務の能力を有する。

ほか 1 名のみなし実務家専任教員である興津哲雄も、弁護士として 37 年 1 月の経験を有しており、高度の実務の能力を有する。

村越啓悦は、実務家教員として「総合民事法演習」に研究者教員と共同して担当するとともに、実務系科目である「民事模擬裁判」、「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」を担当している。山下善弘は、事業再生や倒産関係の実務に携わっている経験を活かし、「基本倒産法」、「応用倒産法」、「倒産法演習」や「総合民事法演習」を担当している。古口章は、司法研究所の刑事教官や司法制度改革推進本部事務局次長を務めた経験や刑事弁護に係る論稿の執筆等の実務経験を活かし、「総合刑事法演習」、「刑事模擬裁判」、「職業倫理」、「現代弁護士論」、「誤判事例研究」を担当している。

また、興津哲雄は、民事弁護の経験を活かし、「ロイヤリング」や「リーガルクリニック」、「総合民事法演習」、「民事模擬裁判」を担当する。

以上のように、いずれの実務家教員も、その実務経験との関連が深い授業科目を担当している。

【解釈指針 8-2-4-1】

【解釈指針 8-2-4-2】

基準 8 - 2 - 5

基準 8 - 2 - 4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8 - 2 - 5 に係る状況)

収容定員 60 名の本法科大学院にとって必要とされる実務家教員の 3 名 ($12 \times 0.2 = 2.4$ 名) については全員弁護士である。

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院の専任教員 16 名の学部等の授業担当も含めて授業負担は、年間 20 単位以下に 16 名、年間 20 単位を超え 30 単位以下である者は 0 名であり、本法科大学院の専任教員 16 名の授業負担は、学部等の授業負担も含めて、全員年間 20 単位以下にとどめており、基準 8-3-1 を満たしている。

【解釈指針 8-3-1-1】

《別添資料 8-1-1:教員一覧・教員分類別内訳(様式3)》

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院は、現在、入学定員及び学生収容定員に比して相対的に多い 16 名の専任教員を配置しているが、小規模校であるため授業担当者の全てに複数の教員を充てることができていない。したがって、授業代替制をとることに困難はあるが、平成 19 年 11 月から専任教員の研究専念期間制度を設けている。また、全学の教員特別研修実施要項に基づく研修申請を行い研究補助費の支給を受けることもできる。現在まで、これらの制度を利用して研究専念期間の申請を行った教員はいないが、もし申請があるとなれば、他専任教員による代替講義や非常勤講師の手当等により、学生の学習に影響を及ぼさない措置を講ずる予定である。

《別添資料 8-3-1:静岡大学法務研究科研究専念期間制度（サバティカル）に関する内規》

《別添資料 8-3-2:国立大学法人静岡大学教員特別研修実施要項》

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

現在のところ、本法科大学院の管理のために事務長ほか2名の正規事務職員を配置しているが、専任教員の教育上及び研究上の職務を直接補助するための職員は配置されていない。そこで、教育資料の作成やコンピュータ管理、コピー等の補助業務のため、パート職員を2名採用配置して当該業務を行っている。

なお法政資料室には、雑誌や資料の整備など法政資料室の実際の管理・運営を担当するスタッフ（パート職員）1名を人文社会科学部法学科と共同で配置している。

《別添資料 8-3-3:法科大学院事務組織図》

2 特長及び課題等

本法科大学院は、収容定員60名の法科大学院に必要とされる12名の専任教員の他に、さらに4名の専任教員を加え、学生に比して、教員数を厚く配置している。したがって、教員一人当たりの学生比率が低く、徹底した少人数教育による教育効果を上げることが期待できる。

本法科大学院は小規模校特有の問題であるとはいえ、授業科目に対する複数配置ができず、その点では専任教員の教育上の負担が大きく、研究専念期間を実質化する等の取組が必要である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、本学大学院の一つであり、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」専門職学位課程（静岡大学大学院規則第4条第4項）のうち、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」法科大学院の課程（同条第5項）である。そして、この課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が付与される（静岡大学学位規程第5条の2）。

《別添資料9-1-1:静岡大学大学院規則》

《別添資料9-1-2:静岡大学学位規程》

大学院には、その管理運営のため、研究科委員会を置くこととされ（静岡大学大学院規則第42条第1項）、これに基づき、本法科大学院には、「静岡大学大学院法務研究科委員会」（以下「研究科委員会」という。）が置かれている。そして、研究科には専任の長として「科長」を置くこととされ（静岡大学大学院規則第41条第1項）、研究科長は、「研究科委員会を招集し、その議長として研究科委員会を主宰する」（静岡大学大学院法務研究科委員会規則第5条）。

《別添資料9-1-3:静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

研究科委員会は、静岡大学大学院法務研究科に所属する専任の教授、准教授及び助教をもって構成し（静岡大学大学院法務研究科委員会規則第2条第1項）、みなし専任教員も含まれる。

研究科委員会は、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他の重要事項について審議するものとされる（同委員会規則第3条）。

【解釈指針9-1-1-1】

【解釈指針9-1-1-2】

なお、みなし専任教員も、研究科委員会の構成員であるから、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他の重要事項についての審議に責任を担う。

【解釈指針9-1-1-2】

《別添資料9-1-3:静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

また、本法科大学院における教育活動等を適切に実施するため、各種専門委員会が置かれ、日々の運営に十全を期している。

《別添資料9-1-4:静岡大学法科大学院運営組織表》

【解釈指針9-1-1-3】

基準 9-1-2

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の管理運営を行うため、静岡大学人文社会科学部事務部が組織され、庶務・人事・研究協力などに関する事務を所掌する総務係、教務・学生支援などに関する事務を所掌する学務係のほか、特に法科大学院係を置き専任係長及び専任職員各1人を配置している。

法科大学院係は、所属専任教員16名、収容定員60名の学生に対応するため、本法科大学院の庶務に関すること、学生の教務に関すること、学生の生活支援に関すること等、本法科大学院全般の管理運営について、独立した事務室において、事務長(人文社会科学部事務長兼務)の監督の下、適切に対応している。

また、本法科大学院の管理運営のために設置している法務研究科委員会の庶務及び同委員会の下に置いている各専門委員会の事務処理に関して、事務長(人文社会科学部事務長兼務)及び法科大学院係において適切に処理している。

《別添資料 9-1-3:静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

《別添資料 9-1-4:静岡大学法科大学院運営組織表》

《資料 9-1:静岡大学人文社会科学部事務分掌規程》

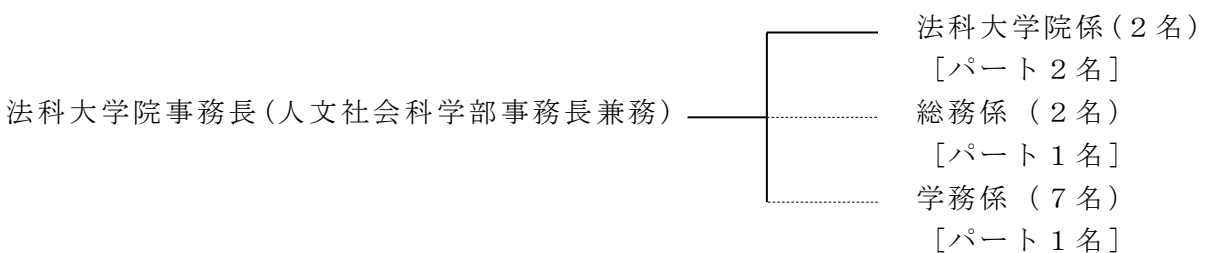
静岡大学人文社会科学部事務分掌規程

法科大学院係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院法務研究科の庶務に関すること。
- (2) 大学院法務研究科の学生の教務に関すること。
- (3) 大学院法務研究科の学生の生活支援に関すること。

資料 9-1

○静岡大学法科大学院事務組織図



基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院の財政は、静岡大学における一つの予算セグメントとして、運用されている。設置者（国立大学法人静岡大学）の長である本学学長は、本法科大学院の教育活動を適切に実施するため、年度当初予算編成の基本方針に基づいて予算編成を行い、教育経費、研究経費、一般管理費、教育研究支援経費など十分な経費を負担している。このほか、法曹養成教育に必要な教育基盤整備として、学長裁量経費に関して、法務研究科に配慮した配分が行われるなど、十分な財政基盤を有している。

【解釈指針 9-1-3-1】

《資料 9-2:平成 25 年度法科大学院予算配分表》

平成 25 年度法科大学院予算配分表

当初配分 ; 19,788 千円 学長特別裁量経費等 ; 3,559 千円

資料 9-2

《別添資料 9-1-5:平成 25 年度学長特別裁量経費、申請書類等》

本法科大学院が受け取る寄付金は、静岡大学法科大学院支援協会を通して行われ、その収入は、図書整備、奨学金制度の創設など、法務研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用できるよう、本法科大学院の固有の予算として執行されている。

【解釈指針 9-1-3-1】

《別添資料 9-1-6:静岡大学法科大学院支援協会リーフレット》

《資料 9-3:静岡大学法科大学院支援協会リーフレット》

静岡大学法科大学院支援協会寄附要綱

1 寄附の目的

静岡大学法科大学院に係る教育・研究助成及び同大学院生の奨学のため

資料 9-3

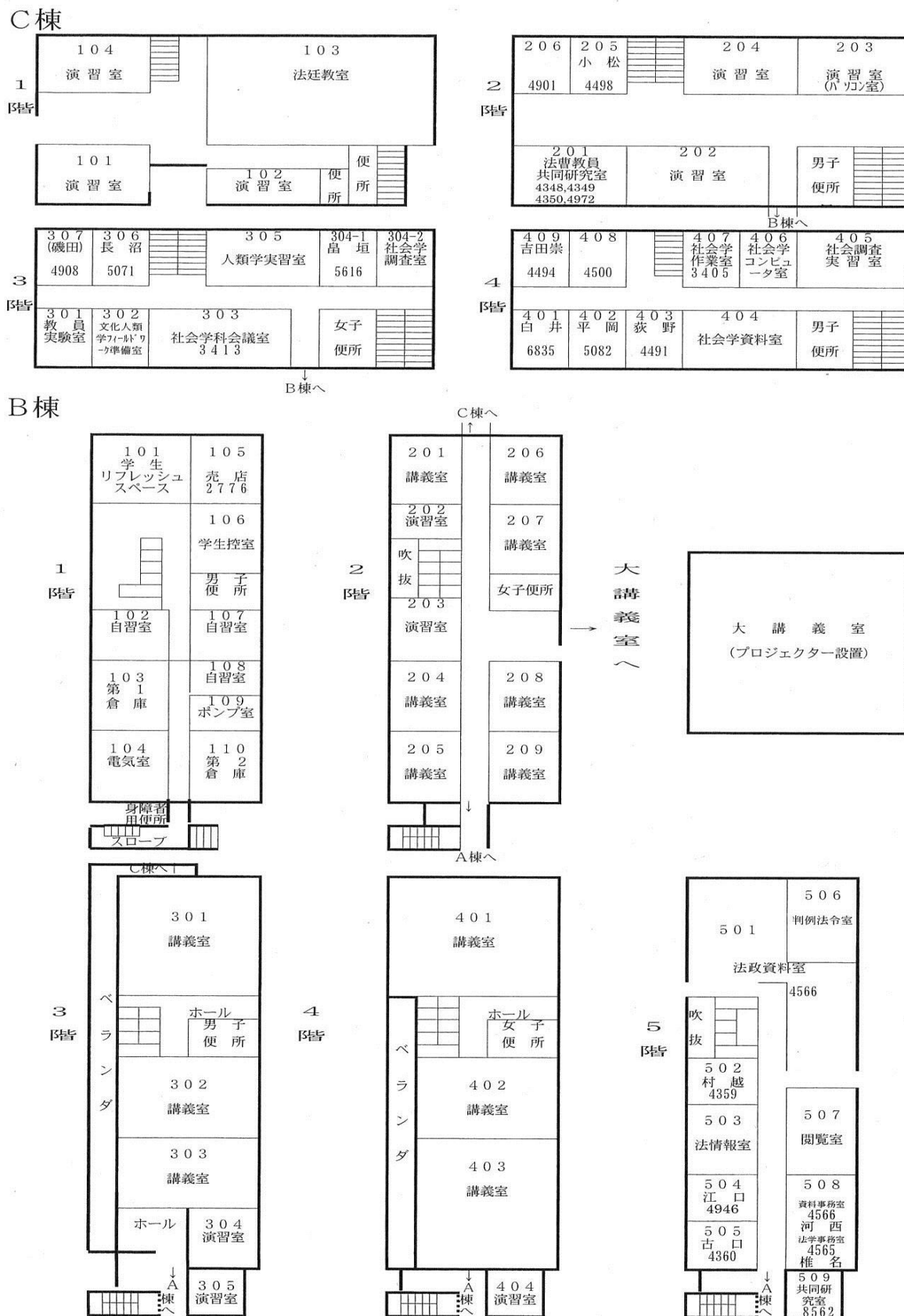
(出典 静岡大学法科大学院支援協会「寄附のお願い」リーフレット)

予算配分に当たっては、財務担当理事に対して予算要求等が行われるなど、法務研究科の運営に係る財政上の事項について、本法科大学院の意見を聴取する機会が設けられている。また、学長特別裁量経費は、予算配分と別に、学長に対して特別な事項を要求し認められるものである。

《別添資料 9-1-7:静岡大学法科大学院支援協会規約》

【解釈指針 9-1-3-1】

《資料 10-1：法科大学院学生便覧 P36》



資料 10-1

2 特長及び課題等

小規模法科大学院として、大学は財政・人的面においてできる限りの配慮をしており、また、静岡大学法科大学院支援協会を通じて多大な寄付や支援を受けている。

法科大学院の学習環境としては、図書の実が重要であると考えているが、予算面でのなお一層の配慮が必要である。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

本法科大学院には、次のような教室、演習室など施設が備えられ、本法科大学院において提供する全ての授業を支障なく、効果的に実施することができる環境が整備している。

1 教室・演習室

(1) 本法科大学院が授業・試験等に使用する教室等は、法科大学院棟に近接する人文社会科学部棟に設けられており、「法廷教室」(人文 C103、40 名収容、108 m²)と「演習室」(人文 C202、30 名収容、47 m²)の本法科大学院専用教室を主に使用し、平成 25 年度にリニューアルした人文社会科学部棟の人文社会科学部との共用教室・人文 B301 (107 名収容、114 m²)、B302 (60 名収容、72 m²)、B303 (58 名収容、74 m²)、B401 (144 名収容、139 m²)、B402 (84 名収容、92 m²)、B403 (84 名収容、93 m²)、B206 (22 名収容、37 m²)及び全学共用の総合情報処理センター実習室 2 (51 名収容、78 m²)を、学部と共用で使用して授業を展開している。

《別添資料 10-1-1: 静岡大学法科大学院の施設概要図》

本法科大学院の授業規模は、必修科目のうち講義形式の場合には 10 名～20 名、演習形式の場合には数名～10 名、選択科目においては、数名～10 数名である。そこで、必修科目のうち講義形式の授業は、「法廷教室」を使用し、他方、少人数の選択科目や必修科目のうち演習形式の授業は、「演習室」を使用することを基本として、その他の教室利用は、人文社会科学部の授業による教室利用との調整を行いつつ、支障なく実施している。

【解釈指針 10-1-1-1】

【解釈指針 10-1-1-7】

《別添資料 3-1-1: 平成 26 年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料 3-1-2: 各年度別法科大学院科目履修者数一覧表》

(2) 「法廷教室」は、合議法廷を模しており、傍聴席の部分(法廷教室の約半分のスぺース)を教室として利用する構造となっている。模擬裁判や授業を映像で記録できる装置を設置し、プロジェクターが天井に備え付けられている。床にはパソコン用の電源コンセントを埋め込み、無線 LAN を通じて、附属図書館の判例データベース(LEX/DB)などにアクセスすることができる。

(3) 「演習室」は、20 名規模であり、可動式の机を備え付けており、演習(対面式)にも、少人数の講義(スクール形式)にも対応できる構造となっている。天井からパソコン用の電源コンセントを吊し、「法廷教室」と同じく無線 LAN を備え付け、IT を利用する教育に対応する設備を備えている。

【解釈指針 10-1-1-1】

なお、人文社会科学部棟は、夜間（午後6時～）・土曜日・休日等には、施錠されるが、学生は、閉棟時間帯においても学生証により入棟可能である。

《資料10-2:法科大学院生の人文社会科学部棟の閉棟時間帯における入棟に関する事項》

法科大学院生の人文社会科学部棟の閉棟時間帯における入棟に関する事項

- 1 法科大学院生の閉棟時間帯における入棟は、人文社会科学部棟管理・使用等要項第5項により、特別の場合を除き制限しない。

資料10-2

2 自習室

自習室は、法科大学院棟の1階と2階に設けられ、38名収容が1室、45名収容が1室となっており、学生1名当たりの専有面積は2.3平方メートルである。全ての学生に貸与されるブース型の鍵付ロッカー付の学習机は、在籍学生に対して、余裕がある。自習室は空調完備で24時間利用が可能である。法科大学院棟は、夜間（午後6時～）、土曜日・休日等には、玄関が施錠されるが、学生証により入棟ができ、自習室は休祝日関係なく24時間利用可能であり、快適な学習環境を提供している。

また、この自習室には、無線LANを備え付けてあり、学習机上のパソコンから静岡大学附属図書館のデータベース（LEX/DB）へのアクセスができ静岡大学附属図書館との有機的連携が図られており、また各教育研究支援システム[TKC教育研究支援システム、LLI統合型法律情報システム、学ぶくん、第一法規（要件事実解説データベース）等]の利用ができる。

【解釈指針10-1-1-2】

《別添資料10-1-2:学生自習室の利用について「法科大学院学生便覧」》

なお、法科大学院棟の2階には、教員研究室2部屋相当の面積を有する学生談話室を置いており、学生の議論や談笑、食事などの利用に供している。

《別添資料10-1-3:学生談話室の利用について「法科大学院学生便覧」》

3 図書館

(1) 法科大学院図書室

法科大学院棟に付設して、平成20年4月に本法科大学院専用の法科大学院図書室（73㎡）を新設した。法科大学院図書室を整備したことにより、既設の静岡大学附属図書館及び法政資料室、法情報室等と併せて学習環境が強化された。

法科大学院図書室には、学生の学習支援のための基本書や参考書などの図書、最高裁判所判例集（民集・刑集）、判例時報、判例タイムズなど判例集や、ジュリスト、法学教室などの基本的な法律雑誌、基本書や参考書等の図書を配架（2,259冊）してある。その他、8台のシンククライアント端末及び2台のプリンターを備え付け、静岡大学附属図書館のデータベース（LEX/DB）や各教育研究支援システムにアクセスすることができる環境としており、静岡大学附属図書館と有機的に連携して、学生の学習のみならず、教員による教育及び研究を支援する体制を整えている。

【解釈指針10-1-1-3】

なお、法科大学院図書室は、研究環境・図書専門委員会の管理下にあり、研究環境・図書専門委員会が配架図書などの管理・維持や新規の購入などの業務を行っている。日常の法科大学院図書業務を担当する専任の職員は配置していないが、利用規則を定めて

学生の自主的利用としている。そして、法科大学院図書室は、法科大学院棟に付設しているため、24時間の利用が可能であり、時間的にも学生の学習や教員による教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある。

【解釈指針 10-1-1-7】

《別添資料 10-1-4:法科大学院図書室利用規則》

(2) 法政資料室等

本法科大学院の、判例集や雑誌などを蔵書する図書室が「法政資料室」である。この法政資料室は、人文社会科学部法学科との共同管理の下、法科大学院棟に近接する人文社会科学部B棟5階にある。

法政資料室内にある法令判例室には、教育・研究及び学習に必要な最高裁判所判例集（民集・刑集）、判例時報、判例タイムズなど判例・法令集 34 タイトルが、その他の場所に、法律時報、ジュリスト、法曹時報など和雑誌 202 タイトル、洋雑誌 151 タイトル、大学の紀要等 425 タイトルの蔵書を収めており、専用複写機を利用して、複写ができる。

利用期間は、休日（土・日・祝）、春・夏・冬期の職員休暇を除く、毎日昼休み（12時30分～13時30分）を除く、9時から16時30分までである。

本法科大学院の教員は、暗証番号により法政資料室の24時間の利用が可能となっており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる環境にある。この法政資料室は、特に判例集や法律雑誌の利用により、学生の学習支援の体制を整えている。

【解釈指針 10-1-1-3】

《資料 10-3:法政資料室利用規定要旨》

法政資料室利用規定要旨

〈法政資料室〉

- (1) 対象 法学科・経済学科の学生及び大学院生は（以下、これを「本学科の学生」という。）
- (2) 期間 休日（土・日・祝）、春・夏・冬期休暇や入試期間を除く毎日
- (3) 時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30（事情により利用時間に変更あり）
（但し、12:30～13:30 まで貸出中止）
- (4) 方法
 - ① 書庫に入室する際には、入室簿に所属と名前を記入すること
 - ② 本室の資料は、閲覧室における閲覧を原則とする。閲覧後は、所定の場所に各自で配架する。
 - ③ 資料室入り口に設置してあるカード式のコピー機を使用し、コピーを行う。コピーが終わった雑誌は、所定の場所に各自に配架すること
* 本学科の学生が、コピーのため資料を持ち出す場合は、コピー用貸出簿に必要事項を記入して持ち出し、コピーが終わった雑誌は、所定の場所に各自で配架する（但し、当日限り）。
* 資料室書庫内にあるコピー機は教員及び大学院生用であり、それ以外の学生は使用することができない。
* コピーをする場合には、著作権法が適用される。著作権者の権利を侵害しないよう、制約を順守すること。
 - ④ 本学科の学生が貸出を希望する場合には、指導教員の承認を得て、必要な手続により貸出を許可する（係員まで申出ること）。ただし、新着雑誌・判例法令室内の判例集・加除・判例雑誌、課題が出

て複数の利用者が同時期に見込まれるものは、全て禁止とする。
貸出期間 1 週間

(以下、略)

資料 10-3

法政資料室には、静岡大学附属図書館の蔵書検索（OPAC）用のパソコンを設置し、また、隣接する「法情報室」では、静岡大学附属図書館のデータベース（LEX/DB）や各教育研究支援システムにアクセスすることができ、IT利用の研究・学習の利便を図っている。

【解釈指針 10-1-1-3】

《別添資料 10-1-5:法政資料室「法科大学院学生便覧」》

法政資料室及び付置の閲覧室・法情報室は、人文社会科学部法学科との共同管理の下にあるが、その維持・管理については、本法科大学院の総務専門委員長、研究環境・図書専門委員長と法学科の研究室委員とが共同で所掌し、雑誌などの購入費用等法政資料室の維持・管理費用についても双方が負担している。

【解釈指針 10-1-1-7】

(3) 静岡大学附属図書館

法政資料室には、主に判例・法令集や法律及び政治学系の雑誌・紀要のみが配架されており、図書類は、専ら静岡大学附属図書館に所蔵されている。そこで、図書に関しては、法科大学院図書室と併せて静岡大学附属図書館を利用することになる。静岡大学附属図書館（本館）の蔵書冊数は、平成 25 年 3 月 31 日現在、924,981 冊、うち社会科学系は、91,232 冊である。

【解釈指針 10-1-1-3】

《別添資料 10-1-6:2013 静岡大学附属図書館概要》

静岡大学附属図書館は、全学共用施設である。静岡大学附属図書館には、附属図書館の重要事項を審議するため、静岡大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）が置かれている。この委員会は、静岡大学附属図書館の運営に関する事項、静岡大学附属図書館の運営に関する諸規則の制定及び改廃、その他、静岡大学附属図書館に関する重要事項を審議するものとされるが、その委員には、本法科大学院から教授が選出されており、静岡大学附属図書館の管理に参画している。

【解釈指針 10-1-1-7】

《資料 10-4:静岡大学附属図書館規則》

《資料 10-5:静岡大学附属図書館委員会規則》

静岡大学附属図書館規則

(図書館委員会)

第7条 図書館の重要事項を審議するため、静岡大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

資料 10-4

静岡大学附属図書館委員会規則

(組織)

第2条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 分館長
- (3) 人文社会科学部、教育学部、大学院情報学研究科、大学院理学研究科、大学院工学研究科及び大学院農学研究科（以下「学部等」という。）にあつては、当該学部等の教授、准教授又は専任の講師のうちから選出された者 各2名
- (4) 大学院法務研究科にあつては、当該大学院担当の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 1名
- (5) 大学教育センター会議から選出された教員 1名
- (6) 学術情報部長

資料 10-5

静岡大学附属図書館には、館長の下に、図書館情報課長、副課長ほか10名の常勤職員及び11名の非常勤職員が配置され（浜松の分館職員を除く。）、そのうち4名は法情報調査の基礎的素養を備えており、また16名が司書資格を有しており、専門的能力を備えた職員が適切に配置されている。

【解釈指針 10-1-1-4】

そして、静岡大学附属図書館の利用者として規定されている本法科大学院の教員及び学生は、教育・研究にその他の業務に支障なく使用することができる。

【解釈指針 10-1-1-3】

《資料 10-6:静岡大学附属図書館利用規程》

静岡大学附属図書館利用規程

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）
- (2) 本学の名誉教授及び定年により退職した教員（以下「名誉教授等」という。）
- (3) 本学の学生
- (4) 図書館の利用を申し出た学外者

(休館)

第3条 図書館の休館日は、次の通りとする。

- (1) 創立記念日（6月1日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 館長（分館にあっては分館長。第16条を除き、以下に同じ。）は、必要があるときは、臨時に休館日を決めることができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	開館時間
平 日	午前9時から午後10時まで
日曜日 土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前9時から午後7時まで
春季、夏季及び冬季の学年中の休業日（除日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）	午前9時から午後7時まで

(以下、略)

資料 10-6

本学においては、大学院生は、学部学生と異なり、書庫の利用も許され、所蔵図書の閲覧や探索など学習の便宜が図られている。

《資料 10-7:附属図書館利用規程》

静岡大学附属図書館利用規程

(書庫内検索)

第10条 次に掲げる者は、所定の手続を経て、書庫内の資料を検索することができる。

- (1) 本学の教職員等及び名誉教授
- (2) 本学の大学院の学生
- (3) その他特に館長の許可を得た者

資料 10-7

図書の貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次の表に掲げるとおりである。

《資料 10-8:静岡大学附属図書館閲覧の手続等に関する細則》

静岡大学附属図書館閲覧の手続等に関する細則

第7条 貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	冊数	期間
1 職員等		
(1) 専任の教員	50冊以内	1年以内
(2) その他の職員等	5冊以内	1年以内
2 学生		
(1) 大学院の学生	10冊以内	1月以内
(2) その他の学生	5冊以内	2週間以内

備考

- (1) 開架図書にあっては、貸出し冊数の内数として5冊以内2週間以内とする。
- (2) 担当教員又は指導教員の承認を得た場合においては、閉架の図書に限り、演習用及び論文作成用各5冊以内の冊数を追加できる。この場合の貸出し期間は、3週間以内とする。

(以下、略)

資料 10-8

静岡大学附属図書館のレファレンス係では、利用案内、参考調査、情報検索サービス、学外への文献複写依頼・相互貸借依頼、他大学図書館への紹介状の発行、館内所蔵資料の複写などのサービスを受けることができる。

【解釈指針 10-1-1-4】

また、利用者用パソコンから、OPAC（蔵書検索）により静岡大学附属図書館の蔵書についてオンライン検索や判例データベース（LEX/DB）へのアクセスができ、複写機による文献のコピーも可能である。

【解釈指針 10-1-1-3】

静岡大学附属図書館の設備及び機器については、シンクライアント端末のパソコン 68台、DVDプレーヤー4台、国際放送視聴設備一式、コピー機2台等が整備されており、教員の教育及び研究並びに学生の学習に十分効果的な内容である。

【解釈指針 10-1-1-3】

《別添資料 10-1-6:2013 静岡大学附属図書館概要》

4 教員室

教員室は、法科大学院棟に近接する人文社会科学部棟に配置し、実務家専任教員（弁護士）のうち、2名のみなし専任弁護士教員について、共同研究室（通常の教員研究室2部屋分のスペース）になっていることを除くと、他の専任教員は全て、専用の研究室を与えている。いずれの研究室も24時間利用が可能であり、全て学内LANを通じて静岡大学附属図書館の判例データベース（LEX/DB）及び各教育研究支援システムなどにアクセスすることができる。

なお、非常勤講師については、人文社会科学部A棟5階に、共同の非常勤講師研究室を設けており、静岡大学附属図書館へのアクセスができるパソコンとプリンターを設置

し、授業の準備、学生との面談の利用に供している。

《別添資料 10-1-1:静岡大学法科大学院の施設概要図》

また、人文社会科学部 A 棟 5 階には、人文社会科学部法学科との共同の教員談話室も設けられ、学生との面談や簡単な打ち合わせなど、手軽に利用できるスペースとなっている。

【解釈指針 10-1-1-5】

【解釈指針 10-1-1-6】

2 特長及び課題等

法科大学院棟という独立の建物に自習室を整備し、全ての学生に固有のブース型の個人用学習机を貸与し、空調完備で24時間利用可能という快適な学習環境を提供している。

また、法科大学院棟内及び人文社会科学部棟にある「法廷教室」、「演習室」、大教室（人文社会科学部B棟401）には、無線LANを通じてパソコンを利用して、どこからでも静岡大学附属図書館などのデータベースにアクセスすることができ、効率的な勉学に供している。

法科大学院棟2階には、発足当初、専用会議室を設けていたが、平成18年度末に、自習室を増設するためにこのスペースを提供したことにより専用会議室がなくなっている。J棟の会議室を共同利用しているが、専用会議室を確保していく必要がある。

法的なものの考え方を訓練するには、授業時間外での学生同士の議論が効果的である。そのための討論スペースを法科大学院図書室内に設けたが、現在、法科大学院棟1階にそのための学生用共同研究室を設置すべく検討中である。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

本法科大学院においては、法科大学院教育の充実及び発展を目的とし、かつ社会各層からの関心や多様な要請に応えるため、評価専門委員会を設置し、積極的な自己点検及び評価の活動に取り組んできた。自己点検及び評価の活動としては、教育内容や取組の方法、組織の運営状況、目標の達成度及び改善すべき事項等を検討するとともに、『法科大学院年次報告書』を作成してその結果を取りまとめ、ウェブサイトで公表している。

自己点検及び評価の体制は、評価専門委員会と関係各専門委員会との連携によるものとし、評価専門委員会は、研究科長のほか総務専門委員長、入試・広報専門委員長、教務専門委員長、学生専門委員長、FD専門委員長及び学修状況分析専門委員長の7名で構成している。また、その所掌事項は評価専門委員会規則により定めている。

《資料11-1：静岡大学法科大学院評価専門委員会規則》

静岡大学法科大学院評価専門委員会規則

第3条 専門委員会は、法科大学院に関する次の事項を所掌する。

- (1) 法科大学院教育研究年報の発刊に関すること
- (2) 法科大学院評価に関すること
- (3) その他研究科長から委任されたこと

資料11-1

具体的取組としては(1)法科大学院の概要、(2)教員組織、(3)学生数の状況、(4)入学者選抜、(5)教育課程及び教育方法、(6)成績評価及び課程の修了、(7)学費及び奨学金等の学生支援制度、(8)修了者の進路及び活動状況、の項目に沿って自己点検及び評価を行い、平成22年度以降は毎年度、その結果を『法科大学院年次報告書』に取りまとめ、これをウェブサイト上で（平成24年度については、静岡法務雑誌第6号誌上でも）公表している。

なお、『法科大学院年次報告書』においては、上記項目のほか、別途、「改善を要する状況」の指摘とそれへの「対応状況」も併せ記述してきたところである。これにより、今後改善すべき事項が明らかとなった場合にも迅速かつ適切な行動をとることができたかどうかという対応過程や改善内容の透明性が適切に確保され得るものと考えている。

【解釈指針11-1-1-1】

評価専門委員会における以上のような自己点検及び評価に依拠しつつ、個別事項に即

しては所掌する専門委員会が制度・運用・内容の見直しを進め、関係規則や制度の改正等については研究科委員会で改善策を講じてきた。また、教育改善に関してはFD全体会議の場を通じて検討を進め、いずれの場合においても、評価専門委員会の自己点検及び評価と、教員及び専門委員会相互の連携による活動をサイクルとして取組を実施している。

【解釈指針 11-1-1-2】

《別添資料 11-1-1①:授業に関する資料提出のお願い》

《別添資料 11-1-1②:授業関連資料等の提出に関する規則》

《別添資料 11-1-1③:授業関連資料等の提出に関する規則についての申し合わせ》

《別添資料 11-1-2:定期試験についての申し合わせ(改正案)》

《別添資料 4-3-1:法務研究科入学者選抜試験についての内規》

《別添資料 11-1-3:成績評価に関する規則(案)》

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

本法科大学院は平成 19 年度以降、外部の有識者による自己点検及び評価に対する検証の仕組みを設けてきたが、現在は平成 21 年度発足の「静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員」による検証を受けることとしている。

【解釈指針 11-1-2-1】

《資料 11-2: 静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程》

静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程

(設置)

第 1 条 この規程は、静岡大学大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）に置く運営諮問評価委員（以下「諮問委員」という。）の所掌事項及び運営について必要な事項を定める。

(諮問委員)

第 2 条 諮問委員は、7 人以内とし、次の各号に掲げる者の中から法科大学院長が委嘱する。

(1) 法曹関係者

(2) その他法科大学院に関し広くかつ高い識見を有する者

2 諮問委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 諮問委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 諮問委員は、非常勤とする。

(任務)

第 3 条 諮問委員は、次の各号に掲げる事項について、毎年度 1 回以上、法科大学院長の諮問に応じて審議し、必要な助言又は勧告を行う。

(1) 法科大学院の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項

(2) 法科大学院の教育研究活動について法科大学院が行う評価に関する事項

(3) その他法科大学院の運営に関する事項

2 諮問委員は、必要と認める場合には、法科大学院長に対し、前項各号について報告を求め実情を調査することができる。

以下、略

資料 11-2

本規程に基づき、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する外部有識者によって、自己点検及び評価の検証を委嘱している。

《別添資料 11-1-2-2: 法科大学院運営諮問委員・評価報告書》

《別添資料 11-1-2-3: 運営諮問委員名簿》

委員は、平成 24 年度以降、現役の法曹（弁護士）及び法科大学院教育に携わっている法科大学院教授の計 5 名に委嘱している。弁護士はいずれも静岡県内で開業しているが、特に県内東部、中部及び西部からそれぞれ委員を選任し、各地域の法曹に対するニーズやあるべき法曹像に対する意見等を反映できるよう考慮したものとなっている。

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

以下のとおり、本法科大学院における教育活動等に関する重要事項、並びに自己点検及び評価の結果等に関する広報活動は、入試・広報委員会により各種印刷物及び部局ウェブサイトを通じて積極的に行っており、また適時によりわかりやすい方法で情報を提供できるよう、絶えず改善を図っている。

(1) 印刷物

① 『学校案内』(通称)による情報提供

毎年度、広報用として『法科大学院 20〇〇年度 学校案内』を作成し(平成 26 年度は 1,200 部発行)、関係諸機関に送付するとともに入試説明会等を通じて受験希望者等に配布している。掲載事項の概要は、次のとおりである。

《資料 11-3:「法科大学院 2015 年度学校案内」》

『学校案内』の内容

- 静岡大学大学院法務研究科長あいさつ
- 理念・特色
 - ・ 課程
 - ・ 教育システムの特徴
 - ・ めざす法曹実務家像
 - ・ カリキュラムの概要
- 学習環境・風景
- 教員一覧
- 授業内容紹介
- 在校生・修了生の声
- 課程・単位
 - ・ 入学前の学修支援
 - ・ 入学後の学修支援
- 修了後の支援体制
 - ・ 無料法律相談会
- キャリア(職業)支援
- 地域連携・地域貢献
- 平成 27 年度入学者選抜の概要
 - ・ 入学者選抜の基本方針(アドミッション・ポリシー)
 - ・ 過去の入試結果の概要
 - ・ 入学者選抜の流れ
 - ・ 過去の入学者の構成比概要
- 入学者選抜等に関する Q & A

(出典:『法科大学院 2015 年度学校案内 SHIZUOKA LAW SCHOOL』)

資料 11-3

②毎年度の『学生募集要項』による情報提供

毎年度、学生募集要項には、法科大学院及び入試制度の概要とともに、本法科大学院のアドミッション・ポリシー、教育の理念・目的と目指す法曹像を掲載している。

《別添資料 11-2-2:平成 26 年度学生募集要項》

③『静岡法務雑誌』による情報提供

本法科大学院の紀要である『静岡法務雑誌』（平成 20 年 3 月創刊。最新号は平成 26 年 3 月発行の第 6 号）においては、研究成果の公表にとどまらず、本法科大学院における教育の現状と成果並びに主催したシンポジウム、研究会及び国際交流等の記録を掲載している。

なお、『静岡法務雑誌』各号掲載の論文名及び著者については、全て本法科大学院のウェブサイトで公表している。

(2) ウェブサイト

部局ウェブサイトでは、本法科大学院の教育活動等の状況について随時更新するとともに、自己点検及び評価の結果や年次報告書を公表している。ウェブサイト上で公表している教育活動等に関する重要事項については、以下のとおりである。

- ①設置者……………法科大学院の概要
- ②教育の理念及び目標……………教育ビジョン（教育理念、目指す法曹実務家像）
- ③教育上の基本組織……………教員スタッフ
- ④教員組織……………教員スタッフ
- ⑤収容定員及び在籍者数……………入試情報
- ⑥入学者選抜……………入試情報
- ⑦標準修業年限……………入試情報
- ⑧教育課程及び教育方法……………教育ビジョン（カリキュラム）
- ⑨成績評価、進級及び過程の修了……………教育ビジョン
- ⑩学費及び奨学金等の学生支援制度……………キャンパスライフ（支援体制）、在校生・修了生へ
- ⑪修了者の進路及び活動状況……………キャンパスライフ（地域連携・地域貢献）

【解釈指針 11-2-1-1】

上記④においては、専任教員の最近 5 年間における研究活動等において、教育上の業績等に関する事項及び公的活動・社会貢献活動に関する事項を併せて公表し、毎年 6 月に更新している。

【解釈指針 11-2-1-2】

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

本法科大学院の設置準備に係る資料をはじめとして、各年度のシラバス、学期毎の定期試験問題及び学生の答案、小テスト問題及び答案等の平常点評価資料、授業資料等の教務関係資料、授業アンケート、授業参観計画書・実施報告書等の教育改善活動関係資料、自己点検及び評価活動関係書類、並びに各種公刊著作物類（『静岡法務雑誌』・『学校案内』・『学生募集要項』）等は、法科大学院係及び所掌の専門委員会が収集・保管し、法科大学院研究科長室内及び法科大学院事務室及び印刷室内に適切に保存している。また、これらは静岡大学法人文書管理規程が定める保管期間中保管するとともに、本法科大学院の評価の際に用いた文書については、当該評価を受けた時点から5年間保管するものとしている。

【解釈指針 11-2-2-1】

【解釈指針 11-2-2-2】

《別添資料 11-2-2-1:静岡大学法人文書管理規程》

《別添資料 11-2-2-2:評価関係書類の保管に係る取り扱いの指針》

2 特長及び課題等

本法科大学院は評価専門委員会による自己点検及び評価活動と、それに基づくと同時に、新たな自己点検へとつながる個々の専門委員会の活動とが相俟って、様々な取組を進めてきたところである。従前、これら活動の適切性、迅速性、外部からの視点を取り入れた客観性・公正性、そして以上をバランスよく包括した総合性の確保を目指してきたが、今後もそれぞれの活動の指針・計画、実践、問題点の洗い出しと改善方策の追求というサイクルを基本として、教育方法及び内容を精査し、教育効果の向上を図りたいと考える。

自己点検を行う重要な手段の一つとして、ウェブサイトにおける提供情報の多様化を促進する必要がある、また情報検索に関しても利便性の向上を図る必要がある。今後とも本法科大学院の果たすべき社会的責任を意識しつつ真摯な取組を継続し、一層の信頼を得ることが重要である。

資料目次

第1章 教育の理念及び目標

1-1 教育の理念及び目標

- 1-1-1 研究科長挨拶、教育理念「部局ウェブサイト」
<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/about/message/>
<http://www.ls.shizuoka.ac.jp/vision/rinen/>
- 1-1-2 静岡大学法科大学院の教育理念・目標と目指す法曹像
「平成26年度法科大学院学生募集要項」P1
- 1-1-3 大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書 平成17年度、18年度
- 1-1-4 第1回国際シンポジウムリーフレット
- 1-1-5 第2回国際シンポジウムリーフレット
- 1-1-6 日本弁護士連合会パンフレット「弁護士になろう」

第2章 教育内容

2-1 教育内容

- 2-1-1 人文社会科学部2015年学部案内
- 2-1-2 授業科目の展開「法科大学院学生便覧」P4～P5
- 2-1-3 平成26年度開講授業科目表
- 2-1-4 カリキュラムの概要「2014法科大学院ガイドブック」P4
- 2-1-5 履修基準「法科大学院学生便覧」P6
- 2-1-6 事前学習ガイダンス資料
- 2-1-7 静岡大学法科大学院の教育体系「法科大学院学生便覧」P1
- 2-1-8 授業の休講および振替状況について
- 2-1-9 平成26年度法科大学院行事予定表
- 2-1-10 平成26年度授業時間割表

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

- 3-1-1 平成26年度法科大学院科目履修者数一覧表
- 3-1-2 各年度別法科大学院科目履修者数一覧表(H20～H25)

3-2 授業の方法

- 3-2-1 エクスターンシップ事前指導概要
- 3-2-2 エクスターンシップ派遣先一覧(H21～H26)
- 3-2-3 静岡大学法科大学院エクスターンシップ専門委員会規則
- 3-2-4 エクスターンシップ・静岡銀行
- 3-2-5 エクスターンシップ・ヤマハ
- 3-2-6 エクスターンシップ・静岡県
- 3-2-7 エクスターンシップ・静岡市
- 3-2-8 エクスターンシップ・法律事務所
- 3-2-9 エクスターンシップ実務研修記録
- 3-2-10 リーガルクリニック説明概要
- 3-2-11 平成26年度集中講義一覧
- 3-2-12 判例データベース概要・LLI統合型法律情報システム概要
- 3-2-13 法科大学院生教育研究損害賠償責任保険「法科大学院学生便覧」P15～P16

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

- 4-1-1 授業科目の成績評価「法科大学院学生便覧」P11～P14
- 4-1-2 試験「法科大学院学生便覧」P14～P15
- 4-1-3 授業における欠席の取扱いに関する申し合わせ
- 4-1-4 出席カード
- 4-1-5 成績評価に関する規則・別表
- 4-1-6 追試験「法科大学院学生便覧」P14
- 4-1-7 受験者心得「法科大学院学生便覧」P66
- 4-1-8 試験監督者心得
- 4-1-9 試験における不正行為に対する教務上の取り扱いに関する内規
- 4-1-10 成績評価の説明に関する書式
- 4-1-11 各年度進級判定資料(H21～H25)
- 4-1-12 各年度修了判定資料(H21～H25)
- 4-1-13 試験問題作成・採点者心得
- 4-1-14 G P A説明資料及び履修案内
- 4-1-15 進級基準・留年制「法科大学院学生便覧」P6
- 4-1-16 平成25年度成績分布表

4-2 修了認定及びその要件

- 4-2-1 課程と修了要件「法科大学院学生便覧」P6

4-3 法学既修者の認定

- 4-3-1 ① 法務研究科入学者選抜試験についての内規第13条
- 4-3-1 ② 法務研究科入学者選抜試験についての内規第3条
- 4-3-2 平成27年度法律学試験問題作成要領

第5章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

- 5-1-1 静岡大学法科大学院F D専門委員会規則
- 5-1-2 平成25年度F D全体会議開催予定表
- 5-1-3 F D全体会議記録
- 5-1-4 依頼文「静岡大学法科大学院のF D活動の概要とご協力をお願い」
- 5-1-5 科目等履修生用授業アンケート書式
- 5-1-6 ① 定期試験問題等の作成に関する規則
- 5-1-6 ② 定期試験の採点に関する規則
- 5-1-6 ③ 試験問題案等の検討についての報告書（検討者用）
- 5-1-6 ④ 試験問題案等の検討についての報告書（問題作成者用）
- 5-1-6 ⑤ 定期試験問題等の変更申出書
- 5-1-6 ⑥ 採点結果の検討についての報告書
- 5-1-7 平成25年度分野別F D報告書
- 5-1-8 シラバス作成の手引き
- 5-1-9 平成26年度シラバス記載例・注意事項
- 5-1-10 授業関連資料等の提出に関する規則
- 5-1-11 平成25年度前期・後期F D活動報告書
- 5-1-12 平成22年度F D全体会議資料「静岡大学法科大学院のF D」

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

- 6-1-1 「平成26年度学生募集要項」表見返し、P2、P6、P7、P8
- 6-1-2 「静岡大学法科大学院2014年度学校案内」P15
- 6-1-3 ウェブサイト <http://www.ls.shizuoka.ac.jp/exam-news/#gaiyo>
- 6-1-4 「静岡大学法科大学院入試・広報専門委員会規則」
- 6-1-5 「法務研究科入学者選抜についての内規」
- 6-1-6 入学者に関するQ & A 「2015年度法科大学院学校案内」P17
- 6-1-7 平成27年度「社会人特別入試」募集要項 P2
- 6-1-8 静岡大学法科大学院2015年度学校案内 P15～P16
- 6-1-9 「面接試験」における「資格・能力評価基準」について

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

- 7-1-1 静岡大学法科大学院学修状況分析専門委員会規則
- 7-1-2 ガイダンス資料
- 7-1-3 個別面談実施状況資料
- 7-1-4 事前学習会資料
- 7-1-5 「里親制度」導入・実施に関する協定書
- 7-1-6 学生意見提案箱運用要領

7-2 生活支援等

- 7-2-1 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則
- 7-2-2 奨学金等の支援状況

7-4 職業支援（キャリア支援）

- 7-4-1 静岡大学法科大学院学生専門委員会規則
- 7-4-2 日中学術シンポジウムリーフレット
- 7-4-3 エクスターンシップ「法科大学院シラバス」
- 7-4-4 国立大学法人静岡大学大学院法務研究科法務研修生規程

第8章 教員組織

8-1 教員の資格及び評価

- 8-1-1 教員一覧・教員分類別内訳（様式3）
- 8-1-2 教員紹介「2014法科大学院ガイドブック」P7～P8
- 8-1-3 静岡大学大学院法務研究科教員選考規程
- 8-1-4 静岡大学大学院法務研究科教員の採用の選考についての内規
- 8-1-5 静岡大学大学院法務研究科教員の昇任についての内規
- 8-1-6 静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規
- 8-1-7 静岡大学大学院法務研究科非常勤講師の任用に関する内規

8-2 専任教員の配置及び構成

- 8-2-1 開設授業科目一覧（様式1）

8-3 教員の教育研究環境

- 8-3-1 静岡大学法務研究科研究専念期間制度（サバティカル）に関する内規
- 8-3-2 国立大学法人静岡大学教員特別研修実施要項
- 8-3-3 法科大学院事務組織図

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

- 9-1-1 静岡大学大学院規則
- 9-1-2 静岡大学学位規程
- 9-1-3 静岡大学大学院法務研究科委員会規則
- 9-1-4 静岡大学法科大学院運営組織表
- 9-1-5 平成25年度学長特別裁量経費、申請書類等
- 9-1-6 静岡大学法科大学院支援協会リーフレット
- 9-1-7 静岡大学法科大学院支援協会規約

第10章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設、設備及び図書館等

- 10-1-1 静岡大学法科大学院の施設概要図
- 10-1-2 学生自習室の利用について「法科大学院学生便覧」P25～P26
- 10-1-3 学生談話室の利用について「法科大学院学生便覧」P25～P26
- 10-1-4 法科大学院図書室利用規則
- 10-1-5 法政資料室「法科大学院学生便覧」
- 10-1-6 2013静岡大学附属図書館概要

第11章 自己点検及び評価等

11-1 自己点検及び評価

- 11-1-1 ① 授業に関する資料提出のお願い
- 11-1-1 ② 授業関連資料等の提出に関する規則
- 11-1-1 ③ 授業関連資料等の提出に関する規則についての申し合わせ
- 11-1-2 定期試験についての申し合わせ（改正案）
- 11-1-2-2 平成25年度法科大学院運営諮問委員・評価報告書
- 11-1-2-3 運営諮問委員名簿
- 11-1-3 成績評価に関する規則（案）

11-2 情報の公表

- 11-2-2 平成26年度学生募集要項 表見返し、P1
- 11-2-2-1 静岡大学法人文書管理規程
- 11-2-2-2 評価関係書類の保管に係る取り扱いの指針